

第1編 共通編



第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、市及び防災に関わる機関、市民、事業所等が一連の防災活動を適切に実施し、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災の万全を期するものである。

本計画は、うるま市の防災対策に関し、おおむね次の事項を定める。

- 1 うるま市の防災対策に関する公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 防災施設の整備、防災のための調査研究、災害用食料・物資及び資材の備蓄、防災教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報の収集及び伝達、気象警報等の発令及び伝達、避難・水防・消防（火災・救急・救助）・救援・衛生・文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

(1) 共通編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針、計画の見直し・推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害及び海上災害に関する応急対策計画及び災害復旧・復興計画

第1章 総則

(4) 原子力災害編

原子力という特殊性から計画上特化させ、本市ホワイトビーチに寄港する原子力艦に起因する事故等が発生した場合の市の組織体制と応急対策等

(5) 南海トラフ地震防災対策推進計画編

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく防止対策推進計画

(6) 資料編

各編に係る資料・様式

第2節 用語

あ行

安定ヨウ素剤	原子力災害に備えて、服用のために調合した予防薬。事故により空気中に放出された放射性ヨウ素を体内に取り込む前に安定ヨウ素剤を服用すると放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、甲状腺がんなどの発症リスクを低減させる効果がある。
溢水	河川の水が堤防のないところで越えてあふれること。
液状化	地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の小さい構造物（下水管等）が浮き上がったりする。
エリアメール 緊急速報メール	災害時において、緊急性の高い情報を各携帯電話会社のメールサービスを活用し、情報を配信するシステム。（「エリアメール」は㈱NTTドコモのサービスの名称で、「緊急速報メール」はKDDI（㈱）並びにソフトバンクモバイル（㈱）のサービスの名称）
応急危険度判定	地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度のこと。

か行

環境放射能モニタリング	原子力施設周辺の一般住民の安全を確かめるために、放射線（又は放射能）を定期的、連続的に監視・測定すること。
特別警報	気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。 気象、津波、火山噴火、地震（地震動）、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。津波の特別警報は「大津波警報」として発表される。
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難となった者をいう。
救護	被災者や傷病者を保護し、安全な場所において、看護・治療（心肺蘇生、止血等の応急手当を含む）等を行うこと。
救出	生死に関わらず、被災者を災害現場から救い出すこと。

救助	生命の危険にさらされている被災者を、その危険な状態から助け出すこと。
急性ストレス障害 (ASD)	非常に強い心的外傷体験（自然災害や暴力的被害、虐待などといった自分自身や身近な人の安全・生命が脅かされる体験）の後に、不眠や集中困難などの症状を起こす一過性の精神障害。 急性ストレス障害により生じる症状が1ヶ月以上続く場合は外傷後ストレス障害（PTSD）である可能性がある。
事業継続計画 (BCP)	Business Continuity Plan の略。被災時に企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画。 自治体においては業務継続計画という。
記録的短時間大雨 情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に气象台から発表される情報。 沖縄本島地方の雨量の発表基準は、1時間に110mmである。
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する事ができる。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。震源が近いと間に合わない場合もある。
緊急消防援助隊	大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された。
緊急通行車両	大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されるが、災害応急対策等に従事する車両等は所定の手続きをすることにより、規制区間を通行することができるもの。
検案	監察医（医師）が死亡原因を調べること。
減災	災害による被害をできるだけ小さくする取り組み
検視	検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。
広域避難場所	大規模災害において、地震に起因する火災や津波などの災害から安全が確保される大規模な公園等の広場をいう。また、状況に応じて応急救護所や災害ボランティアなどの活動拠点を設置する。

第1章 総則

高齢者等避難	避難指示よりも前の段階で発表するもので、避難に時間を要する高齢者や障がい者などに避難の開始を、その他の人々に避難の準備を求めるもの。
個別避難計画	避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

さ行

災害	暴風、竜巻、豪雨、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事・爆発等とする。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMATは Disaster Medical Assistance Team の略。大規模災害や事故の現場において、急性期（発災から48時間以内）に救命措置等に対応できる機動性を備えた、専門的な訓練を受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員で構成）。
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	DPATは Disaster Psychiatric Assistance Team の略。被災地・被災者支援精神科医療と精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム。
災害用伝言ダイヤル	被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービス。
サプライチェーン	原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送までの製品の全体的な流れのこと。
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報収集・伝達等、地域の防災活動を担う住民組織。
指定緊急避難場所	避難者が一時的に集合して様子をみる場所又は集団を形成する場所とし、津波などの災害から安全がある程度確保される公園等をいう。
指定公共機関	国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する機関。医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者などで、災害対策基本法で指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関（災害対策基本法に基づいて指定される機関で、内閣府・国家公安委員会・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・消防庁・法務省・外務省・財務省・文部科学省・文化庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・国土地理院・気象庁・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省の24機関）の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。
指定避難所	地震や津波等により、住家を失った被災者や帰宅困難者を収容し、中長期の避難生活の場を提供できる公共施設等をいう。
シーベルト（Sv）	放射能の人体への影響量を表す単位。 1シーベルト（Sv）は1000ミリシーベルト（mSv） 1ミリシーベルト（mSv）は1000マイクロシーベルト（μSv）

心的外傷後ストレス障害（PTSD）	強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなって、時間が経ってからも、その経験に対して強い恐怖を感じる事。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	津波警報、緊急地震速報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、市防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

た行

ダウンバースト	積雲や積乱雲から生じる強い下降流で、地面に衝突し周囲に吹き出す突風である。地上では、発散性の突風やしばしば強雨・ひょうを伴う。被害域は、円または楕円となることが多い。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 発表から約1時間を有効時間とし、必要に応じ随時発表する。
津波避難困難地域	津波到達時間までに、津波浸水区域から安全な場所に避難することが困難な地域。
津波避難ビル	高台に移動する時間を要するなど、迅速な津波避難が難しい地域において、差し迫る津波から避難者の安全を一時的に確保するため、緊急避難をする場所をいう。
道路啓開	緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。
土砂災害	崖崩れ、土石流、地すべりの総称。 降雨、地震及び火山噴火等による土砂の移動が原因となる災害。
土砂災害警戒区域	急傾斜地崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。気象台と都道府県が共同で発表する情報。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
トリアージ	多数の傷病者が一度に発生する特殊な状況下において、現存する限られた医療資源の中で、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

な行

軟弱地盤	泥や多量の水を含んだ常に柔らかい粘土、又は未固結の柔らかい砂からなる地盤の総称。
------	--

第1章 総則

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示されている。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合などに発表され、避難のための立ち退きを指示するもの。
避難促進施設	洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波による被害が生じると想定される地域内の要配慮者利用施設や地下街等の施設をいう。
福祉避難所	指定避難所で生活することが困難となる高齢者や障がい者等が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、状態に応じて安心した生活ができる体制を整備した施設をいう。
放射線	電磁放射線（ γ 線、X線）又は粒子線（ α 線、 β 線、陽子線、中性子線など）のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもの。
放射能	放射性物質が放射線を出す能力。
放射能物質	放射能（放射線を出す能力）をもつ物質の総称。

ま行

マグニチュード	地震の規模を表す数値。数字が大きいほど地震の規模も大きくなる。マグニチュードが1大きくなるとエネルギーは約3.2倍となる。 ※阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0
---------	---

や行

要配慮者	高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者。
------	------------------------------------

ら行

ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、通信等、生活に不可欠な物資や情報等のインフラ設備の総称。
リスクコミュニケーション	地域防災力向上を目的に行政や住民等、互いに危機について意見や情報を交換し、共有し合うこと。

第3節 うるま市の概況

1 位置

うるま市は、県都那覇市から 25 km、沖縄本島中部の東海岸に位置しており、西に沖縄市、北に恩納村・金武町と接し、東・南に金武湾・中城湾に面している。

さらに東南部に伸びる半島部の北方海上、東方海上には有人・無人の 10 の島々があり、このうち藪地、平安座、宮城、伊計、浜比嘉は半島部と海中道路等によって結ばれている。

また、うるま市の面積は 87.02 k m²で、沖縄県全体の 3.8%を占めている。

2 人口状況

市の人口は、1970 年頃から増加しはじめ、1970 年に約 79,000 人であった人口は、2020 年までの 50 年間で約 125,000 人へと 1.5 倍以上増加している。また、世帯数も、1970 年の 16,890 世帯から 2020 年には 48,163 世帯へと 3 倍近く増加している。

しかし、市の人口は、今後横ばいとなり、2030 年の人口も約 125,000 人と推計されている。

令和 2 年国勢調査での人口分布の状況は下図のとおりであり、石川地区、みどり町等で人口が多い傾向がある。

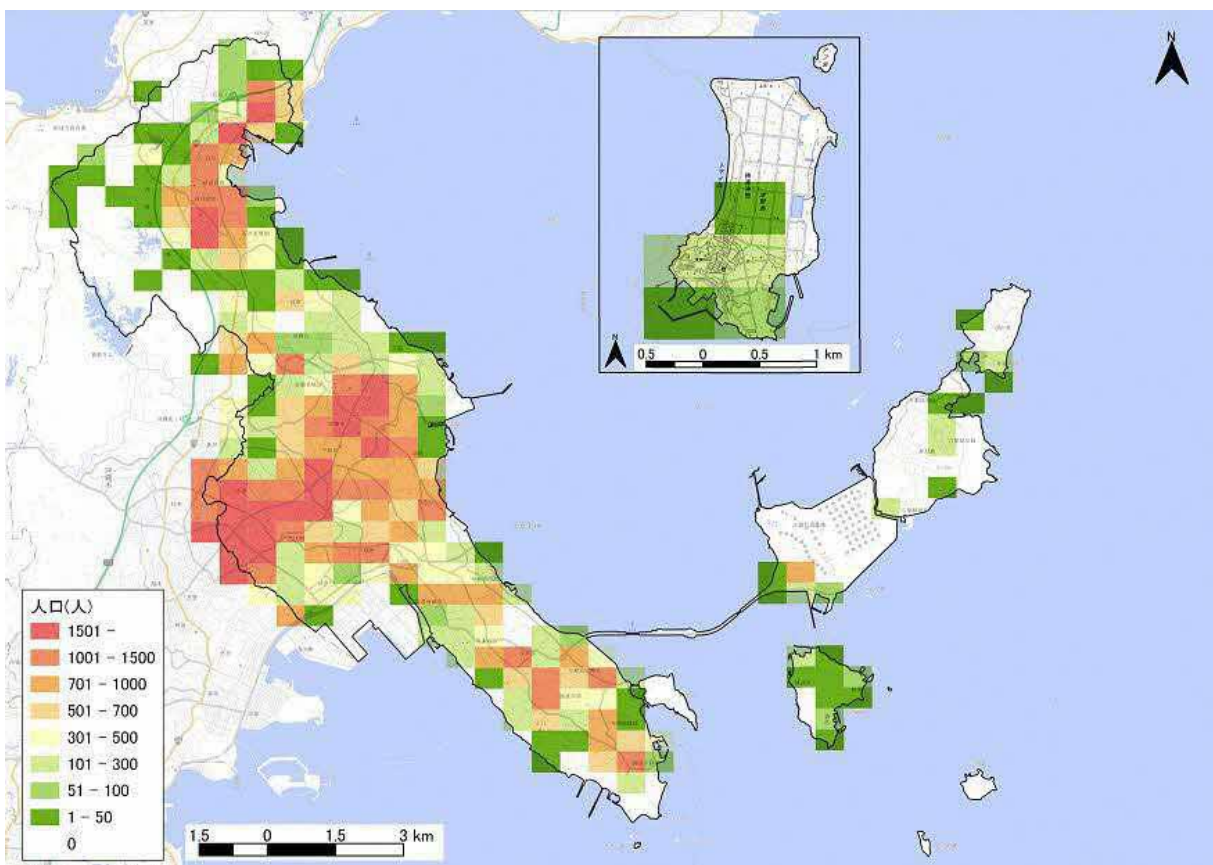


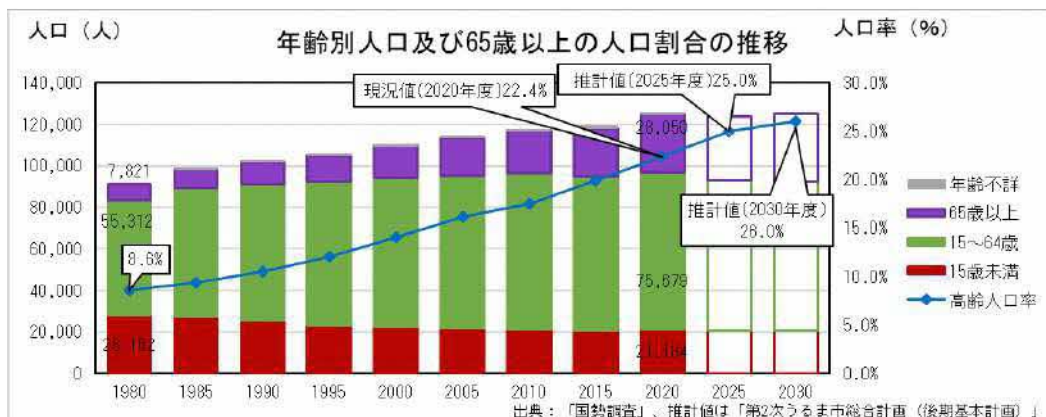
図 人口分布（500mメッシュ）

第1章 総則

年齢別の人口構成では、15歳未満の年少人口は、1980年の約28,000人から、2020年で約21,000人と減少している。

15～64歳の生産年齢人口は、1980年の約55,000人から、2020年で約75,000人と増加しており、同様に65歳以上人口は、7,821人（1980年）から28,050人（2020年）に増加している。

高齢人口率は、年々増加しており、高齢者の増大化は、避難行動要支援者※の対応にも関連する。



令和2年国勢調査での高齢人口率の状況は下図のとおりであり、島しょ部等で高齢化率が高い傾向にある。

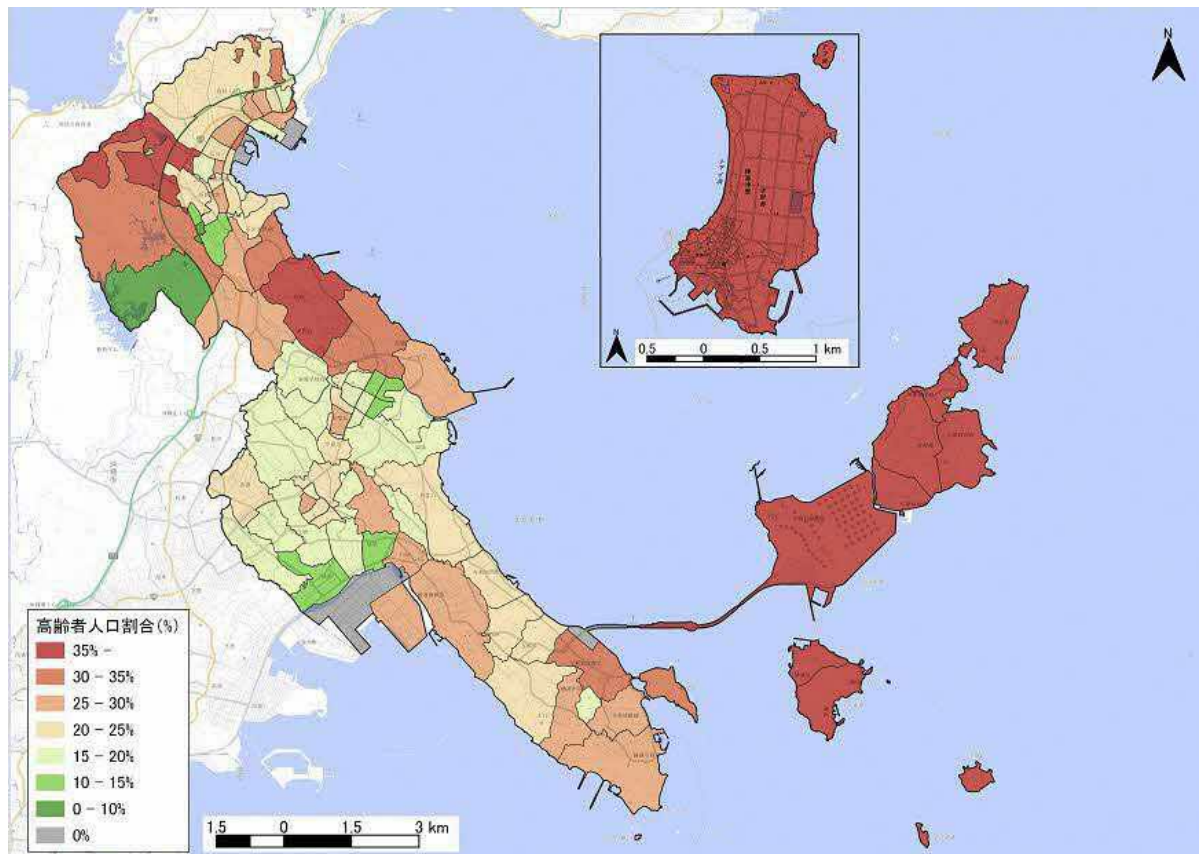


図 高齢人口率

※避難行動要支援者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

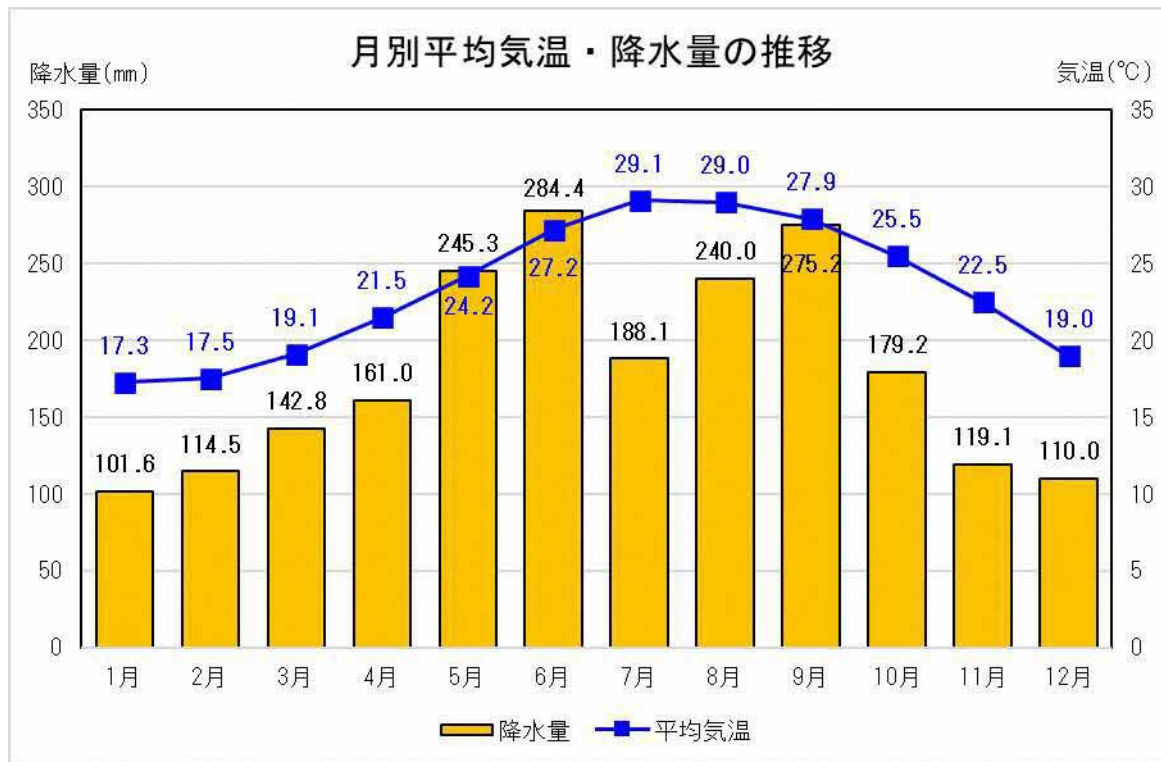
なお、市の年少人口割合は県平均以上であり、老年人口割合は県平均以下となっていることから、沖縄県下でも少子高齢化の進行が比較的緩やかな自治体といえる。

しかし、時系列でみると、年少人口割合の低下、老年人口割合の上昇は着実に進んでおり、2020年には高齢化率21%を超えていることから、超高齢社会が到来したと考えられる。



3 気 象

市の気象は亜熱帯海洋性気候に属し、平均気温は概ね 23.0℃、年降水量は約 2,200mm で、6 月には梅雨期、9 月には台風の襲来等による降雨量の増加がみられる（那覇の平年値（1991-2020 年））。



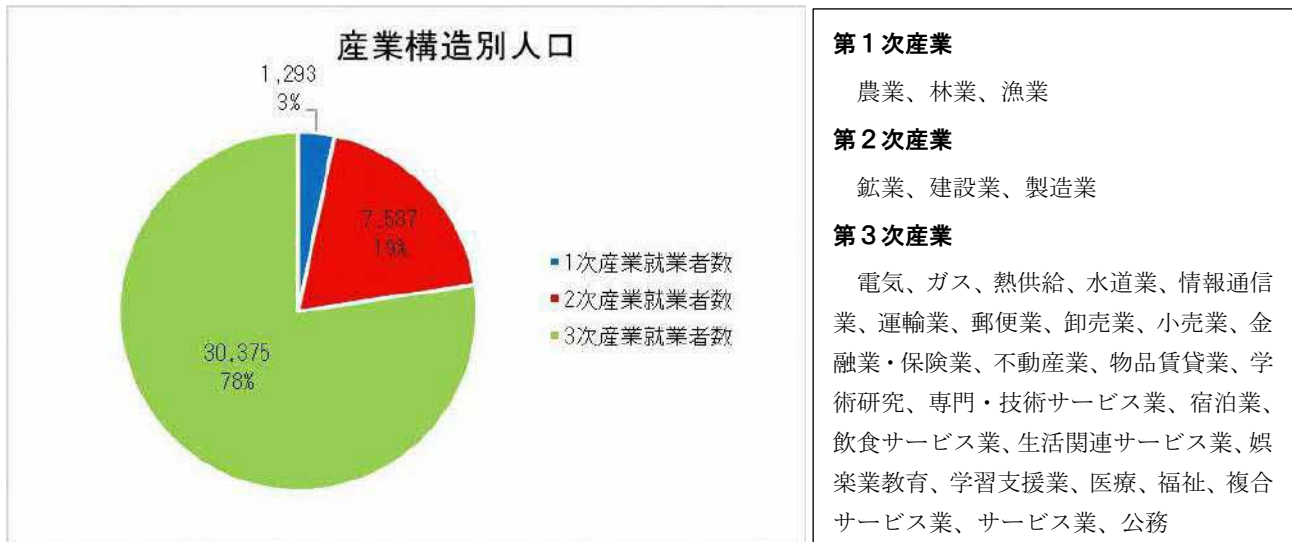
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	17.3	17.5	19.1	21.5	24.2	27.2	29.1	29.0	27.9	25.5	22.5	19.0
平均湿度	66	69	71	75	78	83	78	78	75	72	69	67
降水量	101.6	114.5	142.8	161.0	245.3	284.4	188.1	240.0	275.2	179.2	119.1	110.0

(平均気温単位：℃ 平均湿度単位：% 降水量単位：mm)

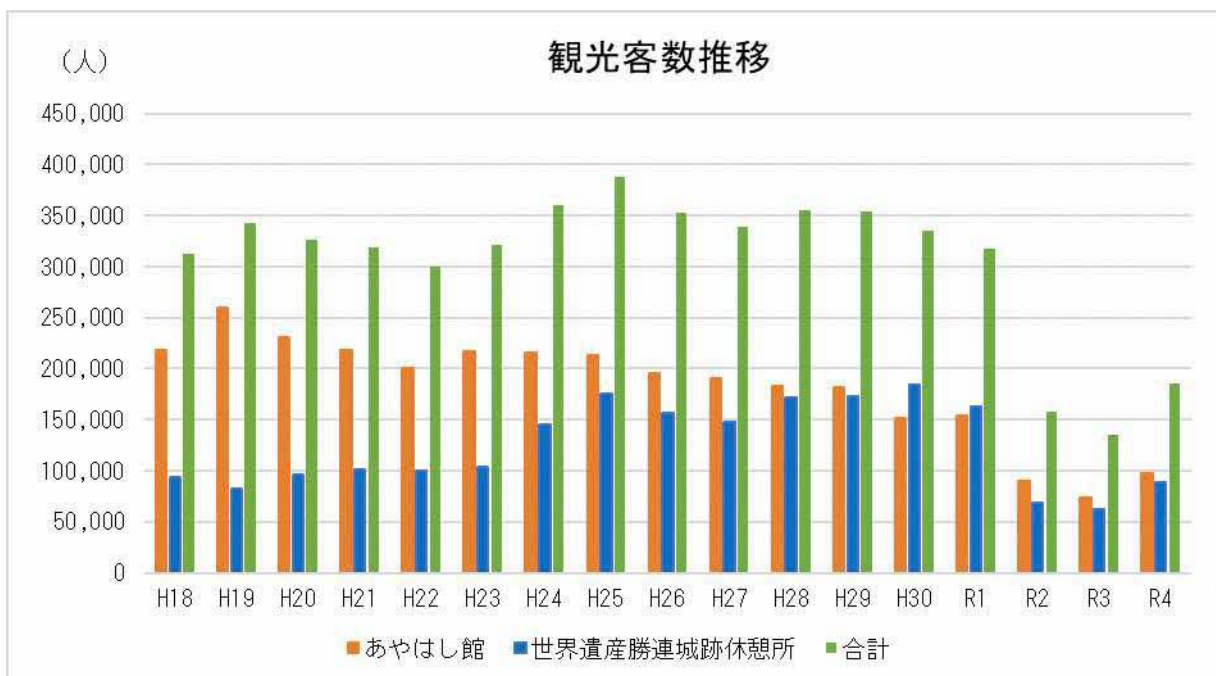
資料：沖縄気象台

4 産業構造

令和2年国勢調査でのうるま市の産業構造別人口は、第1次産業 1,293 (3.3%)、第2次産業 7,587 (19.3%)、第3次産業 39,255 人 (77.4%) となっており、農業等第1次産業比率が低く、都市型の産業構造の特徴を持っている。



第3次産業の一つとして、観光産業においては、年間の観光客数は平均約 33 万人である。



出典：うるま市HP

第1章 総則

5 石油コンビナート等特別防災区域（平安座地区特別防災区域）

市には、石油コンビナート等特別防災区域（昭和51年7月9日政令第192号及び昭和51年7月14日通商産業省、自治省告示第1号で指定）が与那城平安座（南西部の集落を除く）及び平安座島と宮城島との間を埋立てて出来た与那城平宮にある。

指定区域の面積は、4,190,277 m²でその状況は次のとおりである。

平成29年10月1日現在

区 称	平安座地区石油コンビナート等特別防災区域	
所 在 地	与那城平安座及び平宮	
態 様	石油貯蔵、石油燃料供給	
地 区	面積 (m ²)	種 別 及 び 事 業 所 名
		第一種事業所
平安座	893,200	沖縄出光株式会社 沖縄油槽所
平安座	1,219,332	沖縄ターミナル株式会社
平 宮	2,077,745	沖縄石油基地株式会社 沖縄事業所

出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画 令和3年石油コンビナート等防災体制の現況



第4節 市において想定される災害

市の防災対策の検討に当たり、市域で発生が予想される災害として、国・県による調査・検討結果や過去の災害事例、災害救助法の適用等を勘案し、以下に整理する規模の災害を想定の基本とした。

1 地震

地震災害について、「平成25年度沖縄県地震被害想定調査」による被害想定調査結果を参考に、以下のとおり想定する。

なお、複数の想定地震のうち、市に対して最も大きな影響を与えると考えられる地震を、本計画の想定災害の条件とする。

(1) 想定地震の概要

① 地震時に想定される揺れの概要

石川-具志川断層による地震を対象災害として想定する。

具志川地区から与勝地区及び中城湾港新港地区を中心として、広い範囲で震度6強の揺れとなる。栄野比の一部において、震度7の揺れとなる区域がある。

また、石川地区、与勝地区南部、平安座島、浜比嘉島、宮城島の一部では震度6弱の揺れが中心となっている。伊計島、津堅島では震度5強の揺れが中心となっている。

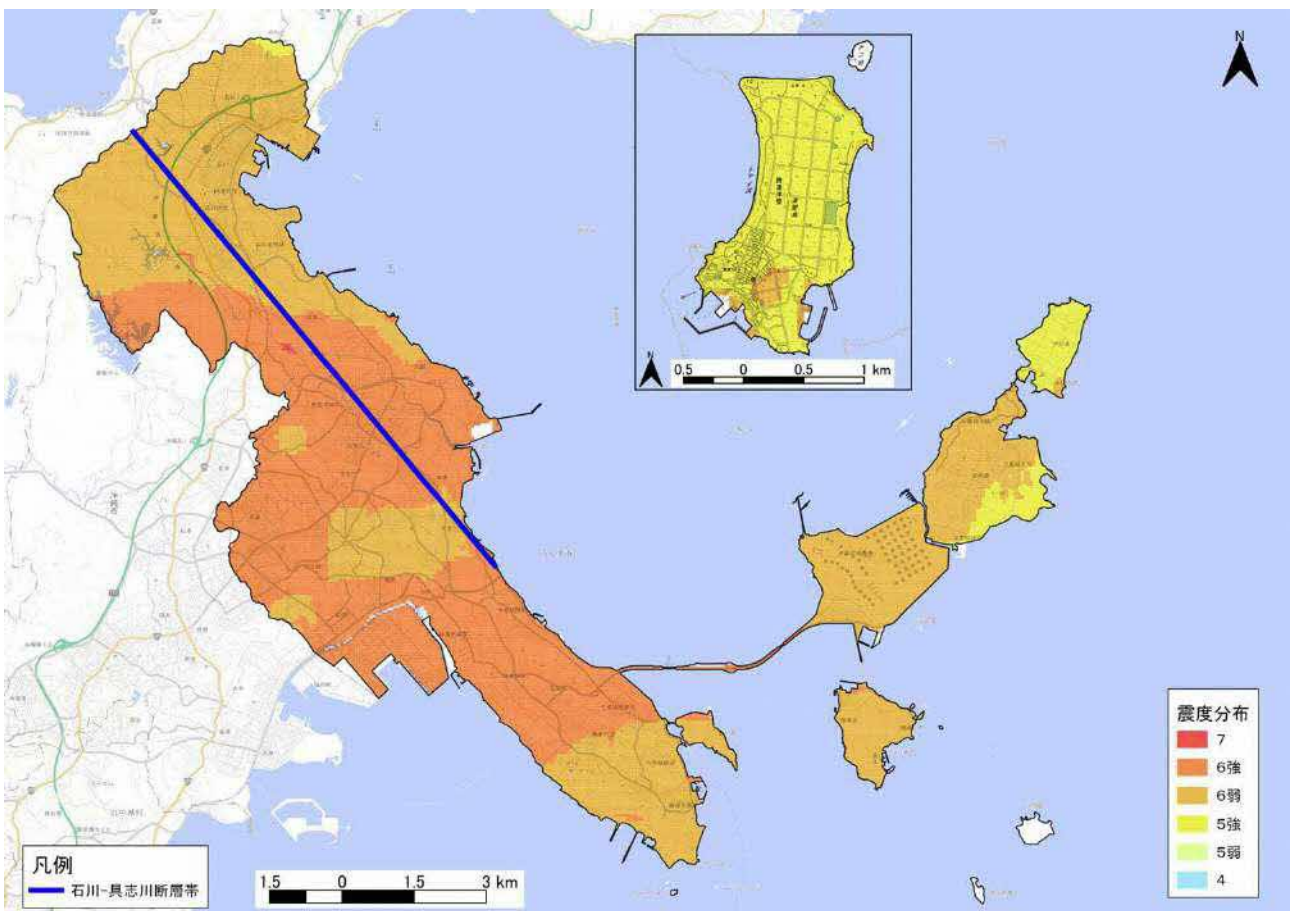


図 想定地震（石川-具志川断層による地震）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

② 想定地震による液状化被害の概要

沖縄本島南東沖地震3連動を対象災害として想定する。

石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等を中心に液状化危険度の高い地域が分布している。

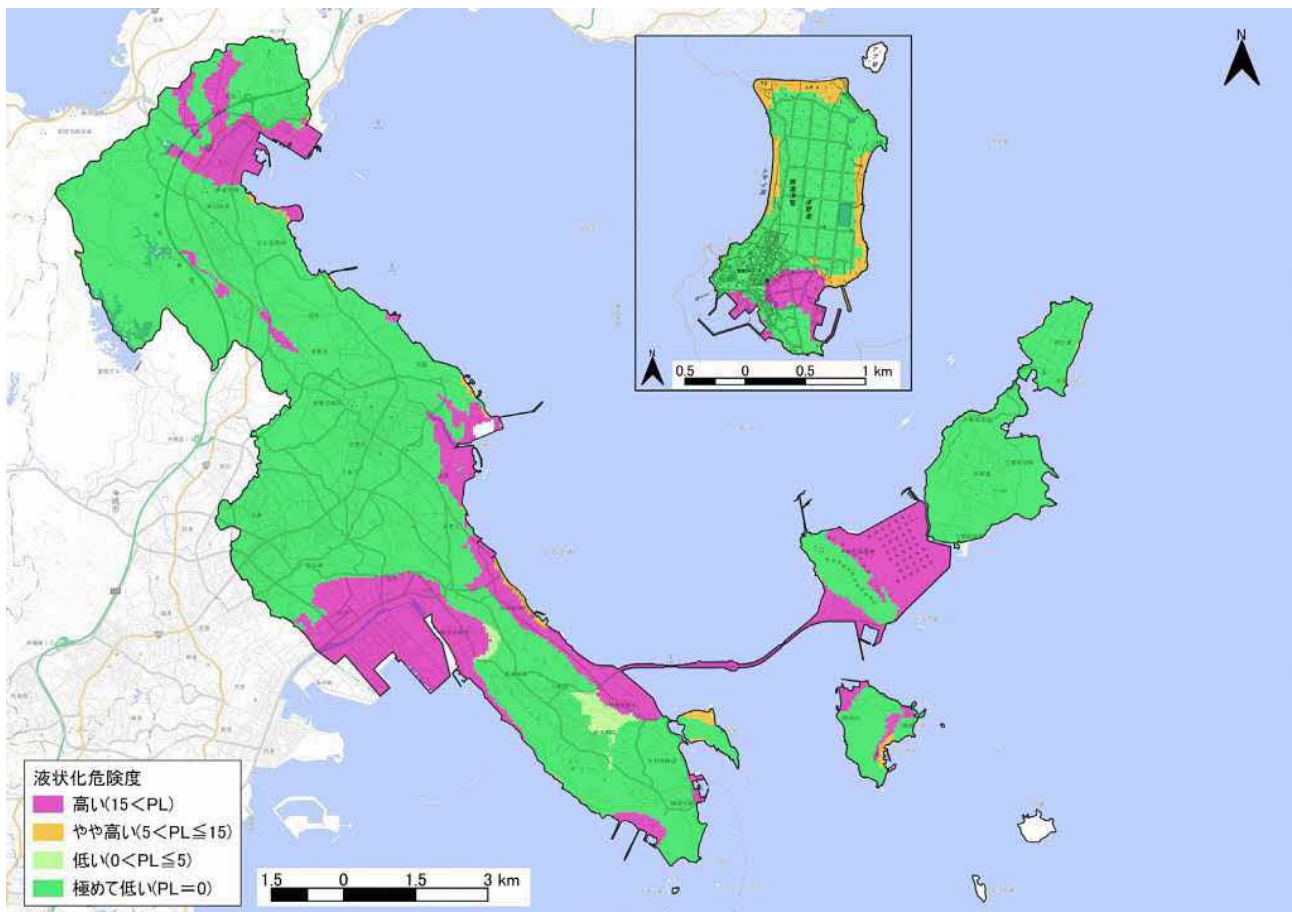


図 想定地震による液状化（沖縄本島南東沖地震3連動）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

(2) 地震時に想定される被害の概要

① 想定地震による建物被害の概要

市域では、震度6弱以上の揺れが想定される区域が広く分布している。震度6強の区域では、特に旧耐震基準の建物（昭和56年5月31日までに建築確認を受けた建物）を中心として、被害が拡大する可能性がある。

想定地震による建物全壊の被害の概要は以下のとおりである。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目を中心に建物全壊棟数が多い傾向があり、当該区域を、緊急輸送道路である県道255号線が通過している。

建物倒壊は、直接的な被害の他、倒壊時に、近接する道路を閉塞する可能性がある。

避難所等に至る道路等が沿道建物の倒壊により閉塞することで、避難所等の利用に影響する可能性がある。

【具志川地区】

安慶名や同地区から赤道を通過する県道75号線の沿道を中心に建物全壊棟数が多い傾向がある。

また、比較的多くの建物全壊が想定される区域内に避難所等が立地しており、避難所に至る道路等が沿道建物の倒壊により閉塞することで、避難所等の利用に影響する可能性がある。

災害時の拠点施設の一つであるうるま市役所周辺の全壊棟数は比較的少ない傾向がある。

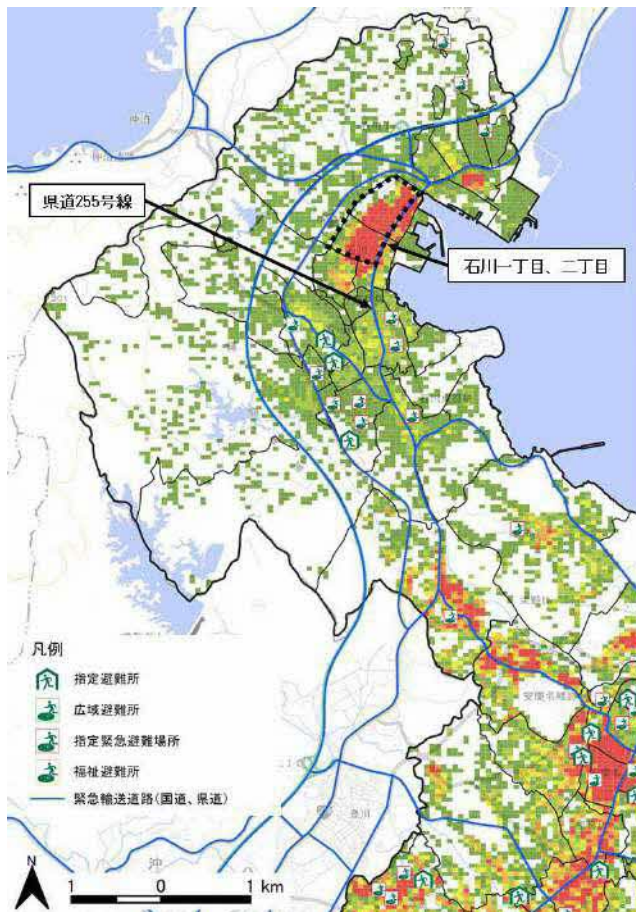


図 想定地震による建物被害（石川地区）

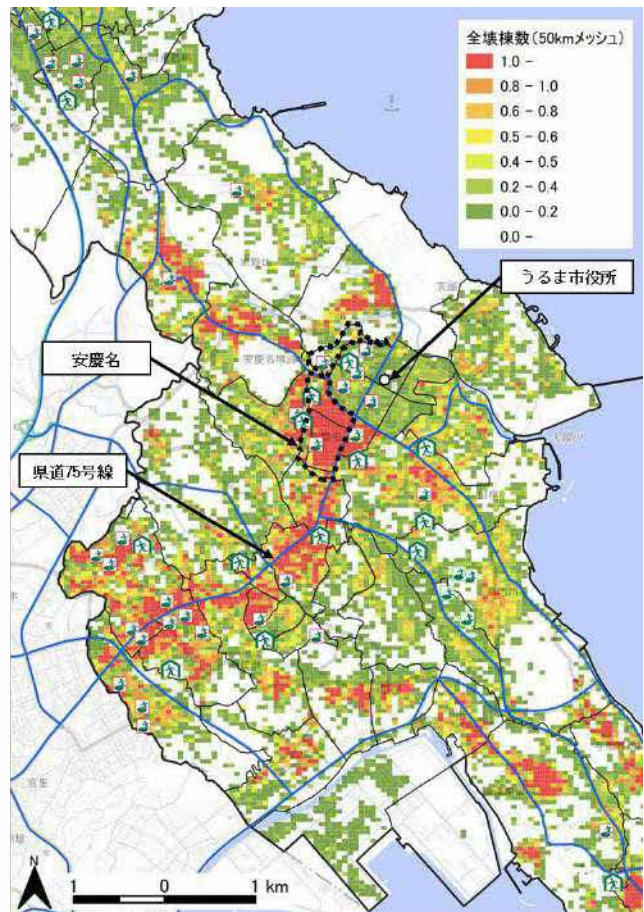


図 想定地震による建物被害（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

※上記の図は、揺れと液状化による全壊棟数について、50m四方毎の値を示している。

第1章 総則

【与勝地区】

与勝地区では、県道10号線、県道37号線の沿道を中心に建物全壊棟数が多い傾向がある。また、比較的多くの建物全壊が想定される区域内に避難所等が立地しており、避難所に至る道路等が沿道建物の倒壊により閉塞することで、避難所等の利用に影響する可能性がある。

【島しょ地区】

島しょ地区では、地震による建物全壊棟数は、比較的少ない想定結果となっており、個別の対応が基本となる。

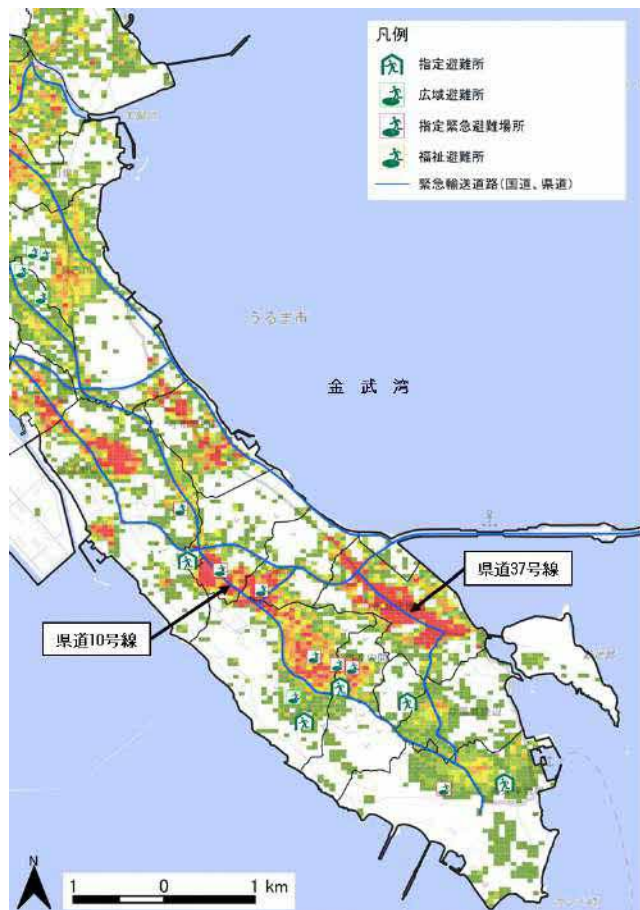


図 想定地震による建物被害（与勝地区）

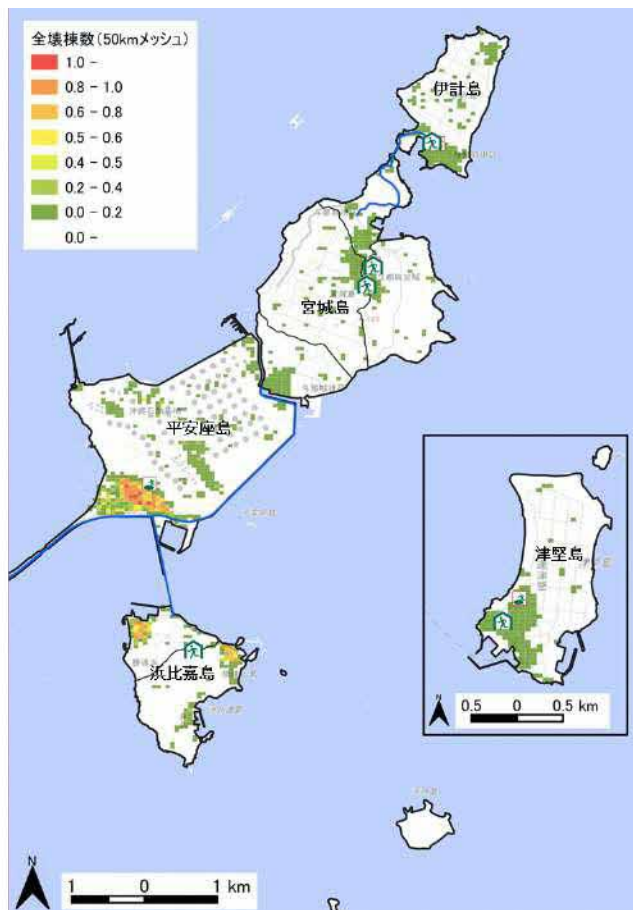


図 想定地震による建物被害（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

※上記の図は、揺れと液状化による全壊棟数について、50m四方毎の値を示している。

② 想定地震（揺れ、液状化）による被害の概要

想定地震での揺れ、液状化による被害の概要は以下のとおりである。

表 想定被害結果（石川－具志川断層系地震）

地区名	揺れ		液状化	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
沖縄県	12,527	27,250	1,568	1,980
うるま市	4,587	7,651	277	348

③ 想定地震（揺れ）による社会基盤施設等への被害

地震時の揺れは、建物倒壊による建物利用者への直接的な被害の他、道路施設の損壊（落橋等）や周辺道路の閉塞等の被害を及ぼす可能性がある。特に緊急輸送道路や避難所等に至る道路等の重要な路線の被災により機能低下することは、被害をより拡大させる可能性がある。

【石川地区】

地区内の広い範囲で震度6弱が想定されている。

旧耐震基準の施設を中心として、避難所等と防災拠点の耐震性能の確保に留意が必要である。

【具志川地区】

広い範囲で震度6強が想定されており、当該地区内に立地する避難所等や防災拠点を中心として、耐震性能の確保が重要となる。また、栄野比の一部では、震度7が想定されている。

中城湾港新港地区では、全域で震度6強が想定されている。島状の地区であることから、橋梁や港湾等を中心とした各種施設の損壊による地区内への影響が大きくなる可能性がある。

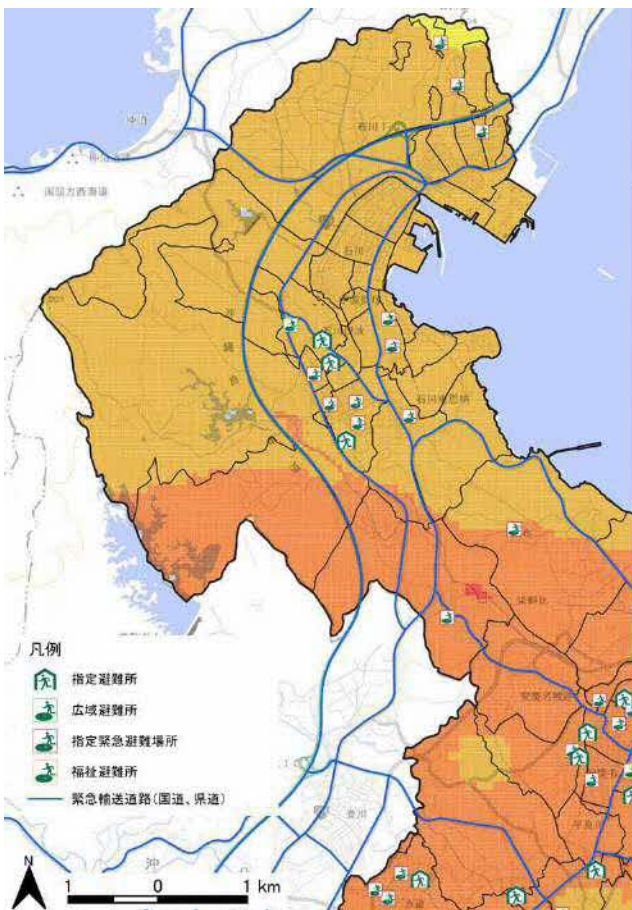


図 想定地震×社会基盤施設等（石川地区）

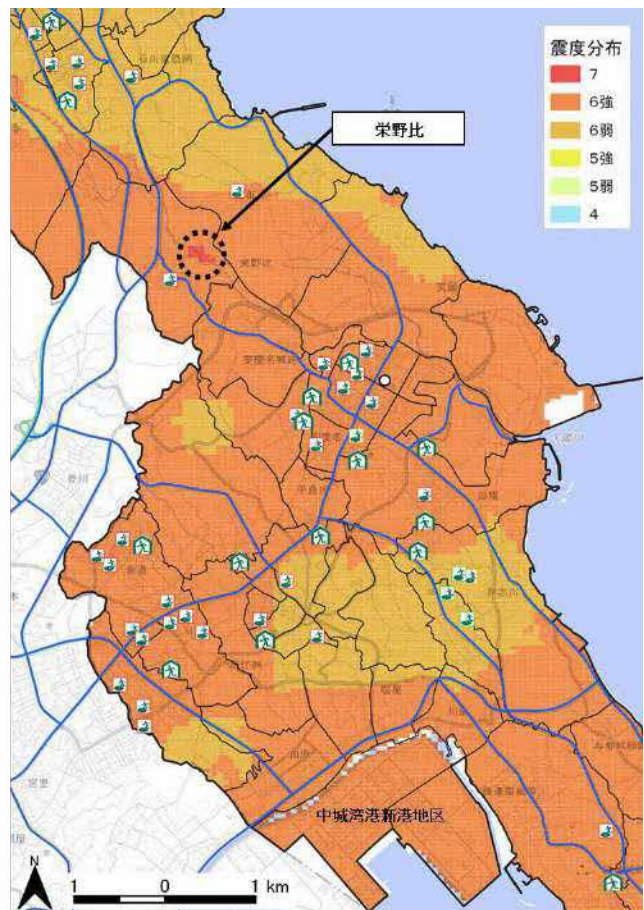


図 想定地震×社会基盤施設等（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

【与勝地区】

半島状の地形のうち、先端部周辺では震度6弱、それ以外の区域では震度6強を中心として広がっている。

旧耐震基準の施設を中心として、避難所等と防災拠点の耐震性能の確保が重要である。

【島しょ地区】

平安座島と浜比嘉島、宮城島で震度6弱と想定されている。また、宮城島の一部、伊計島、津堅島で震度5強が中心となっており、旧耐震基準の施設を中心として、耐震性能の確保に留意が必要である。

また、特に島しょ地区は、地震災害時、海中道路の被災による機能低下で、孤立する可能性がある。



図 想定地震×社会基盤施設等（与勝地区）

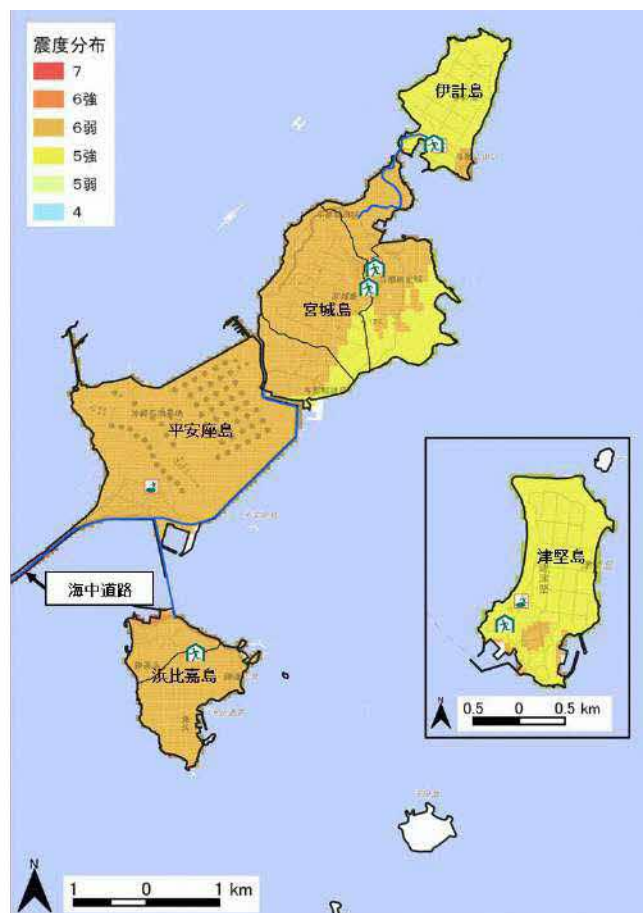


図 想定地震×社会基盤施設等（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

④ 想定地震（液状化）による社会基盤施設等への被害

液状化が発生する地域では、建物の沈下・傾斜や道路の陥没、地下埋設物を中心としたライフライン及び市内に立地する電気・石油等のエネルギー関連の重要施設への影響等の被害が発生する可能性がある。

市全域を通して、「液状化危険度が高い区域」と「極めて低い区域」に大きく二区分され、危険度が高い区域において重点的な対応が必要である。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目を中心とした範囲及び天願川上流地域の一部が、液状化危険度が高い区域と想定されている。

液状化が発生した場合、市街地や港湾施設、液状化危険度の高い区域を通過する国道329号や県道255号線などの緊急輸送道路等の利用に影響する可能性がある。

【具志川地区】

天願川下流や中城湾港新港地区を中心に、液状化危険度が高い区域と想定されている。

液状化が発生した場合、市街地や港湾施設、液状化危険度の高い区域を通過する県道16号線や県道33号線の緊急輸送道路等の利用に影響する可能性がある。

液状化危険度が高い中城湾港新港地区では、液状化が発生し施設が破損した場合、その地域に立地する企業に大きな影響を与える可能性がある。

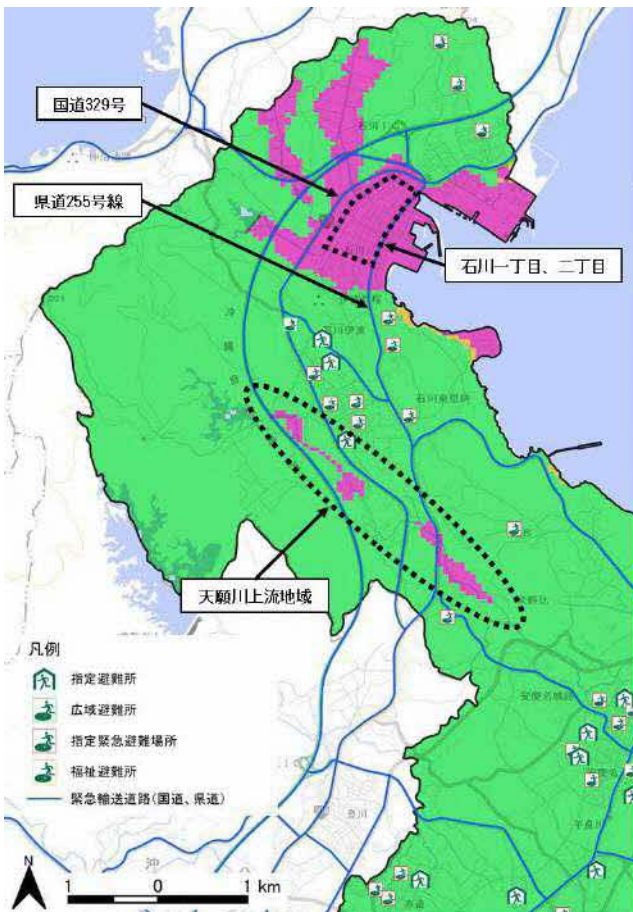


図 液状化×社会基盤施設等（石川地区）

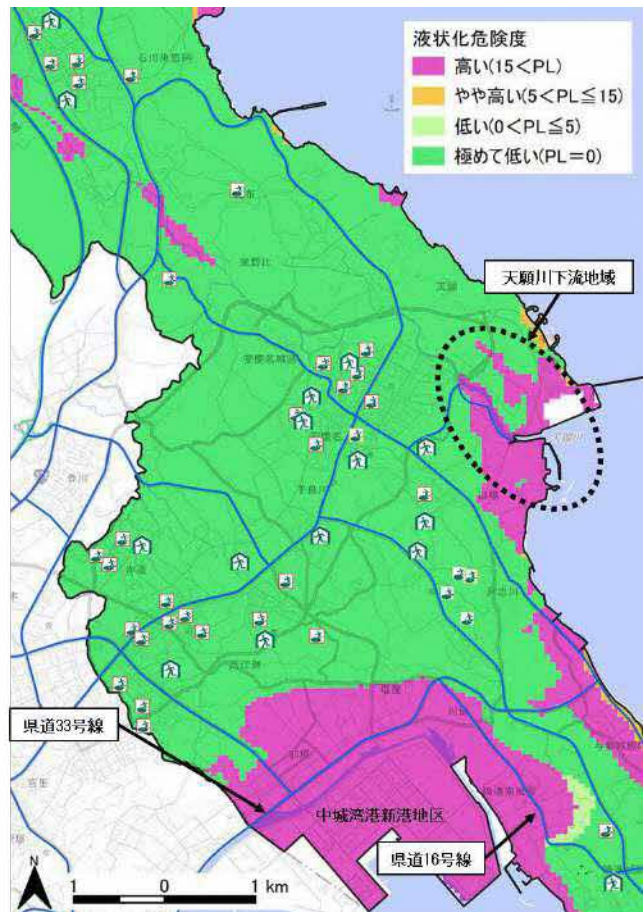


図 液状化×社会基盤施設等（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

【与勝地区】

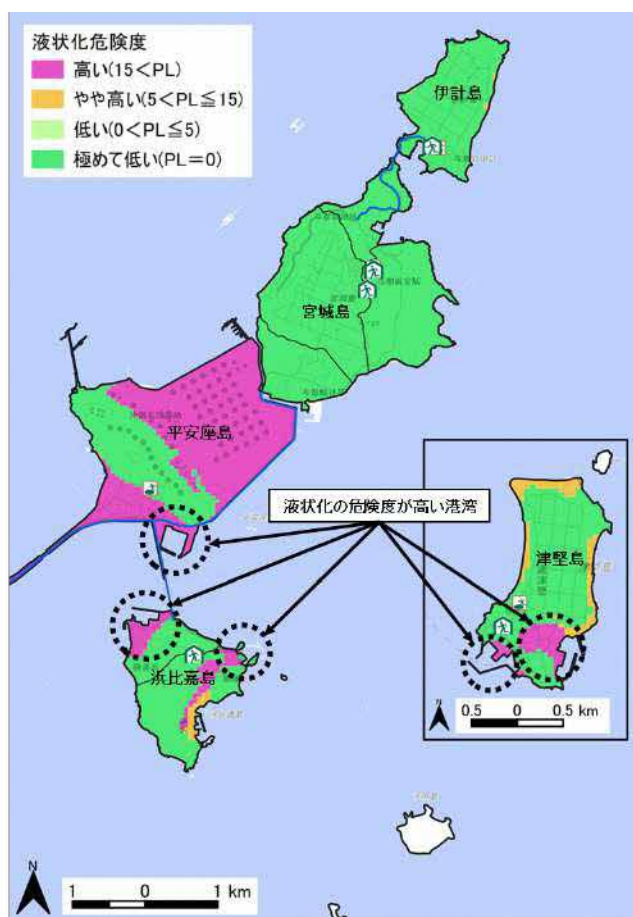
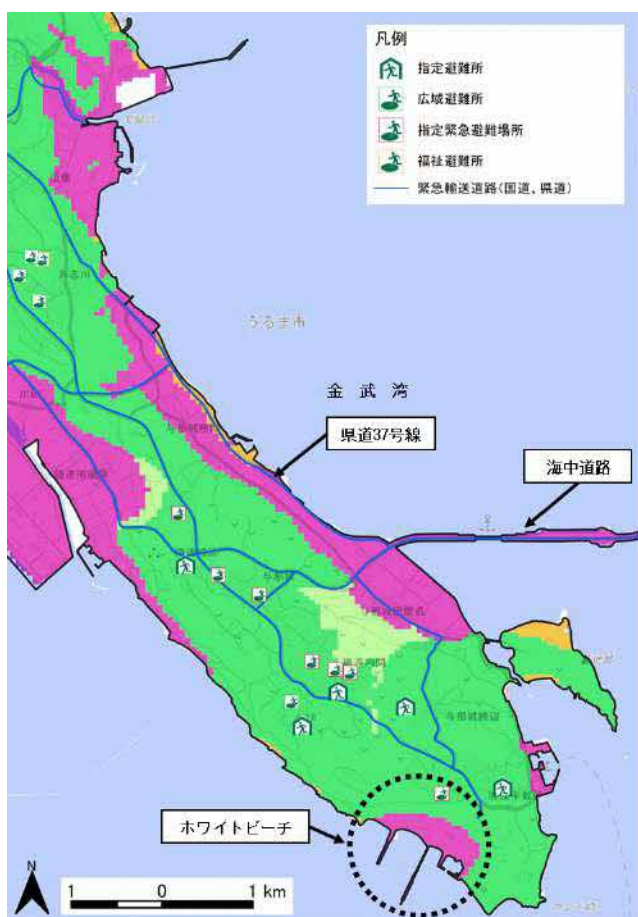
与勝地区では、金武湾沿岸を中心と地区南部のホワイトビーチで液状化危険度が高い区域と想定されている。

液状化が発生した場合、緊急輸送道路である県道37号線沿道等を中心として、被害が発生する可能性がある。

【島しょ地区】

島しょ地区では、平安座島の広い範囲と浜比嘉島、津堅島の一部で液状化危険度が高いと想定されている。

海中道路や港湾施設周辺の液状化危険度が高く、液状化発生時により当該施設が損壊した場合、島しょ地区が孤立する可能性がある。



出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

⑤ 想定地震（揺れ）による高齢者への影響

高齢者数（65歳以上人口）が150人以上の町丁目が市内に広く存在しており、一部では500人以上となる地区もある。

市内は、広い範囲で震度6弱以上となることが想定されており、地震発生時の避難行動も広い範囲で発生すると考えられる。特に高齢者は、避難行動において支援等が必要となる可能性がある。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目等、高齢者人口が多い地区では、災害時の避難行動が課題となる可能性があり、留意が必要である。また、高齢化率の観点からは、例えば石川南栄等のように人数自体は比較的少なくとも高齢化率が高い地区として留意が必要である。

当該地区では、地震時の揺れとして、広い範囲で震度6弱が中心であるが、老朽建物を中心として建物が倒壊する可能性があり、高齢者数が多く、高齢化率も比較的高い区域では、避難行動等について事前の検討が重要である。

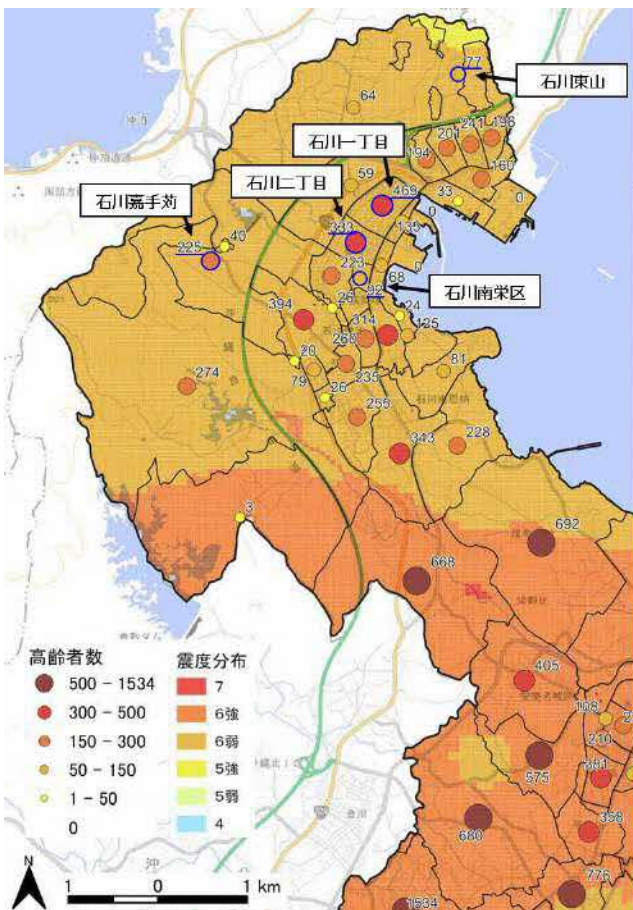


図 想定地震×高齢者分布（石川地区）

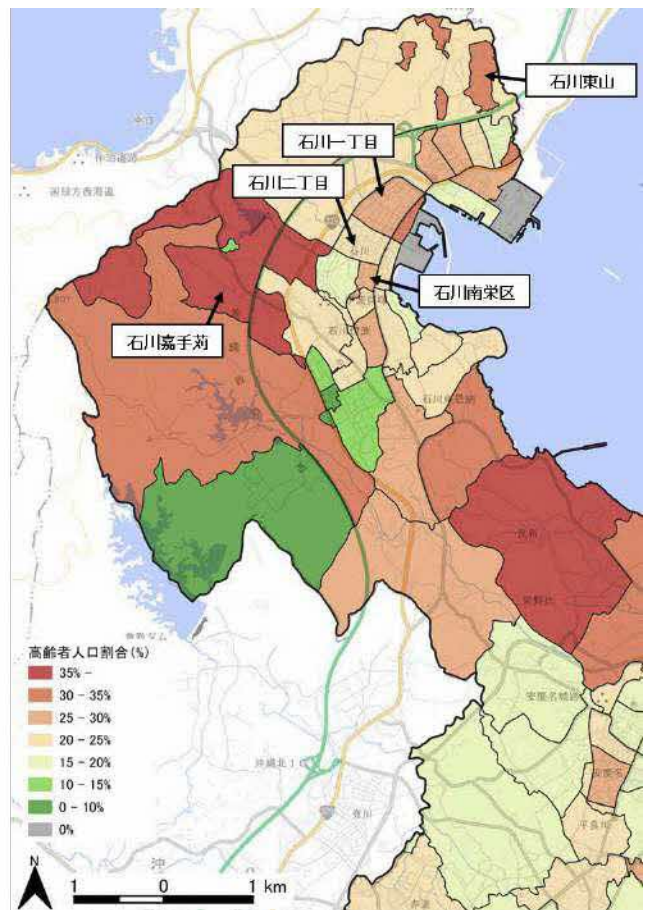


図 高齢者人口の割合（石川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

【具志川地区】

昆布や天願等では、高齢者人口・高齢化率が共に高い傾向があり、地震時には震度6強等となる区域が広がっている。

当該地区を中心に、地震時の避難行動等に課題がある可能性があり、避難行動等について事前の検討が重要である。

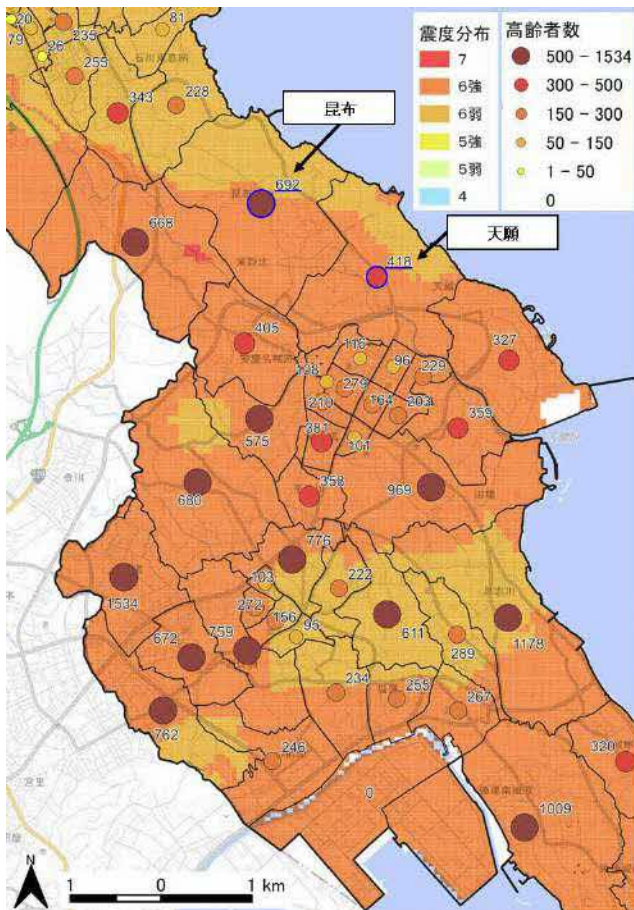


図 想定地震×高齢者分布（具志川地区）

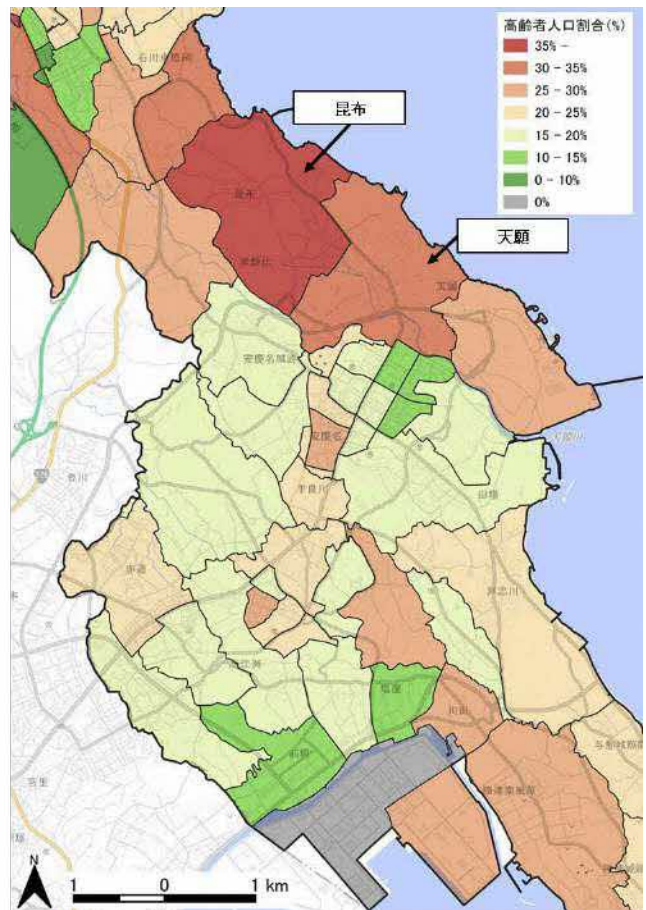


図 高齢者人口の割合（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

【与勝地区】

勝連南風原や与那城屋慶名、勝連平敷屋、勝連平安名等において、高齢者が多い傾向があり、地震時の揺れとして、震度6強が想定されている。

当該地区の高齢化率は、地区内では比較的高い傾向もあることから、地震時の避難行動等に課題がある可能性があり、避難行動等について事前の検討が重要である。



図 想定地震×高齢者分布（与勝地区）

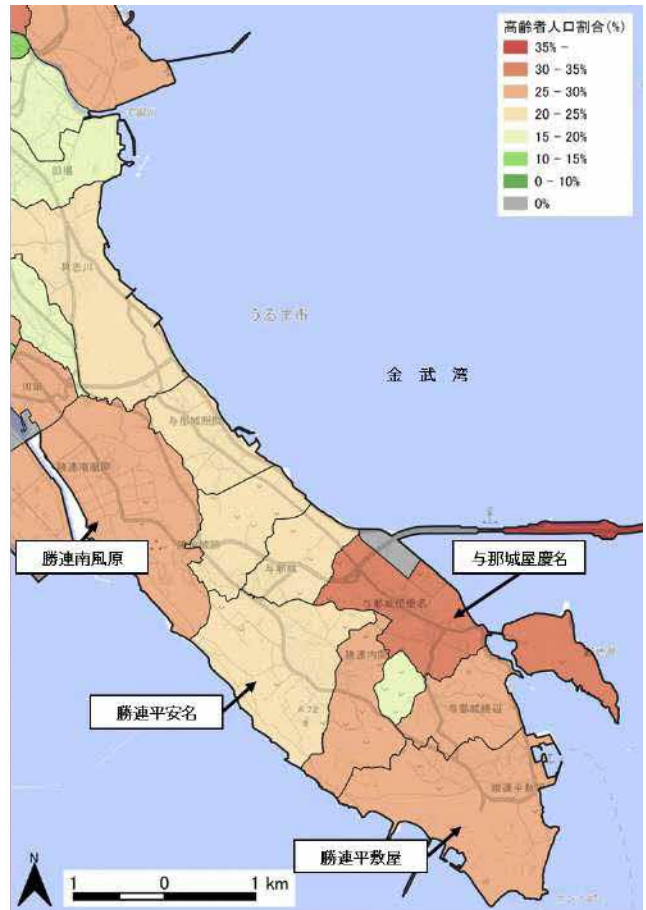


図 高齢者人口の割合（与勝地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

【島しょ地区】

島しょ地区の全体的な傾向として、高齢化率が高い傾向がある。

想定される震度は5強から6弱で、市街地が島内でも集約している傾向があることから、地域全体で相互に支援しての避難行動等は比較的实施しやすいと考えられるが、高齢者の移動特性等を踏まえた検討が重要と考えられる。

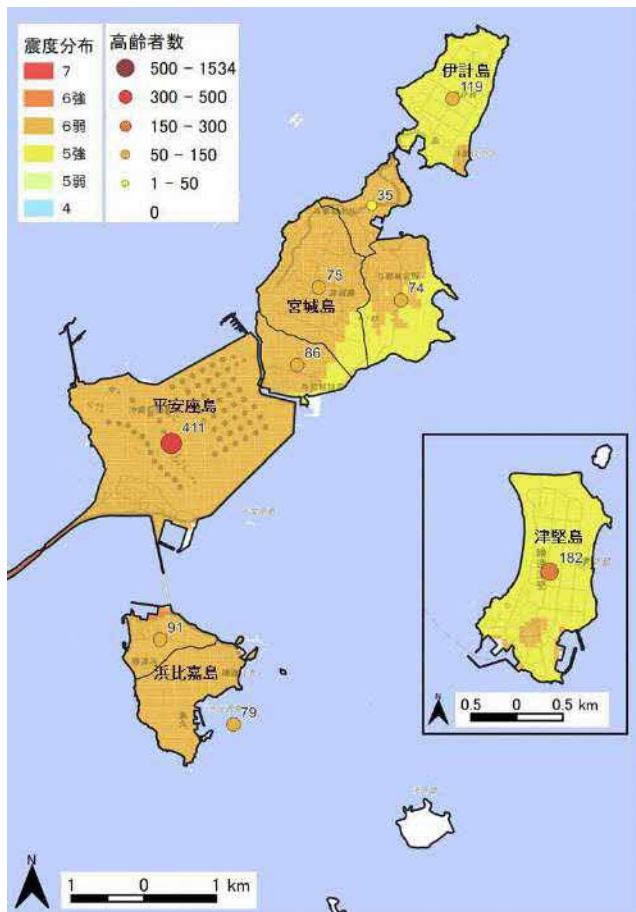


図 想定地震×高齢者分布（島しょ地区）

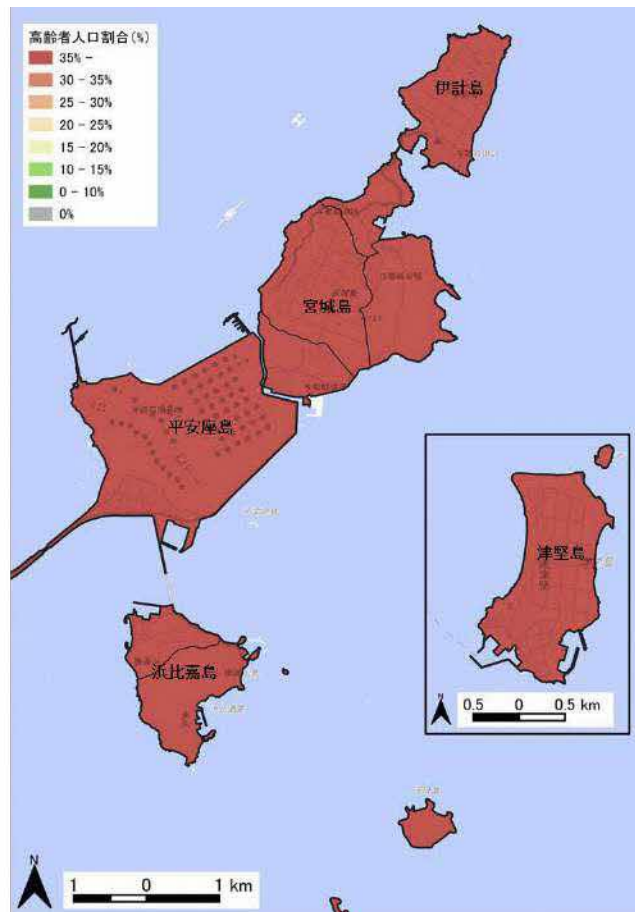


図 高齢者人口の割合（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

2 津波

「沖縄県津波被害想定調査報告書（平成25年3月）」による被害想定を参考に、市の津波による被害を想定する。

なお、複数の想定津波*のうち、市に対して最も大きな影響を与えると考えられる津波を、本計画の想定条件とする。

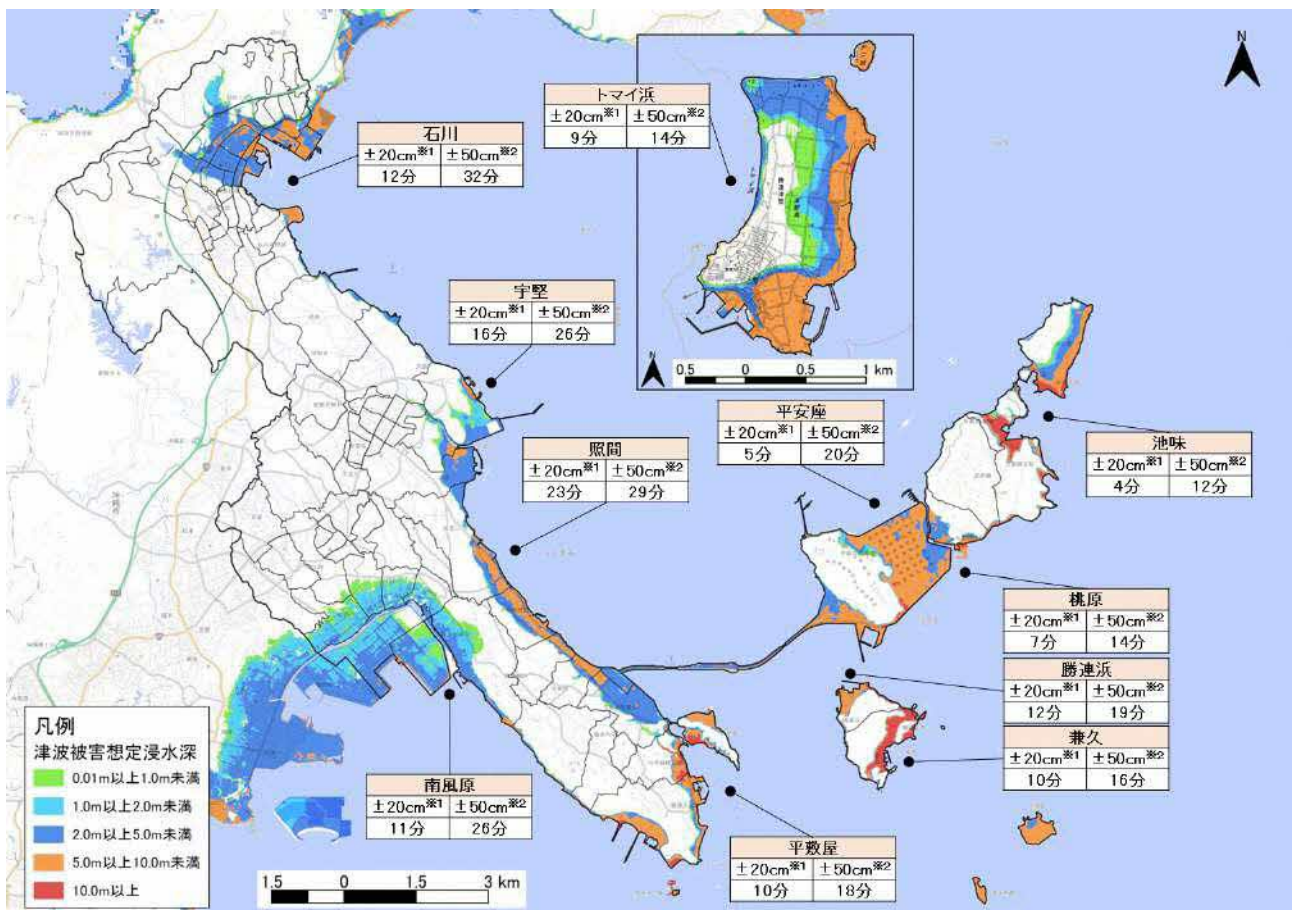
※「沖縄県津波被害想定調査報告書（平成25年3月）」では、15ケースの津波について想定されているが、各津波の確率規模については整理されていないため、市への影響が最大となる津波を対象とすることとした。

(1) 想定津波

① 想定津波による被害想定概要

八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波を対象として被害を想定する。

石川地区、中城湾港新港地区、与勝地区東部、島しょ地区等の各地において、津波による浸水が想定されている。



※1 影響開始時間(±20cm)：海岸・海域の人命に影響が出るおそれのある水位変化(±20cm)が生じるまでの時間

※2 影響開始時間(+50cm)：避難に影響が出る恐れのある水位上昇(+50cm)が生じるまでの時間

図 想定津波（八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)

第1章 総則

(2) 防災アセスメント（津波版）

① 想定津波による社会基盤施設等への被害

港湾部周辺を中心に津波が想定されている。津波により市民への直接的な被害の他、港湾施設や緊急輸送道路等に被害を及ぼす可能性がある。港湾施設や緊急輸送道路等の被災により、地域の被害がより拡大する可能性がある。

【石川地区】

石川地区において広い範囲で浸水が想定され、港湾周辺では浸水深が5m以上となる。また、赤崎地区の一部が津波避難困難区域に設定されている。

津波の浸水想定範囲内に国道329号や県道255号線などの緊急輸送道路等が存在しており、災害時利用に影響する可能性が考えられる。

【具志川地区】

天願川下流や中城湾港新港地区の広い範囲で浸水が想定され、一部地域では浸水深が5m以上となる。また、中城湾港新港地区全域は津波避難困難区域に設定されている。

津波の浸水想定範囲内に県道33号線などの緊急輸送道路等が存在しており、災害時利用に影響する可能性が考えられる。

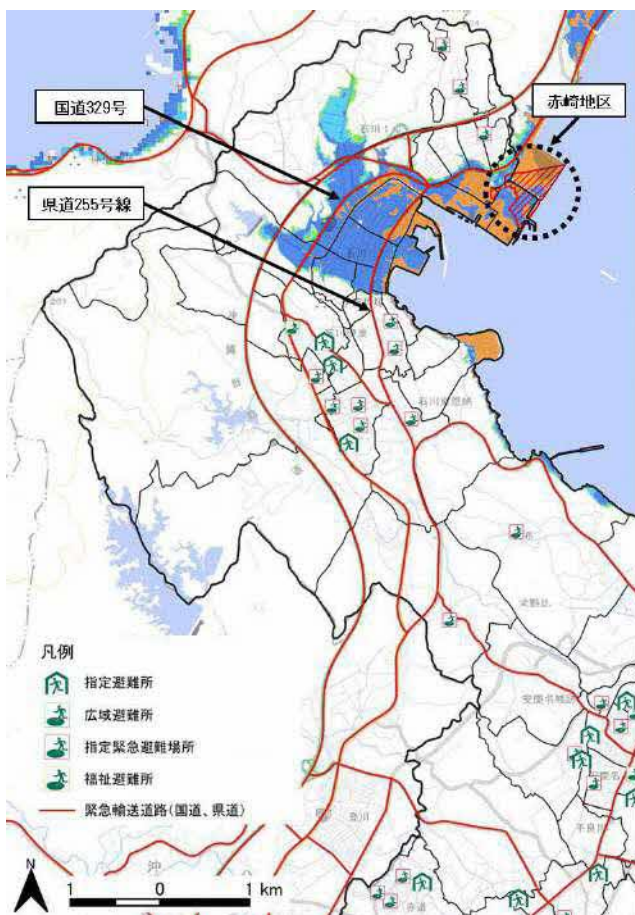


図 想定津波×社会基盤施設等（石川地区）

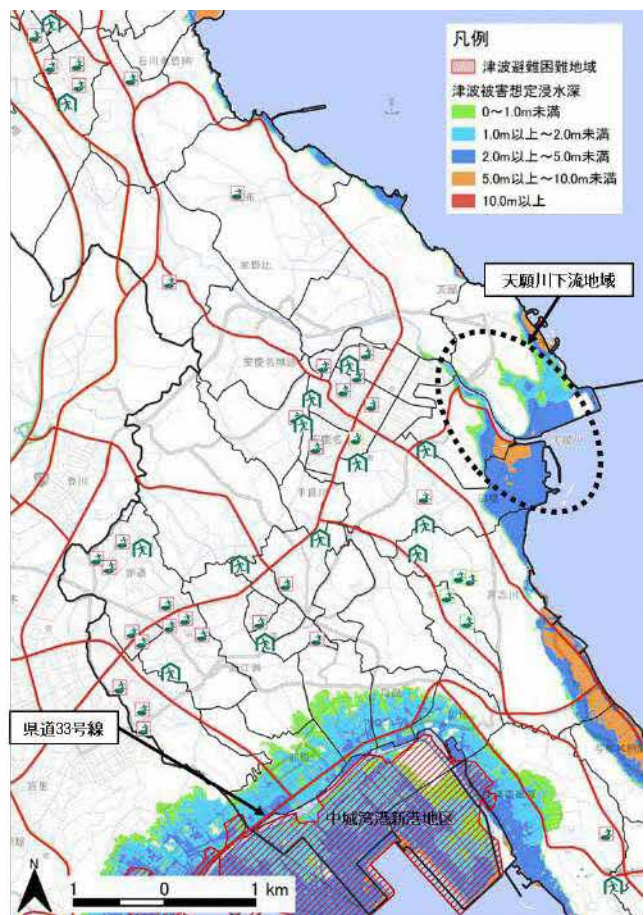


図 想定津波×社会基盤施設等（具志川地区）

参考：出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)及び沖縄県津波避難困難地域図等

【与勝地区】

金武湾沿岸を中心に2 m以上の浸水深となる区域が広がっており、一部では10 m以上となる区域も存在している。また、海中道路は避難困難区域に設定されている

津波の浸水想定範囲内に県道37号線などの緊急輸送道路等が存在しており、災害時利用に影響する可能性が考えられる。

【島しょ地区】

浜比嘉島の一部、宮城島の一部、伊計島の一部で10 mの津波浸水が想定されている。また、平安座島と津堅島の広い範囲で5 m以上の津波浸水が想定されている。

島しょ地区では、津波襲来時の海中道路利用者の避難行動が課題となる他、高台に至る道路が比較的限定的であることを踏まえて避難行動に対応することが重要と考えられる。



図 想定地震×社会基盤施設等（与勝地区）

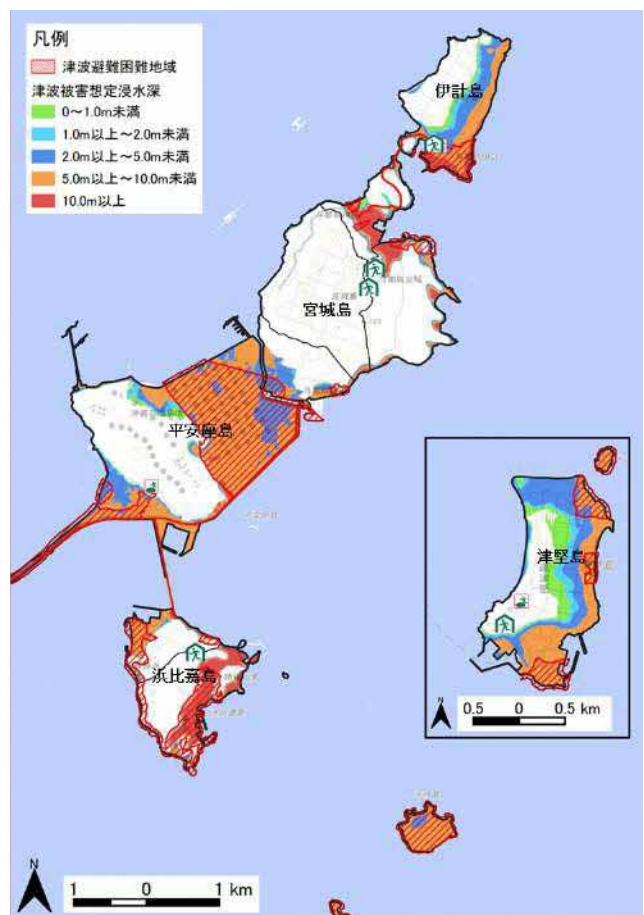


図 想定地震×社会基盤施設等（島しょ地区）

参考：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)及び沖縄県津波避難困難地域図等

第1章 総則

② 想定津波による避難への影響（全体人口）

沿岸部を中心に津波による浸水が想定されている。浸水想定区域内で、人口が集積している地域では、人的被害が拡大する可能性がある。

また、昼間時の人口分布は、夜間とは異なる集積状況にあり、留意が必要となる。

【石川地区】

浸水が想定される範囲のうち、特に石川一丁目・二丁目を中心として人口が集積しており、特に検討上の配慮が必要となる。

浸水想定範囲が比較的広範囲にわたることから、垂直避難を含めた対応が重要と考えられる。

【具志川地区】

浸水想定範囲は、地区内では比較的人口密度が低い地区が該当するが、キャンプコートニーや宇堅等、避難行動検討上で特徴的な施設が存在していることから、個別に留意した検討が重要と考えられる。

また、中城湾港新港地区は広い範囲で浸水が想定されており、立地企業の従業者等に留意した検討が重要と考えられる。

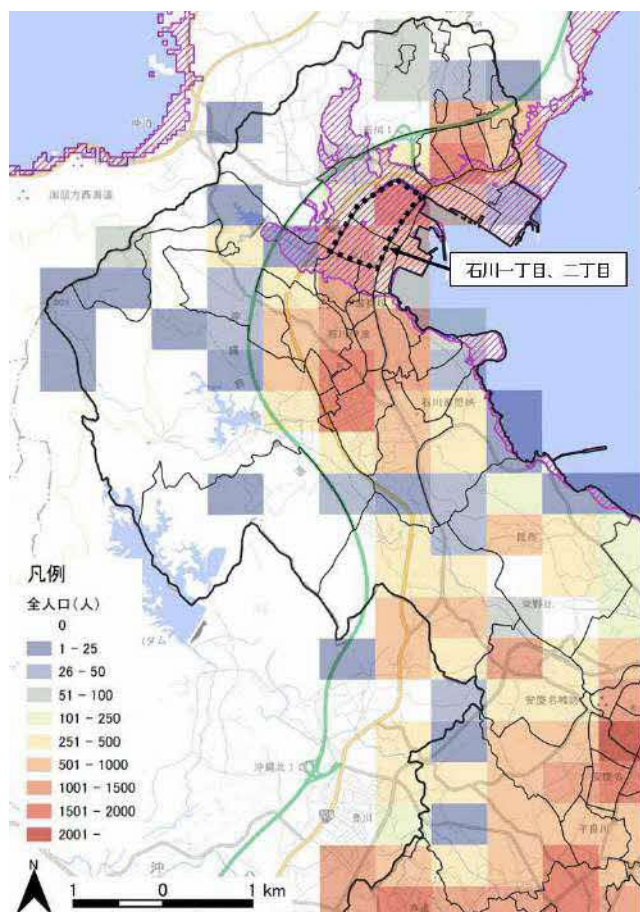


図 想定津波浸水区域×人口分布（石川地区）

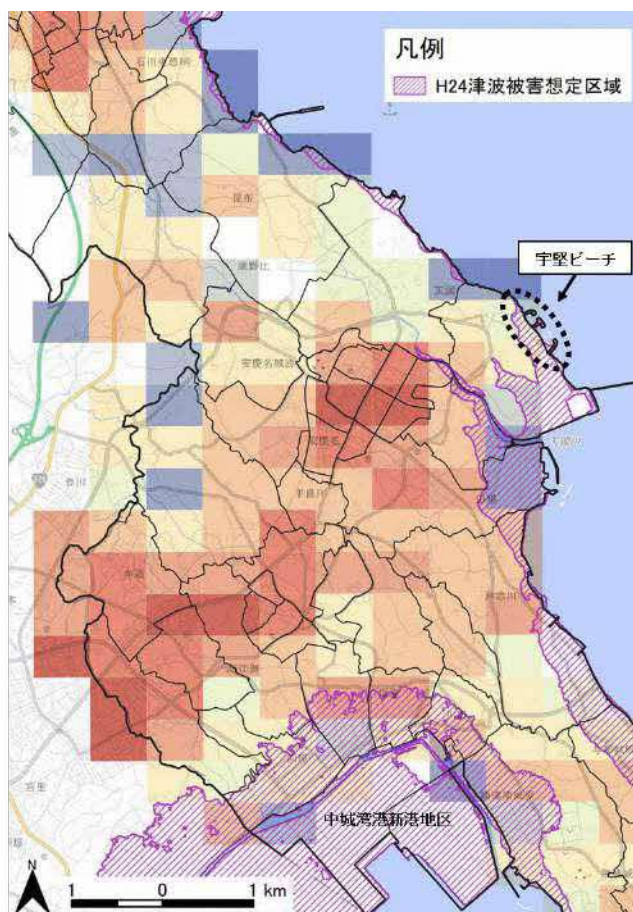


図 想定津波浸水区域×人口分布（具志川地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

【与勝地区】

沿岸部を中心に浸水が想定される範囲が連なっている。浸水の奥行きが比較的短距離な地区も存在するが、与那城屋慶名等では、市街地が広く浸水することが想定されている。

また、島しょ地区に繋がる海中道路利用者の対応について留意が必要である。

【島しょ地区】

島しょ部では、居住人口は島内でも限定的な範囲に集積しており、市街地はほぼ浸水範囲に含まれている。島しょと連絡する海中道路が、津波襲来により機能不全になることも想定されることから、島内で完結する避難行動の検討が重要と考えられる。

平安座島の企業地は、広い範囲で浸水が想定されることから、長距離の移動も念頭においた検討が重要となる。また、伊計・大泊ビーチ等については、観光地としての特性も踏まえた検討が重要である。

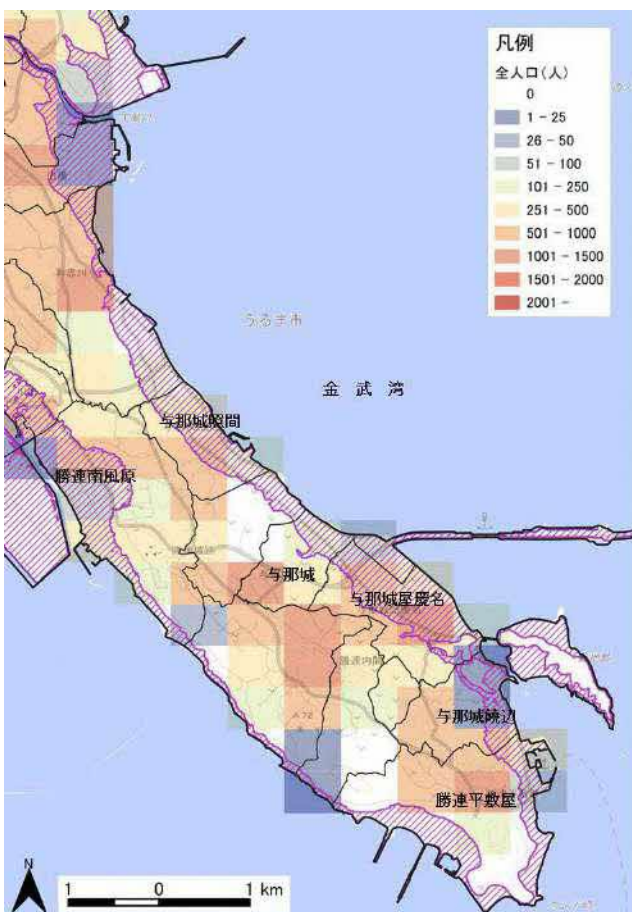


図 想定津波浸水区域×人口分布（与勝地区）

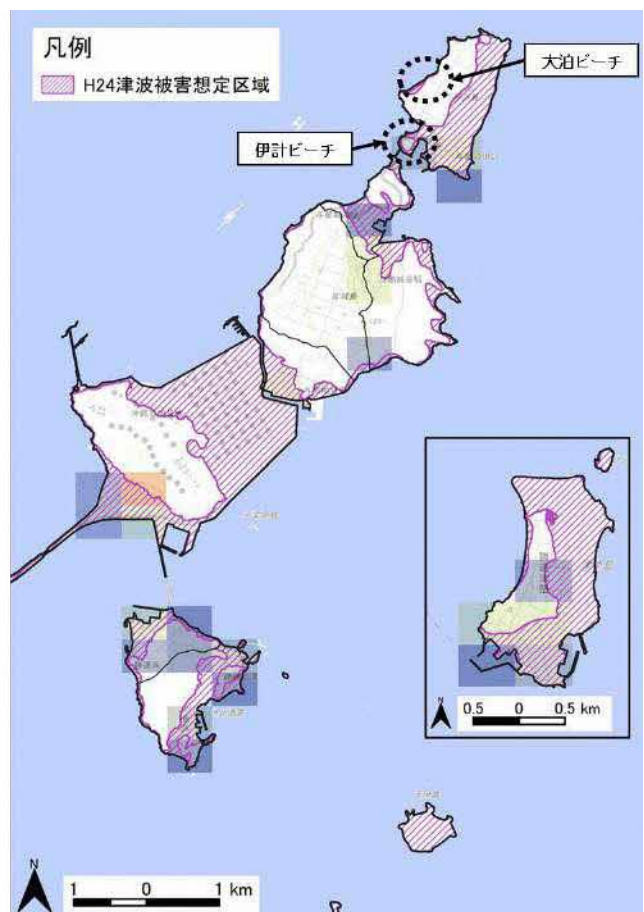


図 想定津波浸水区域×人口分布（島しょ地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成 25 年 3 月)、国勢調査(令和 2 年)

第1章 総則

③ 想定津波による建物被害の概要

臨海部周辺を中心に津波による浸水が想定されており、津波による建物被害も想定されている。

津波による建物倒壊は、建物内残留者への直接的な被害の他、がれきが浸水範囲内や港湾区域内に広く漂流する可能性があり、陸上・海上の輸送等に大きく影響する可能性もある。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目を中心に建物全壊が想定されている。浸水想定区域で全壊棟数も多い地域では、緊急輸送道路である県道255号線をはじめとした地区内道路の機能低下が想定されることから、避難や緊急的な道路利用等を検討する必要がある。

【具志川地区】

天願川下流を中心として、建物全壊が想定されている。

また、中城湾港新港地区内及び周辺が浸水想定範囲となっており、緊急輸送道路である県道33号が通過していることなどを踏まえ、避難や緊急的な道路利用等を検討する必要がある。

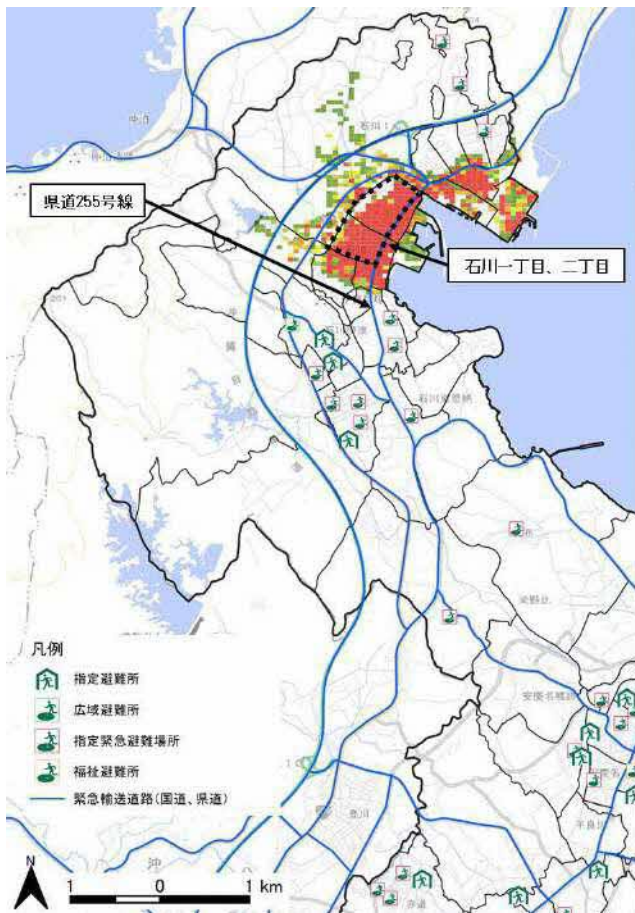


図 想定津波による建物被害（石川地区）

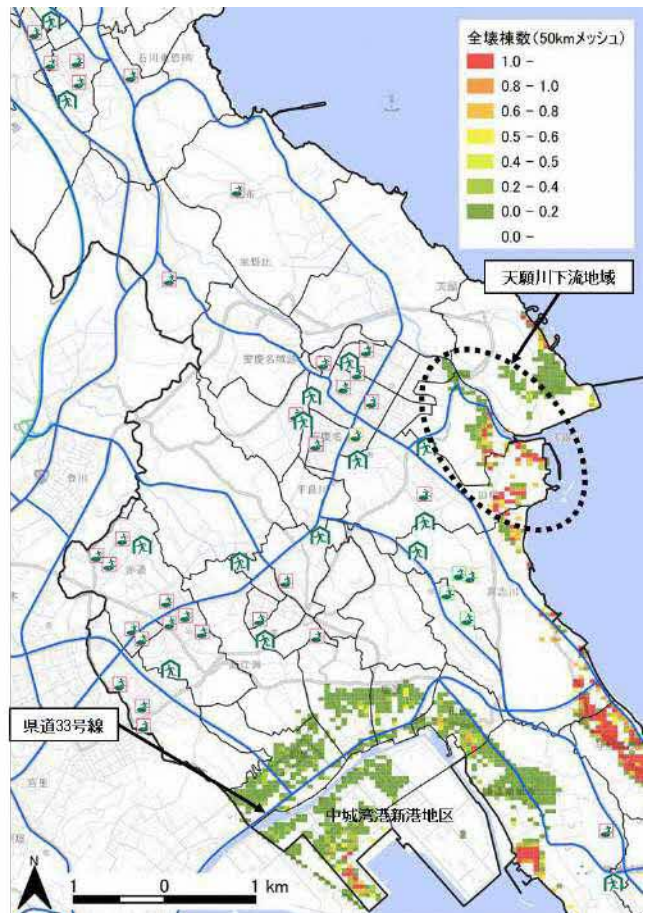


図 想定津波による建物被害（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

【与勝地区】

金武湾沿岸を中心に広い範囲で建物全壊が想定されている。

当該区域内を緊急輸送道路である県道37号線が通過していることを踏まえ、避難や緊急的な道路利用等を検討する必要がある。

【島しょ地区】

島しょ地区の港湾施設付近を中心に建物全壊が想定されている。地区内の道路を始め、港湾区域内の施設についても機能低下する可能性があることから、それらを念頭に対策を検討する必要がある。

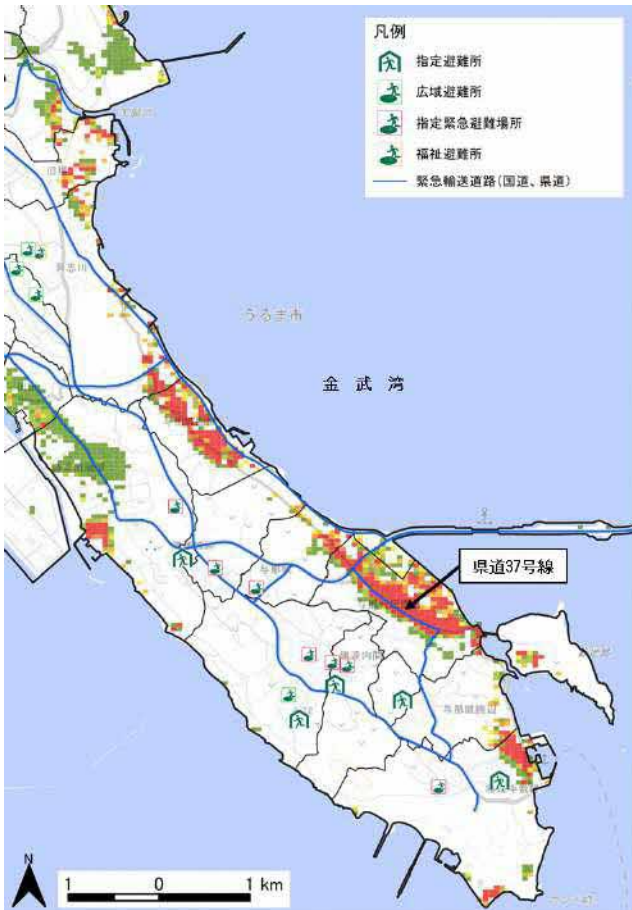


図 想定津波による建物被害（与勝地区）

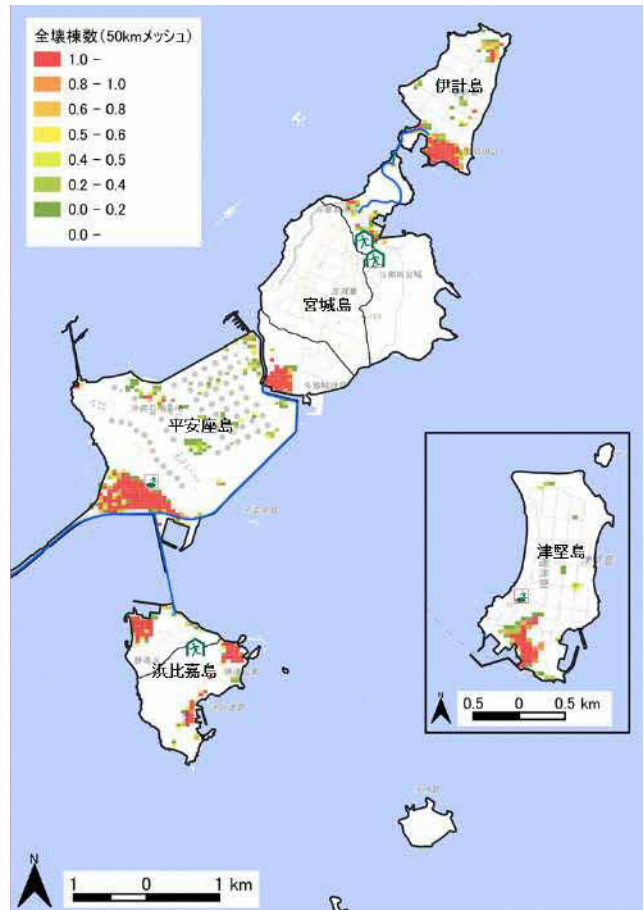


図 想定津波による建物被害（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

④ 想定津波による高齢者への影響

津波の浸水リスクに対しては、地震発生直後からの避難行動が重要と考えられるが、高齢者等の移動に制約が想定される住民等については、特に留意が重要と考えられる。

【石川地区】

津波による浸水が想定される範囲のうち、石川一丁目・二丁目等では、比較的高齢者数が多い。

浸水範囲が一定程度広く、高齢者の移動可能性等を考慮し、垂直避難を含めた検討が必要となると考えられ、受け入れ可能人数等を考慮した避難対応等の検討が重要である。

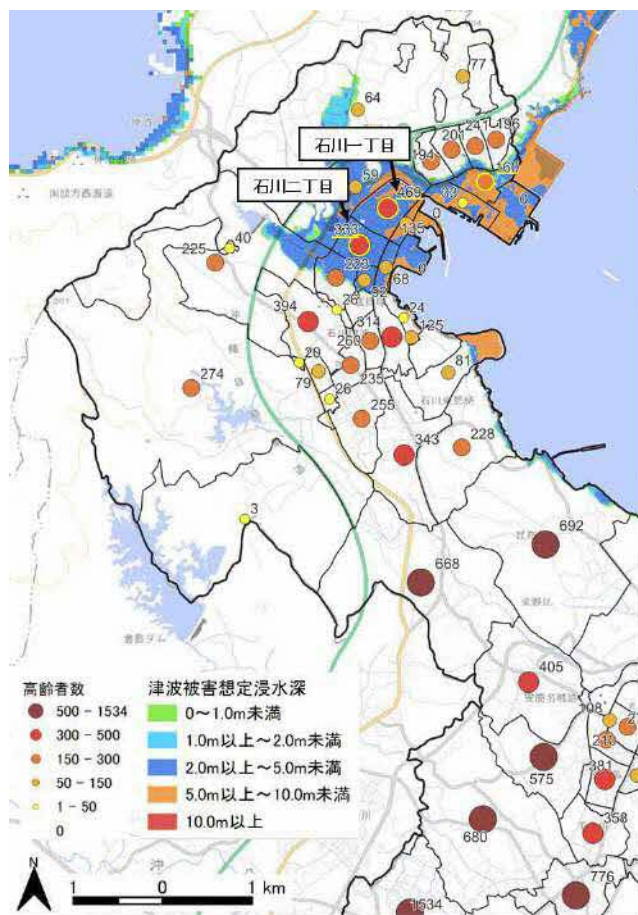


図 想定津波×高齢者分布（石川地区）

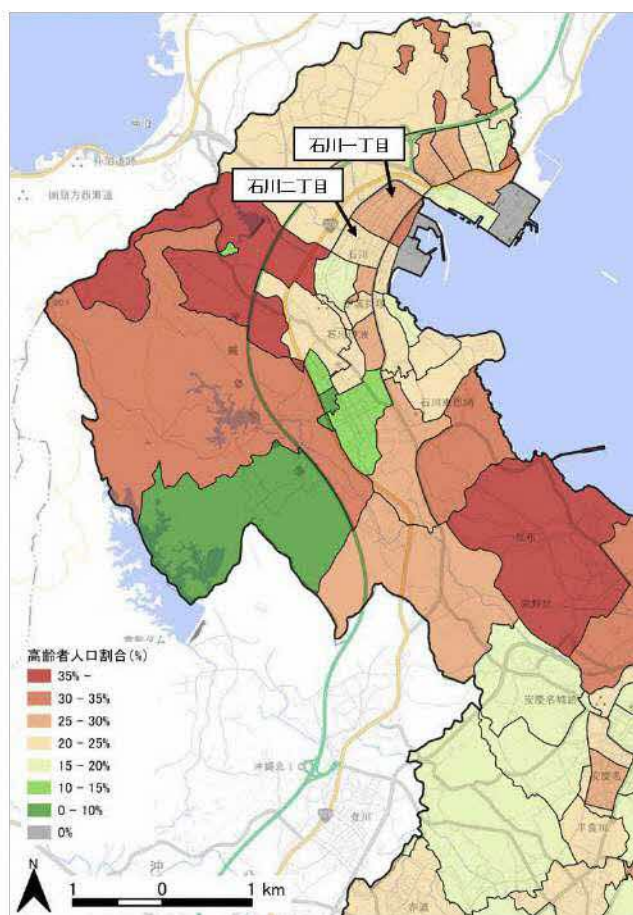


図 高齢者人口の割合（石川地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

【具志川地区】

津波による浸水が想定される範囲のうち、天願川下流や中城湾港新港地区の周辺は、浸水範囲が比較的広範囲にわたり、一定の高齢者数が存在することから、垂直避難を念頭に、避難対応等の検討が必要である。

特に、中城湾港新港地区は、多数の昼間人口の存在が想定されることにも配慮した検討が重要と考えられる。

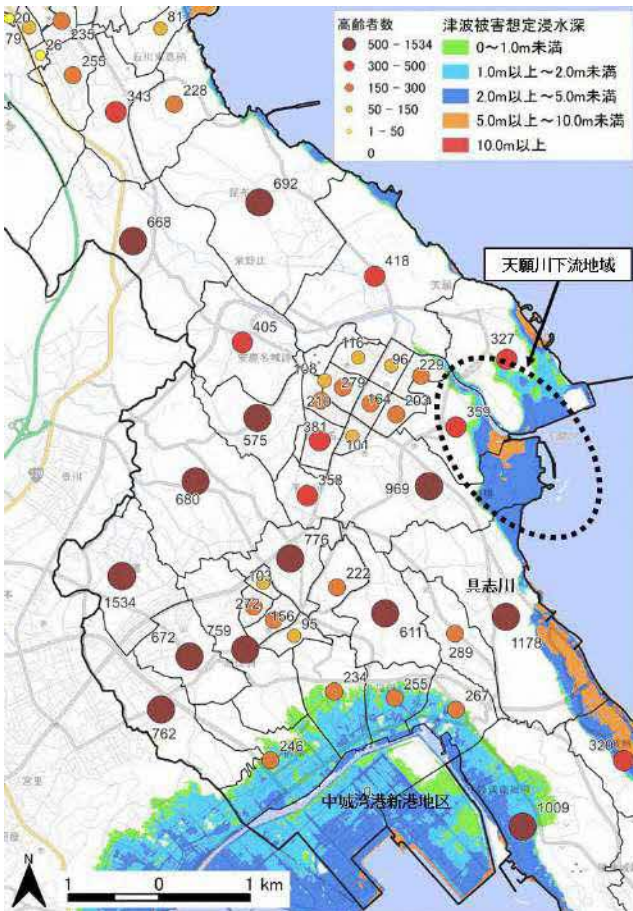


図 想定津波×高齢者分布（具志川地区）

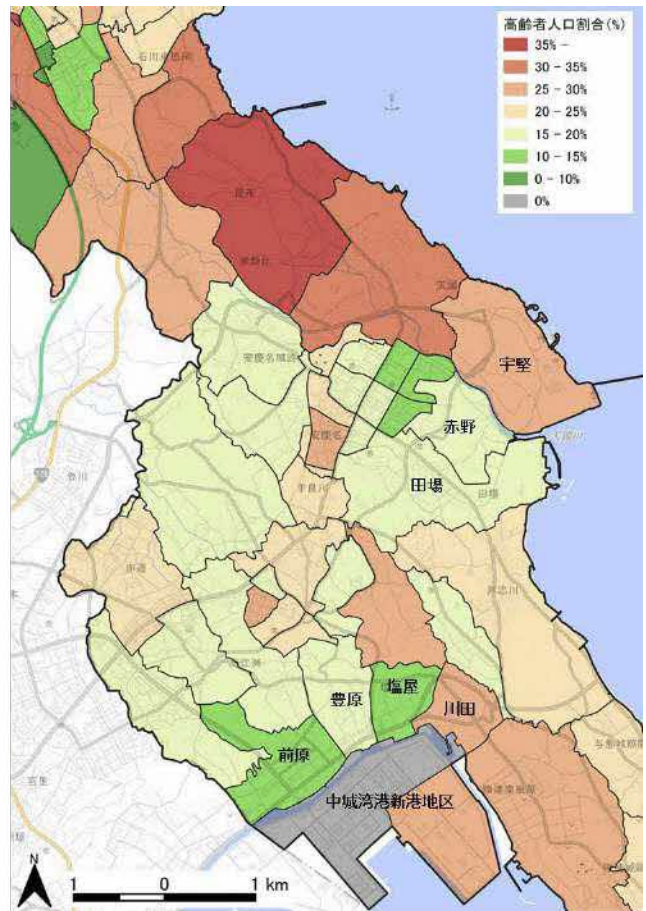


図 高齢者人口の割合（具志川地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

【与勝地区】

臨海部を中心として、広い範囲で津波による浸水が想定されており、高齢者数も比較的多い傾向がある。

特に与那城饒辺地区では、一部で10mを超える浸水深となることも想定され、垂直避難の検討においても留意が必要である。極力内陸部の高台への避難が望ましいと考えられるが、高齢者の移動可能性等を踏まえた検討が重要である。

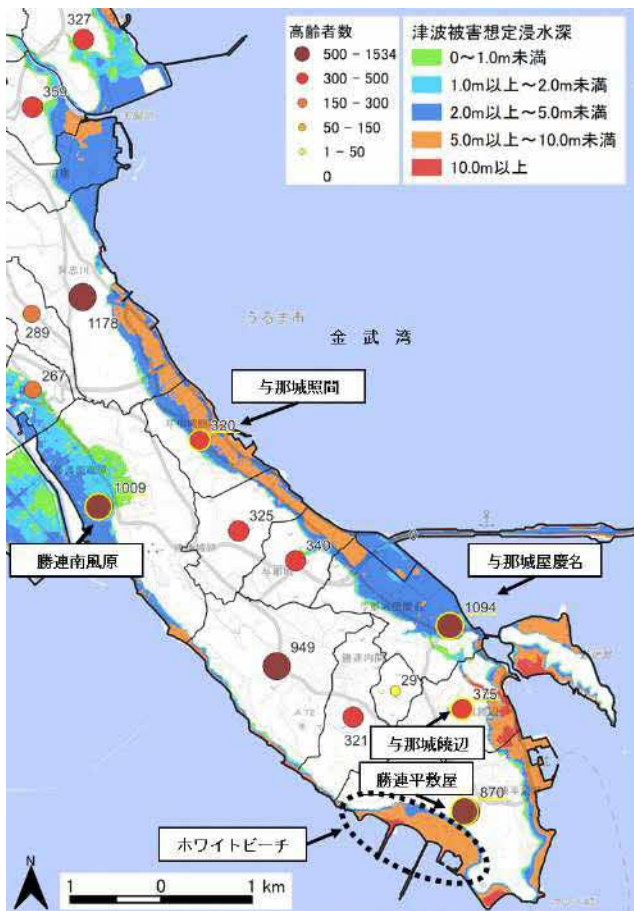


図 想定津波×高齢者分布（与勝地区）

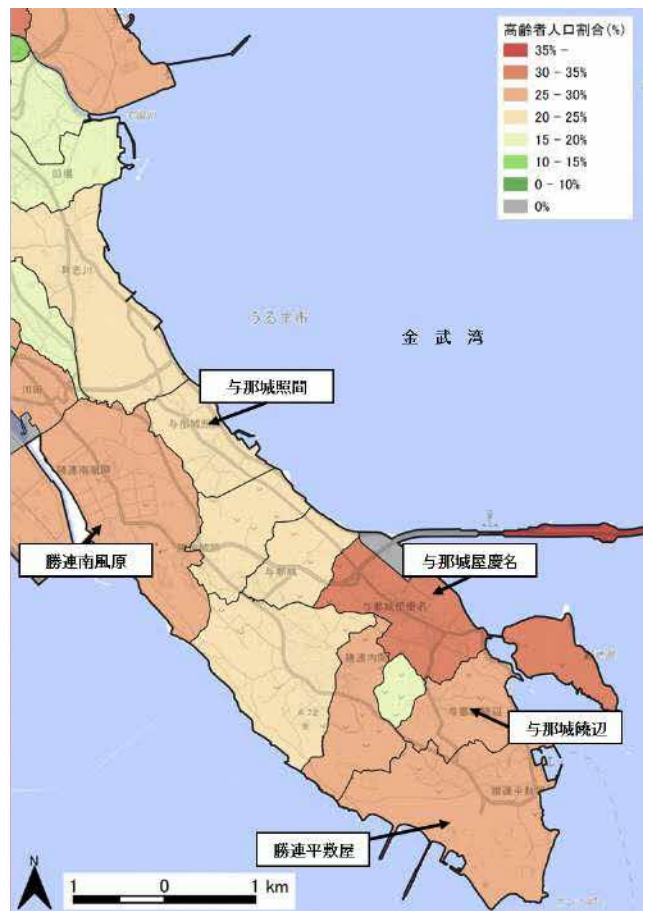


図 高齢者人口の割合（与勝地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

【島しょ地区】

島しょ地区では、全体的に高齢化率が高く、35%以上となる地区が主である。

津波により、島内の市街地の大部分が浸水し、一部で10mを超える浸水深も想定されていることから、垂直避難の検討においても留意が必要である。

極力内陸部の高台への避難が望ましいと考えられるが、高齢者の移動可能性等を踏まえた検討が重要である。

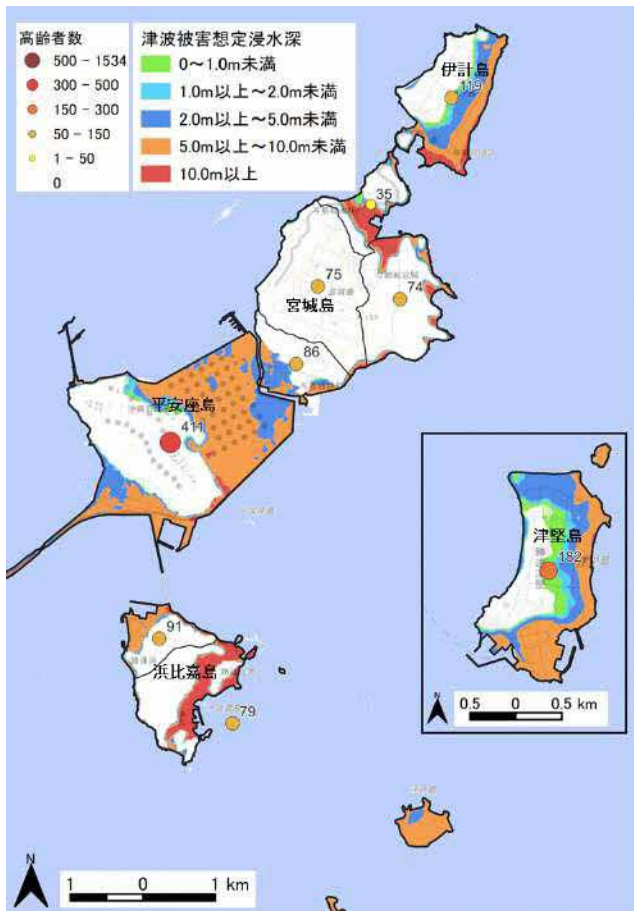


図 想定津波×高齢者分布（島しょ地区）

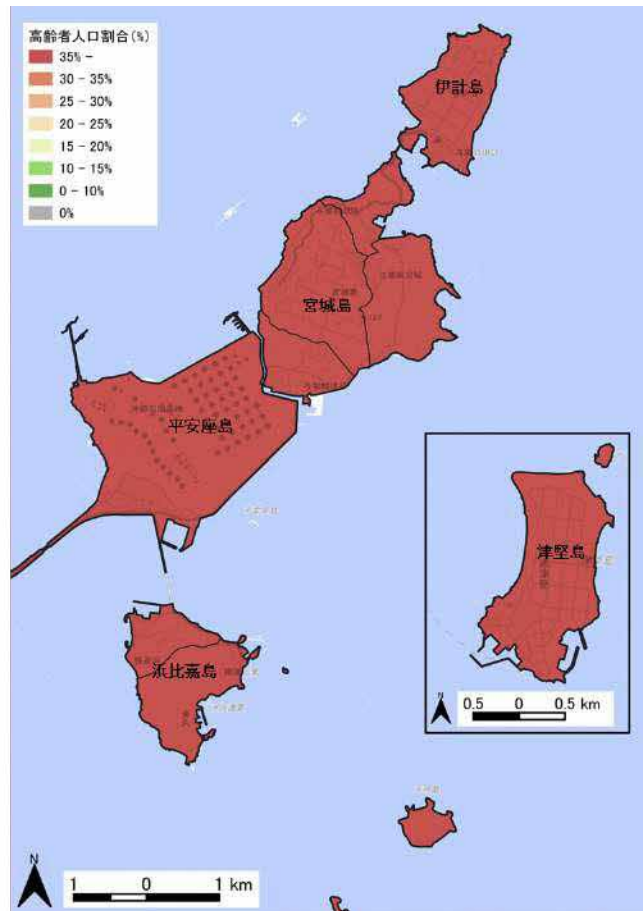


図 高齢者人口の割合（島しょ地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

3 風水害

「沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）」による被害想定調査結果を参考に、うるま市の高潮を想定する。また、平成24年に指定された天願川浸水想定区域図と平成25年に指定された土砂災害危険区域等を参考にうるま市の洪水、土砂災害を想定する。

① 想定風水害

①想定台風5115（RUTH）、②想定台風6123（TILDA）、③想定台風7920（TIP）による高潮※を対象災害として想定する。

※沖縄本島及びその周辺諸島に被害をもたらした特徴的な3つの台風の最低気圧を既往最低の870hPaまで下げ、移動コースを本島周辺で最も大きな影響が出るように変更した以下①～③の仮想台風による高潮の最大の浸水範囲・浸水深を想定している。

- ①想定台風5115（RUTH）：沖縄本島の西側を北上する台風
- ②想定台風6123（TILDA）：沖縄本島の南側を西進する台風
- ③想定台風7920（TIP）：沖縄本島の東側を北上する台風

① 想定台風による高潮被害の概要

石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等の沿岸部を中心として、高潮による浸水被害が想定されている。特に、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島では広い範囲で2.0m以上の高潮浸水が想定されている。

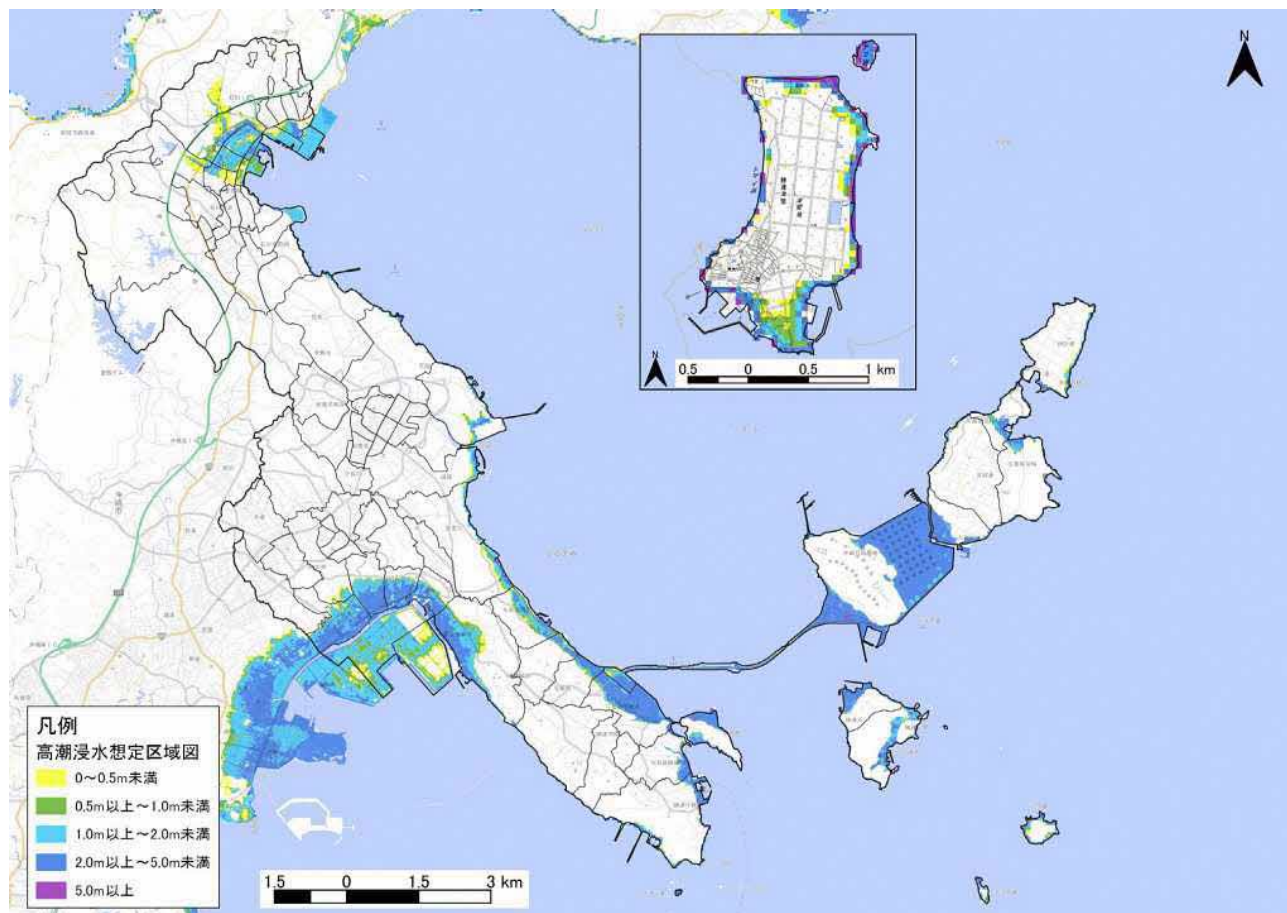


図 想定台風による高潮

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

② 洪水災害・土砂災害の概要

市内には、石川川、天願川、川崎川及び屋慶名川があり、そのなかで、天願川については、水防法第14条により浸水想定区域として指定・公表されている。

また、土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）のおそれのある区域については、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」や「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」の指定が行われているが、本市では、49箇所で「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」が指定されている。

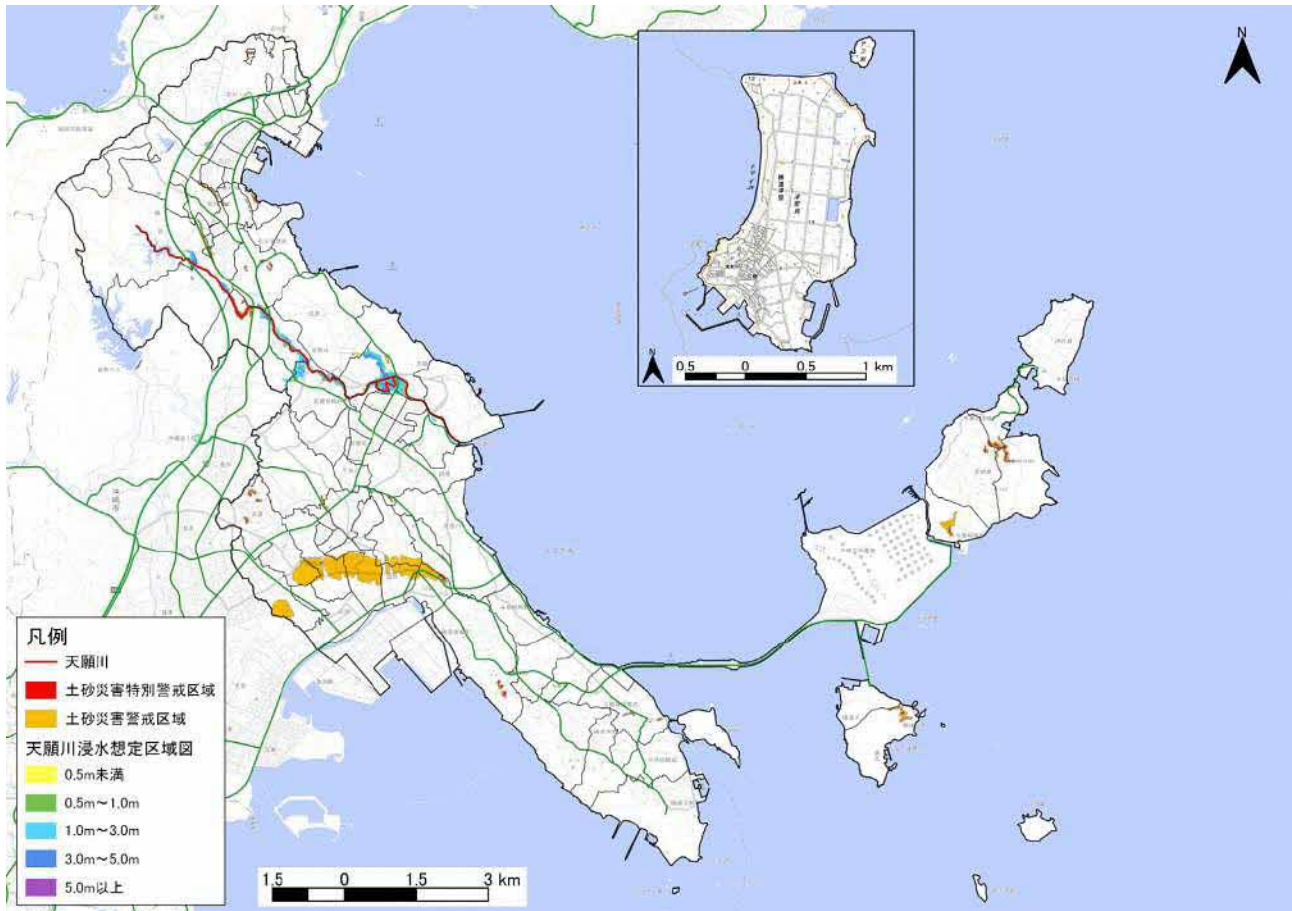


図 土砂・洪水災害

出典：天願川浸水想定区域図(令和2年10月)、沖縄県地図情報システム

第1章 総則

(2) 風水害時に想定される被害の概要

① 想定高潮による社会基盤施設等への被害

港湾部を中心に高潮による浸水が想定されている。浸水により港湾施設や緊急輸送道路、避難所等に被害を及ぼす可能性がある。港湾施設や緊急輸送道路、避難所等が被災することは、被害をより拡大させる可能性がある。

【石川地区】

石川地区を中心に浸水想定範囲が広がっており、一部では2 m以上の浸水深が想定されている。

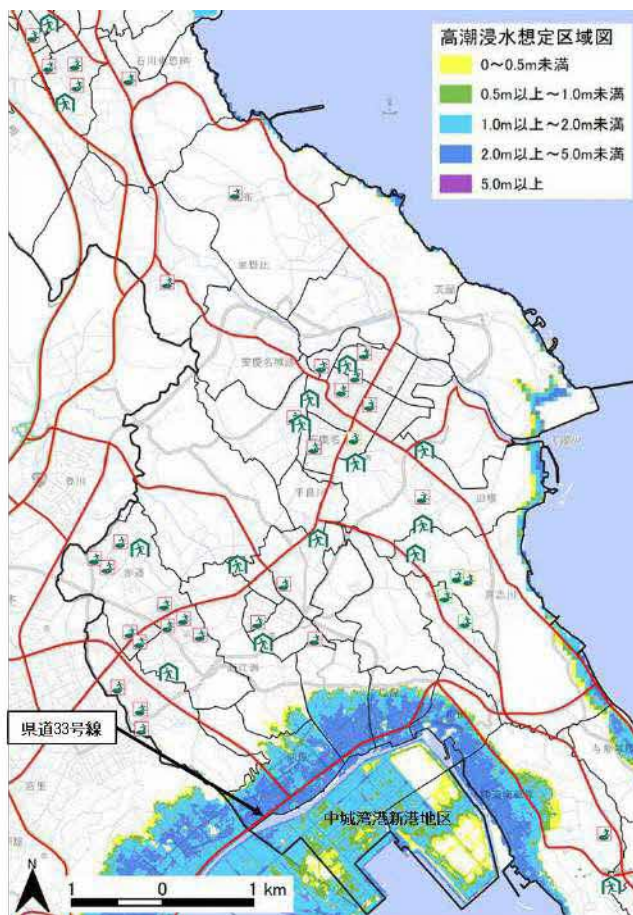
複数の避難場所等が、浸水想定区域内に立地しており、避難対応上の課題となる。

国道329号や県道255号線などの緊急輸送道路等が浸水範囲を通過しており、浸水時の利用に影響する可能性がある。

【具志川地区】

中城湾港新港地区を中心に広い範囲で浸水が想定されている。

県道33号線（緊急輸送道路）が浸水想定範囲を通過しており、被災時の利用に影響する可能性がある。



出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

【与勝地区】

金武湾沿岸を中心に浸水想定範囲が広がっており、浸水想定深が2m以上となる区域が大部分を占めている。

複数の避難場所等が浸水想定区域内に立地しており、避難対応上の課題となる。

県道37号線（緊急輸送道路）が浸水想定範囲を通過しており、被災時の利用に影響する可能性がある。

【島しょ地区】

沿岸部を中心に浸水が想定される範囲が存在しており、特に平安座島では、広い範囲で最大2m以上の浸水深、津堅島では5m以上の浸水深が想定されている。

島しょ地区は、海中道路や港湾施設周辺を中心に高潮が想定されていることから、浸水により施設が破損した場合、孤立する可能性がある。



図 想定高潮×社会基盤施設等（与勝地区）

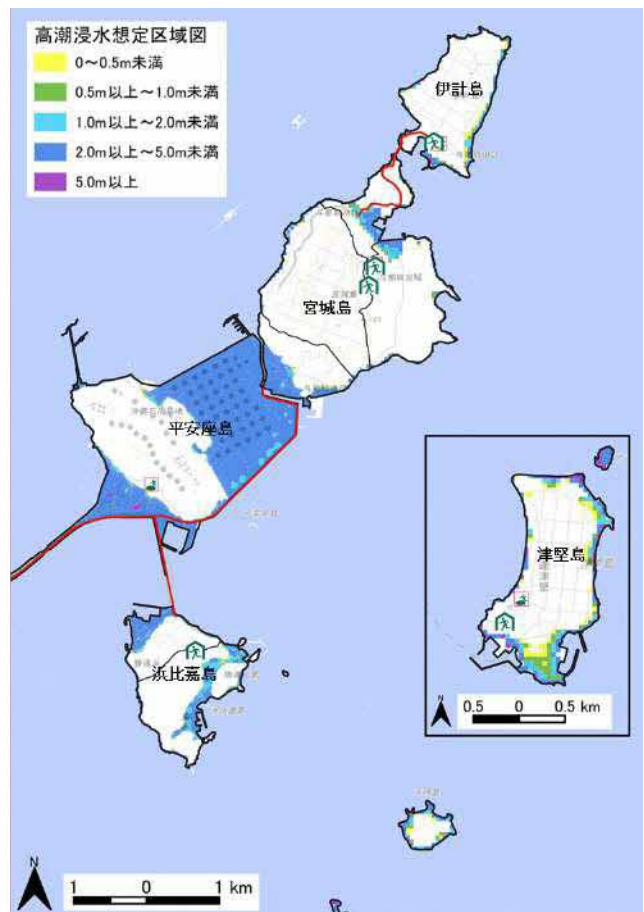


図 想定高潮×社会基盤施設等（島しょ地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

第1章 総則

② 想定高潮による高齢者の避難への被害

高潮の浸水に対しては、気象情報等を活用した事前の避難行動が有効であるが、高齢者等の移動に制約が想定される住民等については、特に留意が重要と考えられる。

【石川地区】

高潮による浸水が想定される範囲には、臨港部の他、比較的高齢者が多い市街地（石川一丁目・二丁目）が含まれることから、当該地区を中心に避難行動等について事前の検討が重要である。

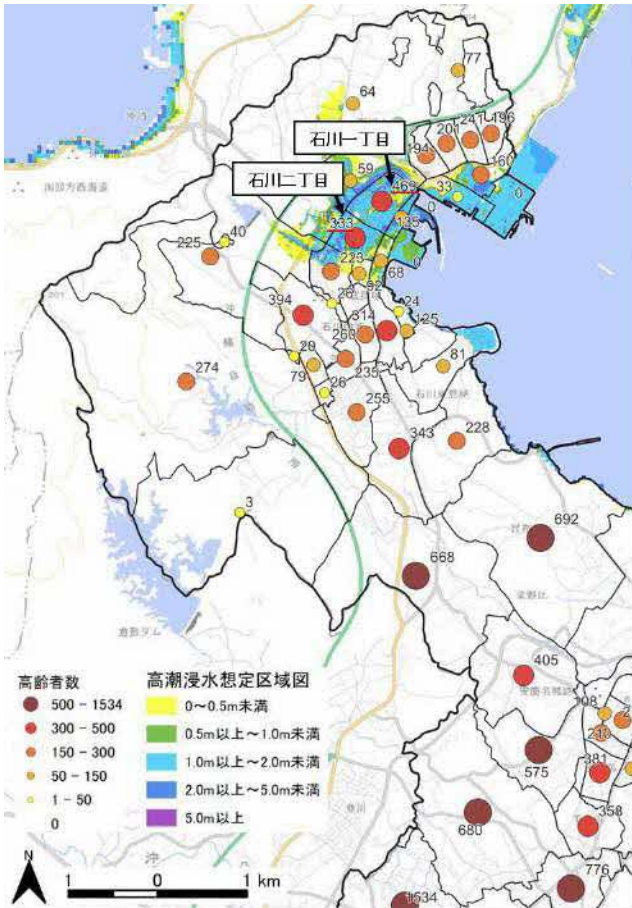


図 想定高潮×高齢者分布（石川地区）

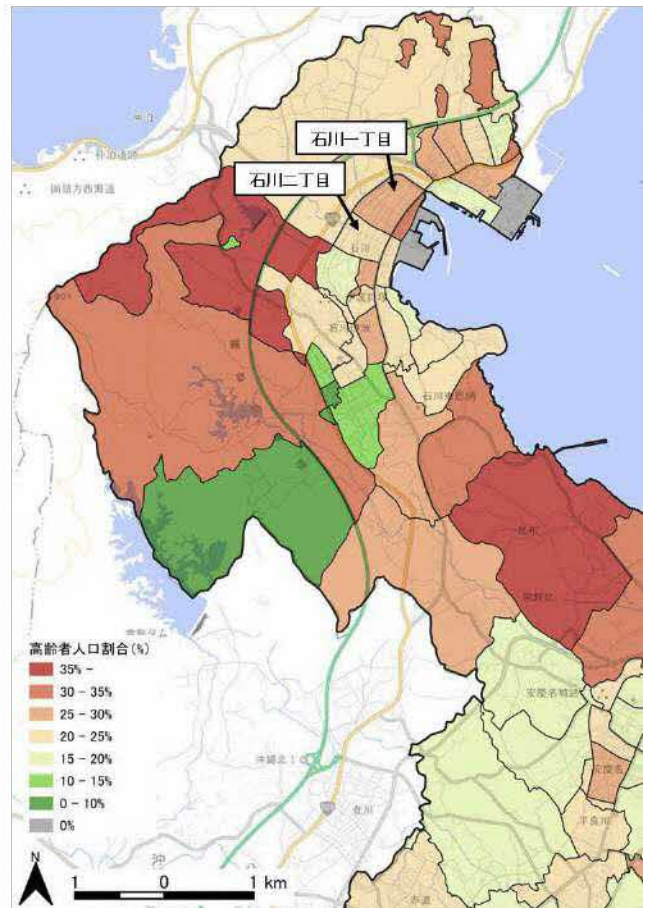


図 高齢者人口の割合（石川地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査（令和2年）

【具志川地区】

高潮による浸水が想定される範囲のうち、前原、豊原、塩屋、川田等の地区は、高齢化率は比較的高くないものの、高齢者数は各地区に250名前後が居住しており、留意した避難行動等の検討が重要である。

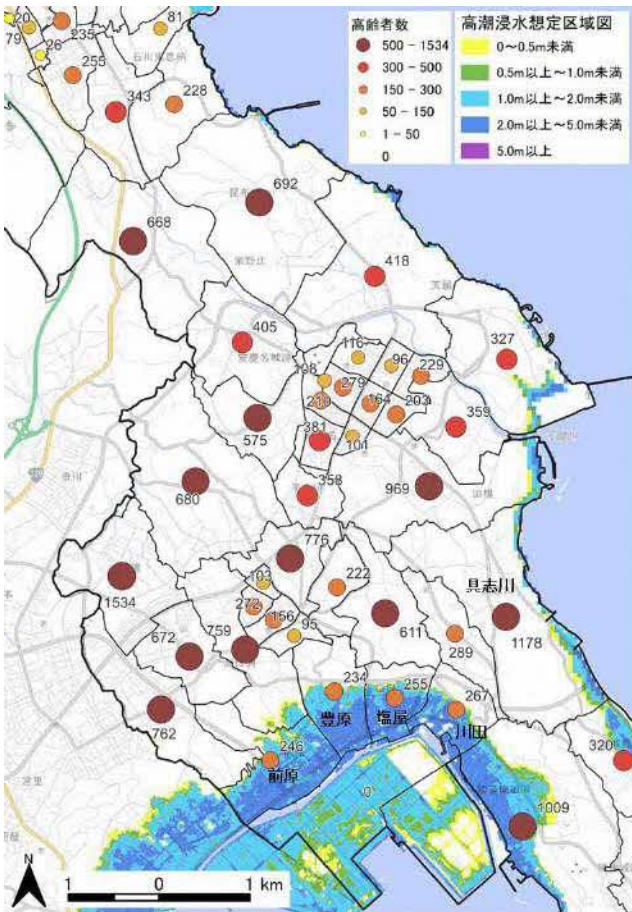


図 想定高潮×高齢者分布（具志川地区）

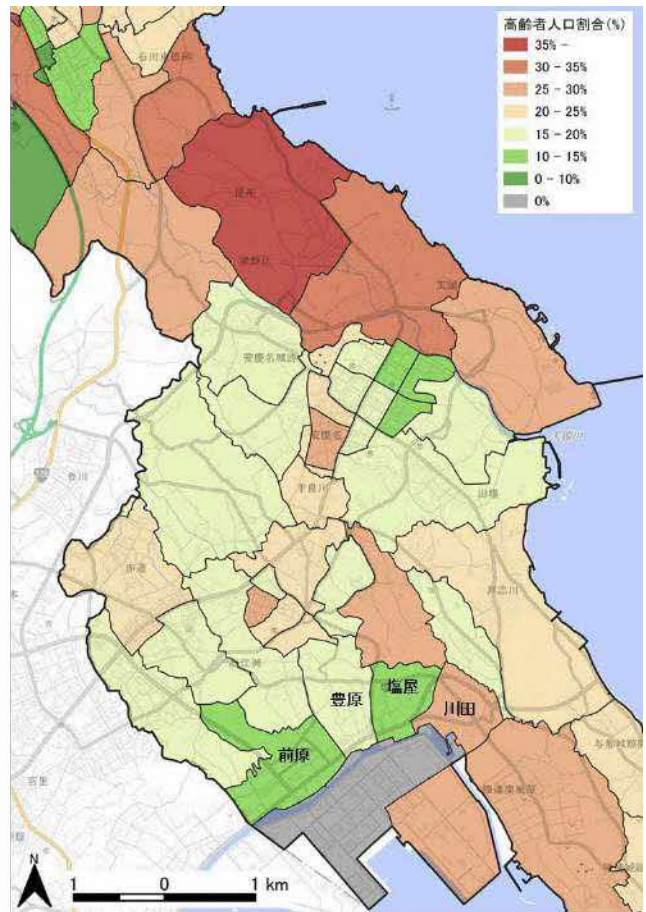


図 高齢者人口の割合（具志川地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査（令和2年）

第1章 総則

【与勝地区】

高潮による浸水が想定される範囲のうち、勝連南風原、与那城照間、与那城屋慶名地区は、高齢化率も20%以上と相対的に高く、高齢者数が多いことから、高齢者の存在を踏まえた避難行動等の検討が重要である。

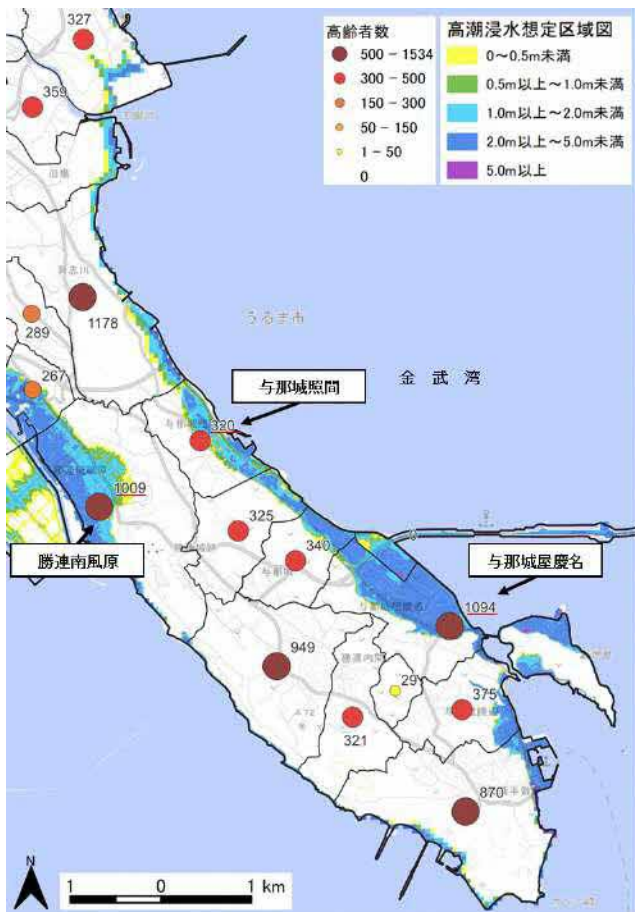


図 想定高潮×高齢者分布（与勝地区）

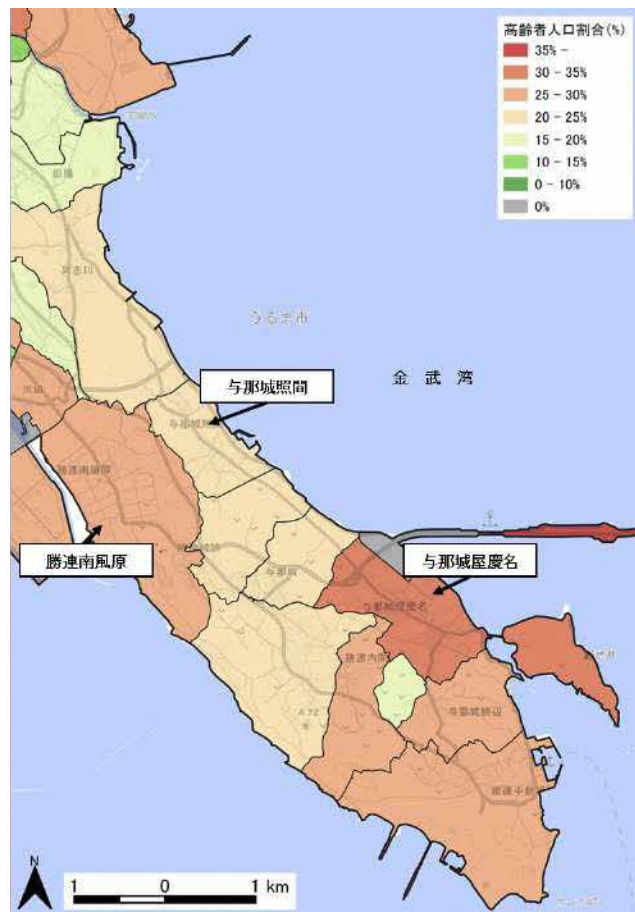


図 高齢者人口の割合（与勝地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査(令和2年)

【島しょ地区】

島しょ地区では、全体的に高齢化率が高く、35%以上となる地区が主である。

各島に高潮による浸水想定範囲が存在するが、浸水想定区域外となる範囲も存在するため、各集落の立地特性を踏まえた避難行動の検討が重要である。

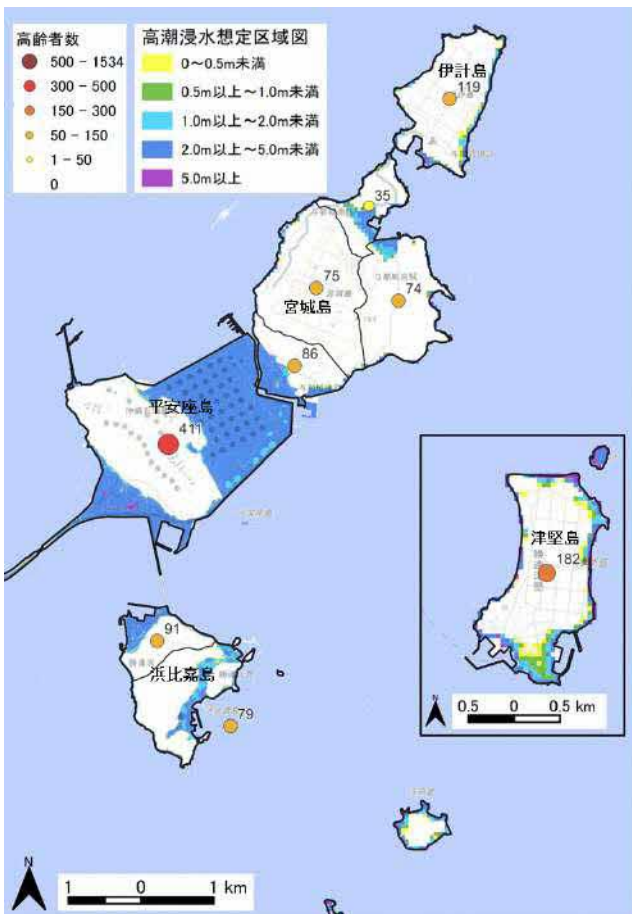


図 想定高潮×高齢者分布（島しょ地区）

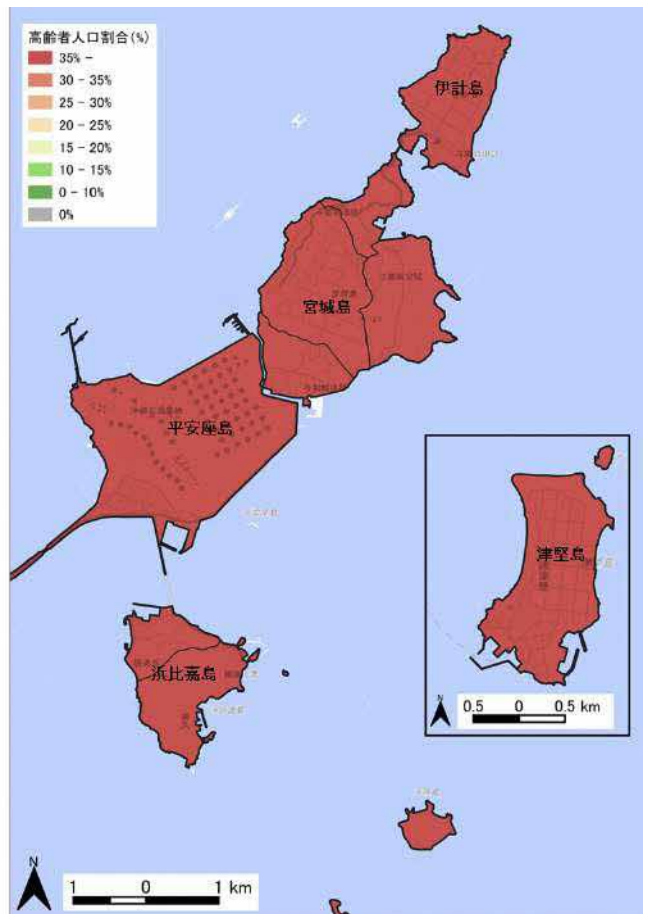


図 高齢者人口の割合（島しょ地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査（令和2年）

第1章 総則

③ 土砂災害警戒区域による社会基盤施設等への被害

土砂災害警戒区域においては、建物等が甚大な被害を受ける可能性があり、住宅等をはじめ、防災上の重要施設等の立地を回避することが重要となる。

【石川地区】

石川地区では、土砂災害警戒区域は比較的少ないが、市街地内に分布しており、発生時の宅地等への影響が懸念される。また、県道75号線の沿道に土砂災害警戒区域があり、土砂災害が発生した場合、県道75号線の利用に影響する可能性がある。

大雨時、天願川の洪水により、県道255号線は天願川と交差している箇所で寸断される可能性がある。

【具志川地区】

県道16号線の北部を中心に土砂災害警戒区域が分布している。

大雨時、天願川の洪水により、県道75号線は天願川と交差している箇所で寸断される可能性がある。



図 土砂災害×社会基盤施設等 (石川地区)

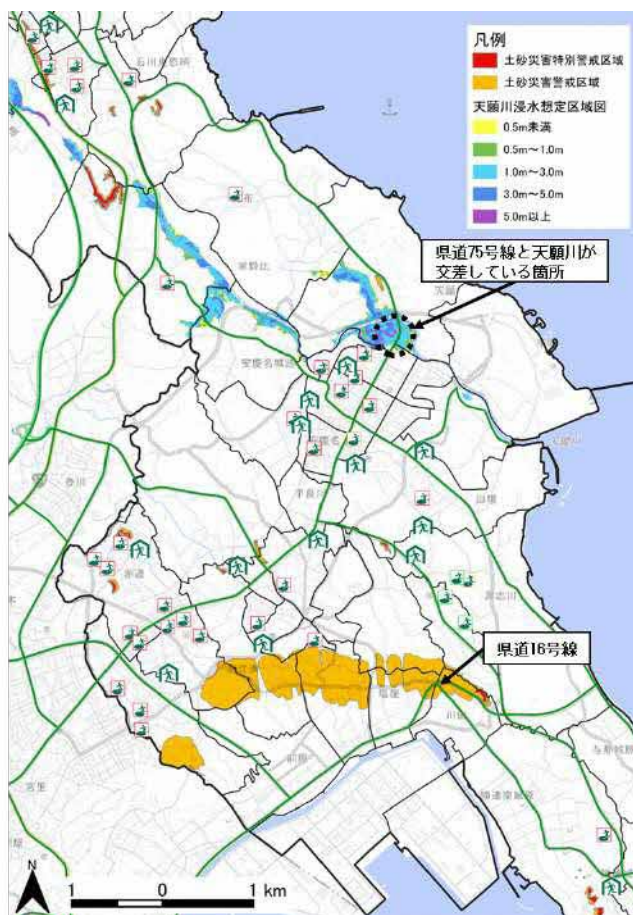


図 土砂災害×社会基盤施設等 (具志川地区)

出典：天願川浸水想定区域図(令和2年10月)、沖縄県地図情報システム

【与勝地区】

与勝地区での土砂災害警戒区域は、南風原（シートピア勝連）と屋慶名地区に分布している。

また、県道37号線の沿道に土砂災害警戒区域があり、土砂災害が発生した場合、県道37号線の利用に影響する可能性がある。

【島しょ地区】

島しょ地区での土砂災害警戒区域は、主に宮城島（池味、上原、宮城）と浜比嘉島（浜、比嘉）に分布している。

宮城島の島しょ地域交流施設と宮城地区集落総合管理施設（池味公民館）周辺や浜比嘉島の旧比嘉小学校特別教室棟周辺に土砂災害警戒区域が分布しており、留意が必要である。



図 土砂災害×社会基盤施設等（与勝地区）

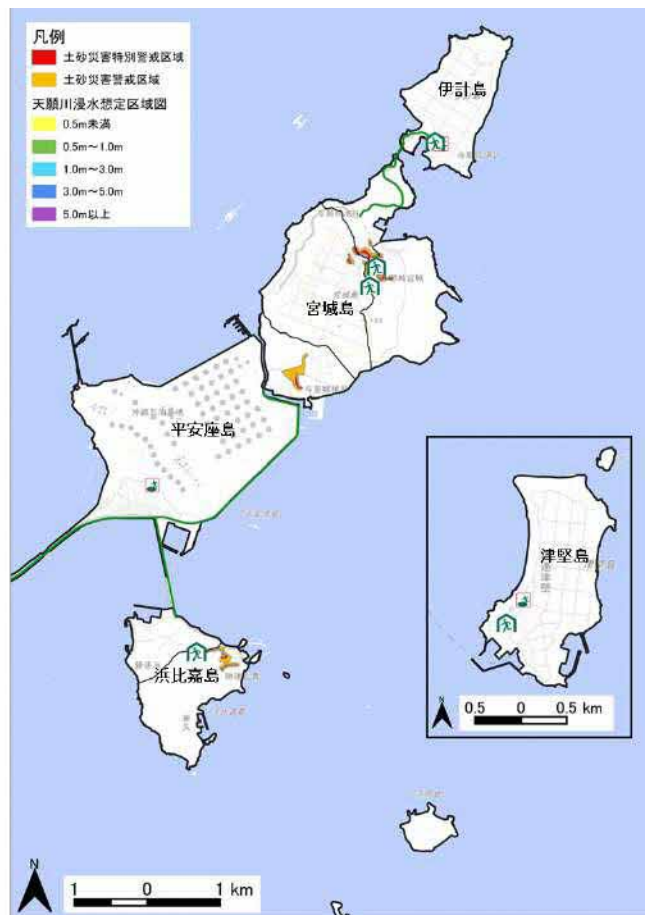


図 土砂災害×社会基盤施設等（島しょ地区）

出典：天願川浸水想定区域図(令和2年10月)、沖縄県地図情報システム

第1章 総則

4 石油コンビナート災害想定

石油コンビナート災害が発生した場合、沖縄県石油コンビナート等防災計画（平成30年3月修正）に基づき、以下に記載したとおり、コンビナート施設設置者や防災関係機関と連携して迅速に被害状況を把握し、的確な応急対策を実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめる必要がある。

(1) 平常時の災害想定

平常時の事故については、起こりうる災害の発生危険度と影響度の双方をもとに、次の考え方で想定災害を抽出し、対策の優先順位を示した。

- ・ 第1段階の想定災害：現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害
（災害の発生頻度がBレベル(10^{-5} 件/年・基)以上の災害)
→ 影響度が大きい(影響距離 100m 以上の)ものは対策上の優先度が高い。
- ・ 第2段階の想定災害：発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害
（災害の発生頻度がCレベル(10^{-6} 件/年・基)の災害)
→ 影響度が大きい(影響距離 100m 以上の)ものは対策上の優先度が高い。

災害発生の危険度の高い災害（第1段階・第2段階）を抽出した結果は次表のとおりである。

これらの災害事象による影響範囲は概ね施設周辺にとどまるが、高圧ガスタンクでは、一般地域に影響を及ぼす可能性がある。

平常時の事故・災害の評価結果（表内の数値は施設数を表す）

設 施	災害事象	第1段階の想定災害	第2段階の想定災害
危 険 物 タ ン ク	小量流出火災	6 8	6
	中量流出火災	3	6 7
	仕切堤内流出火災	—	1
	防油堤内流出火災	—	1
	防油堤外流出火災	—	—
	タンク小火災/リム火災	2	6 8
	リング火災	—	1
	タンク全面火災	—	3
ガ ス タ ン ク	小量流出爆発・火災	7	—
	中量流出爆発・火災	—	7
	大量流出爆発・火災	—	7
	全量流出爆発・火災	—	—

出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画 ※平安座地区のみ抜粋

※可燃性ガスタンクでは、フラッシュ火災の発生も考えられるが、爆発火災の影響範囲のほうが大きいことを確認できたことから、ガス爆発の結果で代表することとした。

(2) 短周期地震動による被害

短周期地震動による被害については、沖縄県地震被害想定調査(平成25年度)に取り上げられている25の地震のうち、コンビナート区域に最大の影響を及ぼす「沖縄本島南東沖3連動地震」の発生を前提として、起こりうる災害の発生危険度と影響度の双方をもとに、次の考え方で想定災害を抽出し、対策の優先順位を示した。

- ・ 第1段階の想定災害：現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害
(災害の発生確率がBレベル(10^{-3} 程度)以上の災害)
→ 影響度が大きい(100m以上の)ものは対策上の優先度が高い。
- ・ 第2段階の想定災害：発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害
(災害の発生確率がCレベル(10^{-4})程度の災害)
→ 影響度が大きい(100m以上の)ものは対策上の優先度が高い。

災害発生の危険度の高い災害(第1段階・第2段階)を抽出した結果は次表のとおりである。

これらの災害事象による影響範囲は概ね施設周辺にとどまるが、危険物タンクでは、災害が発生した場合に一般地域に影響を及ぼす可能性がある。

短周期地震動による被害の評価結果(表内の数値は施設数を表す)

施設	災害事象	第1段階の想定災害	第2段階の想定災害
危険物タンク	小量流出火災	53	17
	中量流出火災	9	61
	仕切堤内流出火災	1	6
	防油堤内流出火災	—	8
	防油堤外流出火災	—	—
	タンク小火災/リム火災	地震時のタンク火災は、主としてスロッシング現象によるものと考えられるため、確率的評価の対象外とし、別途確定的な手法を用いて評価を行った(③参照)。	
	リング火災		
タンク全面火災			
ガスタンク	小量流出爆発・火災	—	7
	中量流出爆発・火災	—	—
	大量流出爆発・火災	—	—
	全量流出爆発・火災	—	—

出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画 ※平安座地区のみ抜粋

※可燃性ガスタンクでは、フラッシュ火災の発生も考えられるが、爆発火災の影響範囲のほうが大きいことを確認できたことから、ガス爆発の結果で代表することとした。

第1章 総則

(3) 長周期地震動によるスロッシング被害

長周期地震動による被害については、危険物タンクのスロッシング被害に着目し、コンビナート区域に最大の影響を及ぼす「沖縄本島南東沖3連動地震」の発生を前提として、スロッシング最大波高の推定、溢流可能性の評価と溢流量の推定を行った。

また、スロッシングに伴い火災が発生した場合を想定して、火災による放射熱の影響の評価を行った。さらに、定量的評価が難しい他の災害事象については、過去の災害事例を踏まえ、定性的に危険性の検討を行った。

評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

- ① 「沖縄本島南東沖3連動地震」の速度応答スペクトルの推定結果から、すべての周期帯（すなわちすべての危険物タンク）において、消防法の想定を上回る。
- ② 危険物タンクの貯蔵量を満液として想定した場合、スロッシング波高は3.0～4.8mと推定され、すべての危険物タンクにおいて、スロッシング最大波高が余裕空間高さを上回ることから、スロッシングによる被害想定は以下のとおりである。

㉞ 浮き屋根式タンクについて

- ㉞a タンク上部から内容物が溢流する危険性が高い。最大溢流量はコンビナート全体で約36万klとなる。溢流した内容物が着火した場合には、タンク周辺（防油堤内）の流出火災となる。
- ㉞b 浮き屋根上へ流出する可能性があり、着火した場合には屋根上で火災となり、浮き屋根の損傷、沈降に至る可能性もある。また、浮き屋根上に流出した油がルーフトレン配管から防油堤内に流出する可能性がある。
- ㉞c ドレン配管が破損する危険性が高く、ドレン排水口の遮断に失敗した場合には、防油堤内大量流出に至る危険性が考えられる。流出油に着火した場合、防油堤内流出火災となる。
- ㉞d 引火危険性の高い第1石油類を貯蔵しているタンクでは、タンク火災（リム火災・リング火災・全面火災）に至る危険性が大きい。

㉟ 内部浮き蓋式タンクについて

- ㉟a 浮き蓋上への流出や、浮き蓋の沈降によりタンク上部の空間に可燃性蒸気が滞留し、着火した場合には爆発し、タンク火災（小火災・全面火災）に至る危険性がある。
- ㉟b 内容物が屋根に衝突すると、タンクの屋根と側板との接合部を破損する可能性がある。破損により、内容物が流出し、着火した場合にはタンク周辺（防油堤内）の流出火災、同時にタンク火災（小火災、全面火災）となる危険性がある。

㊱ 固定屋根式タンクでのスロッシングによる被害について

内容物が屋根に衝突すると、側板との接合部を破損し内容物が溢流する可能性がある。流出油に着火した場合には、タンク周辺（防油堤内）の流出火災、同時にタンク火災（小火災、全面火災）となる危険性がある。

- ③ 対象地域内には石油の備蓄基地があり、同形のタンクが多数あること、これらのタンクはほぼ満液状態で運用されていることから、多数のタンクで同じようにスロッシングが生じ、溢流やタンク火災が発生する危険性がある。
- ④ タンク全面火災を想定した場合の放射熱の最大影響半径は150m程度、防油堤内流出火災を

想定した場合の放射熱の最大影響半径は320m程度となる。

(4) 津波による被害

津波による被害については、沖縄県地域防災計画（令和3年6月修正）の津波浸水想定における考え方を踏襲し、「切迫性の高い津波」と「最大クラスの津波」を設定し、それぞれにおいて、危険物タンク及びガスタンクの浸水深を抽出した。

また、浸水が予想される危険物タンクについては、移動被害の有無に関する判定を行った。さらに、定量的評価が難しい他の災害事象については、東日本大震災などの災害事例を踏まえ、定性的に危険性の検討を行った。評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

① 切迫性の高い津波について

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）における浸水予測結果を用いて、切迫性の高い津波による浸水深を抽出した。

評価対象施設の最大浸水深は0.5m未満のため、施設への直接的な被害が生じる危険性は低いと考えられる。ただし、漂流物の衝突による施設の損傷などは否定できない。

② 最大クラスの津波について

- ㊦ 「沖縄県津波被害想定調査（平成25年度）」における浸水予測結果を用いて、最大クラスの津波による浸水深を抽出した。危険物タンク76基のうち、51基が浸水し、浸水深の分布は次のとおりである。
- ㊦ 浸水深が0m超2.5m未満のタンク：3基
 - ㊦ 浸水深が2.5m以上5m未満のタンク：21基
 - ㊦ 浸水深が5m以上10m未満のタンク：27基
- ※ここでの浸水深は、タンク基礎の高さを差し引いたものである。
- ㊦ 運用時の最小貯蔵量を想定した場合、浸水が予想される危険物タンクのうち48基で津波による「浮き上がり」と「滑動」の可能性がある。
 - ㊦ 浸水深と被害との関係に基づく、津波による内容物流出の危険性は次のとおりである。
 - ㊦ 浸水深が0m超2.5m未満(3基)：タンク本体にも配管にも被害が生じない可能性が高い。
 - ㊦ 浸水深が2.5m以上5m未満(21基)：配管被害の危険性があり、タンク本体には被害が生じない可能性が高い。
 - ㊦ 浸水深が5m以上10m未満(27基)：タンク本体と配管ともに被害が生じる危険性が高い。
 - ㊦ 浸水が予想される危険物タンク(51基)のうち、容量が1万kl以上のものが46基あり、さらにそのうちの45基において、2.5m以上の浸水が予想される。タンク本体と付属配管の被害により、大量の危険物が流出する危険性が高いと考えられる。
 - ㊦ 危険物タンクでは、短周期地震動（強震動・液状化）の影響により危険物の防油堤内流出等の被害が想定され、長周期地震動の影響により危険物の溢流等の被害が想定される。これらの被害が津波浸水と重なることにより、危険物の防油堤外や事業所外への流出拡大、海上拡散、場合によっては火災が拡大する可能性がある。
 - ㊦ その他津波火災、漂流物の衝突による配管・本体の被害、計装設備・ガス漏洩検知警報設備・防消火設備などの防災設備に被害が生じる可能性も考えられる。

(5) 大規模災害

本調査^{*1}では、大規模災害を平常時の事故及び短周期地震動で想定される災害がさらに拡大して、隣接施設や事業所に影響が及ぶような大規模かつ発生危険度の極めて低い事象として捉える。

定性的評価に当たっては、次の災害事象を取り上げた。

ア 危険物タンク：大規模流出火災、海上流出、ボイルオーバー

イ 高圧ガスタンク：BLEVE・ファイヤーボール

また、定量的評価が可能な災害事象について、放射熱及び爆風圧の影響度を推定した。

評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

※1 ここでの本調査とは、「沖縄県石油コンビナート等防災計画（平成30年3月修正）」での調査を指す。

① 大規模流出火災、海上流出（危険物タンク）

仕切堤のない防油堤に2つ以上のタンクが設置されているようなところでは、1基のタンクから流出して火災になると、隣接タンクを焼損して、防油堤全面火災に至る可能性がある。

万一、流出が防油堤外へ拡大した場合には、雨水排水溝などを通して事業所外へ流出拡大し、海上流出に至る可能性も考えられる。津波警報・大津波警報の発表時など、オイルフェンスの展開ができない場合、広範囲の海上流出に至る危険性がある。

防油堤全面火災を想定した場合の放射熱の影響距離は、基準値（人体の許容限界値）を 2.3 kW/m^2 （約90秒曝露すると人体に2度の熱傷を与える程度の熱量）とした場合、最大360m程度と推定される。

② ボイルオーバー（危険物タンク）

対象施設には、原油を貯蔵しているタンクがあり、特に浮き屋根式タンクでは、一度タンク火災が発生するとボイルオーバー発生の危険性が高いといえる。

影響の大きさは高圧ガスタンクの爆発火災に匹敵すると考えられる。また、タンクの立地条件によっては、近隣の一般地域に火災が及ぶ可能性も否定できない。

③ BLEVE・ファイヤーボール（高圧ガスタンク）

対象施設には、プロパン、ブタンを貯蔵している加圧液化ガスタンク（平安座地区7基）がある。これらのタンクは、地震による倒壊や、何らかの落下・飛散物等による大破流出、又は火災時の熱などの原因により、BLEVE・ファイヤーボールが生じ得る。

一度BLEVEが発生すると、隣接タンクでもBLEVEが生じる可能性が高く、特にタンク間距離が短い場合には危険性が高い。

BLEVEに伴いファイヤーボールが発生する場合の放射熱の影響距離は、人体（曝露皮膚）が熱を受ける時間の長さにより、3種類の基準値を設定して評価した。安全側の評価として、基準値を 4.5 kW/m^2 （10～20秒で苦痛を感じる放射強度）に設定する場合、最大貯蔵量の場合の最大影響距離は3.2km、最小貯蔵量の場合の最大影響距離は1.2kmと推定される。

BLEVEによるタンク破裂の爆風圧[※]は、基準値を2.1kPa（この値以下では0.95の確率で大きな被害はない）として評価した。この場合、最大貯蔵量の場合の影響半径の最大値は約450m、最小貯蔵量の場合の影響半径の最大値は約820m程度となる。

※ タンク破裂による爆風圧は、液化ガスの貯蔵量が少ない（気相部の容積が大きい）ほど、爆風圧が大きくなる傾向がある。

(6) 海上災害（接岸船舶火災及び石油類流出災害）

タンカーからの流出油及び火災事故

① 想定船舶

金武湾、入港最大級タンカー（50万総トン）

② 原因の想定

ア 衝突、座礁による

着岸時又は他船との衝突又は座礁による外板亀裂

イ その他

機器の取扱い不良等による油流出又は火災、爆発

③ 災害の想定

ア 流出油による被害想定

金武湾内に1. 1万klの原油が流出し、港内一面に広がったと仮定すると、その油層は約7. 5mmの厚さで海面を覆うことが想定される。また、風、潮流の影響がある場合、一部は湾内に滞留し、他は外洋に移動拡散することが想定される。流出油事故のみで火災に至らなかった場合、その被害は、ほぼ流出油量に比例する。

イ 火災等による災害の想定

流出した原油には、引火の危険性、海面から蒸発したガスによる中毒の危険性、原油への引火燃焼による陸上の人口密集地帯や重要施設への延焼及び海面火災等による輻射熱によりある範囲内の固形有機物への引火又は火傷の危険性が想定される。

危険範囲を定め、実際の作業用に活用することは非常に困難である。また、不確定要素が多い現状では危険であるが、これまでに示された実験資料から次のことがいえる。

(ア) 流出油の場合

ア) 引火、中毒のおそれがあるガス濃度の危険範囲

イ) 人体に影響のないガス濃度の範囲

ア)、イ)の範囲は、流出油面半径の3倍以遠

(イ) 海面火災の場合

輻射熱によって有機物に引火する危険範囲は、流出油面半径の1. 25倍以内

第1章 総則

(7) 台風による災害

- ① 台風により主荷重及び風荷重によって生じる応力度が耐圧度を越えた場合、破損が起こり、タンク内の流出、あふれ等により火源があることにより着火のおそれがある。
- ② 危険物施設構内の台風による飛散物等により、貯蔵施設等の破損が予想され、油流出等への対応が必要である。

(8) 石油コンビナート等総合防災訓練

県、市及び関係機関は、上記に掲げた災害等を想定し、沖縄県石油コンビナート等防災計画に基づき、「沖縄県石油コンビナート等総合防災訓練」を定期的実施する必要がある。

第5節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

市の地域を管轄する市消防、沖縄県、自衛隊、地域地方行政機関、指定公共機関、市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 市・市消防・沖縄県

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
うるま市	① 防災会議及び災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する施設及び設備の整備 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備及び点検 ④ 民間事業者との連携 ⑤ 公共的団体及び自主防災組織の育成、指導 ⑥ 災害時における交通輸送の確保 ⑦ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置 ⑧ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑨ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑩ 被災者に対する救援、生活支援及び融資等の対策 ⑪ 災害廃棄物の処理 ⑫ 所管する被災施設の災害復旧 ⑬ 防災に関する調査研究 ⑭ 地域の防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者が実施する応急対策等の調整 ⑮ 防災に関する組織の整備 ⑯ 防災まちづくり事業の推進 ⑰ 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ⑱ 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力 ⑲ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
うるま市消防本部	① 消防、水防その他応急措置に関すること。 ② 救助、救出活動及び避難誘導に関すること。 ③ 住民への予報・警報の伝達に関すること。 ④ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
沖 縄 県	① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務

第1章 総則

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖 縄 県	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 被災施設の災害復旧 ⑫ 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 ⑬ 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 ⑭ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 ⑮ その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
沖縄県立中部病院	災害時における医療、助産、看護活動の実施
沖縄県 中部土木事務所	所管施設（道路、橋梁、河川、港湾（中城湾港新港地区を除く）海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
沖縄県 中部土木事務所 中城湾港分室	所管施設（港湾施設（中城湾港新港地区））の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
沖縄県 中部農林土木事務所	所管施設（農道、農地、かんがい施設、農業用ダム、漁港、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
沖縄県中部農業改良普及センター	<ul style="list-style-type: none"> ① 農作物の災害応急対策及び指導 ② 市が行う被害調査及び応急対策への協力
沖縄県 中部保健所	災害時における管内保健衛生対策及び指導
沖縄県企業局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における給水の確保 ② 所管水道施設の被害調査及び災害復旧
うるま警察署 石川警察署	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害警備計画に関すること。 ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 ④ 交通規制・交通管制に関すること。 ⑤ 死体の見分・検視及び行方不明者の捜索に関すること。 ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

2 自衛隊

自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害派遣の準備 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害に関する情報の収集 ② 災害派遣に関する計画の整備 ③ 災害派遣に関する準備の実施 ④ 災害即応態勢の維持向上 ⑤ 防災訓練等への参加 (2) 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 ② 災害救助のため、防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。
-------	--

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
内閣府 沖縄総合事務局	(1) 総務部 <ul style="list-style-type: none"> ① 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。 ② 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。 (2) 財務部 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体に対する災害融資 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 ③ 公共土木等被災施設の査定の立会 ④ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 (3) 農林水産部 <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 ② 農林水産関係施設との応急復旧及び二次災害防止対策 ③ 家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防災対策 ④ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 (4) 経済産業部 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 ② 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 (5) 開発建設部 <ul style="list-style-type: none"> ① 直轄国道に関する災害対策 ② 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ③ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 ④ 公共土木施設の応急復旧事業に関する災害対策 ⑤ 大規模土砂災害における緊急調査 (6) 運輸部 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び車両、船舶等の安全対策 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 ③ 災害時における輸送関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
沖縄森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> ① 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 ② 災害応急用材の需給対策 ③ 林野火災防止対策
那覇産業保安 監督事務所	災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

第1章 総則

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖縄防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 ② 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡事項 ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償 ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
第十一管区海上保安本部 （中城海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ① 警報等の伝達に関すること。 ② 情報の収集に関すること。 ③ 海難救助等に関すること。 ④ 緊急輸送に関すること。 ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 ⑦ 流出油等の防除に関すること。 ⑧ 海上交通安全の確保に関すること。 ⑨ 警戒区域の設定に関すること。 ⑩ 治安の維持に関すること。 ⑪ 危険物の保安措置に関すること。
気象庁 沖縄气象台	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
総務省 沖縄総合通信事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など） ② 災害時における非常通信の確保 ③ 災害対策用移動通信機器の貸出 ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
沖縄労働局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における労働災害防止対策 ② 災害に関連した失業者の雇用対策
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物等の処理に関すること。 ② 環境監視体制の支援に関すること。 ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

4 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本赤十字社 沖縄県支部	① 災害時における医療、助産医療救護活動の実施並びに遺体対策等の協力 ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整の実施 ③ 義援金品の募集及び配分の協力 ④ 災害時における血液製剤の供給
日本銀行那覇支店	銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持
沖縄電力株式会社	① 電力施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保
日本放送協会 沖縄放送局	気象警報等の災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
N T T 西日本 ㈱沖縄支店	電信電話施設の保全と重要通信の確保
㈱N T T ドコモ 九州沖縄支店	移動通信施設の保全と重要通信の確保
西日本高速道路㈱ 沖縄管理事務所	① 管理道路の防災管理 ② 被災道路の復旧
日本郵便㈱ 沖縄支社	① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱 ③ 災害時における窓口業務の確保

5 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖縄県医師会	災害時における医療及び助産の実施
沖縄県看護協会	災害時における医療及び助産の看護の実施体制への協力
沖縄県バス協会	① 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運㈱	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
日本トランス オーシャン航空㈱	災害時における航空機による救助物資等の輸送の協力
沖縄県高圧ガス 保安協会	高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
沖縄県婦人連合会	災害時における女性の福祉の増進

6 公共的団体（機関）その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中部地区医師会	災害時における医療及び助産の実施
中部北環境施設組合	災害時のゴミ処理に関する事。
中部衛生施設組合	災害時のし尿処理に関する事。
農業協同組合	① 市が行う農産物等被害調査及び応急対策への協力 ② 被災農家に対する融資又はその斡旋に関する事。 ③ 農産物等の災害応急対策についての指導に関する事。
漁業協同組合	① 市が行う水産物等被害調査及び応急対策への協力 ② 被災漁家に対する融資又はその斡旋に関する事。 ③ 水産物等の災害応急対策についての指導に関する事。
うるま市商工会	① 市が行う商工業施設被害調査及び応急対策への協力 ② 災害時における物価安定についての協力に関する事。 ③ 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力
うるま市建設業連合会	災害対策活動上重要な道路の啓開、仮設道路等の設置、排水路等の応急対策への協力に関する事。
中部電気工事業協同組合	市災害対策本部、避難所施設等の電気設備が被災した場合の応急対策への協力に関する事。
うるま市管工事業協同組合	水道施設の応急復旧、応急給水活動の協力に関する事。
危険物施設等の管理者	① 安全管理の徹底 ② 防護施設の整備
うるま市社会福祉協議会	① 市が行う防災及び応急対策への協力 ② 被災者の救援活動に関する事。
うるま市民生委員 児童委員協議会	市が行う防災及び救援活動への協力に関する事。
うるま市赤十字奉仕団	市が行う防災及び救援活動への協力に関する事。
うるま市自治会長 連絡協議会 (自主防災組織)	地域における住民の避難誘導、被災者の救援、避難所の運営、防災その他市が実施する応急対策についての協力に関する事。
うるま市食生活改善推進協議会	避難所等における食生活などの栄養指導に関する事。
中城湾港開発推進協議会	中城湾港新港地区の防災対策に関する事。
中城湾新港地区協議会	中城湾港新港地区の防災対策に関する事。
金武中城港排出油等防除協議会	① 石油コンビナートからの流出油防除協力 ② 石油コンビナート危険物タンク火災の消火協力
平安座地区石油コンビナート等特別防災協議会	① 石油コンビナートからの流出油防除協力 ② 石油コンビナート危険物タンク火災の消火協力

第6節 市民等の責務

市域において、大規模な災害による被害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力と相互の協力をもって災害対策に取り組むものとするが、その対応には限界がある。

よって、災害対策基本法第7条（住民等の責務）に基づき、市民及び市内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務を次のとおりとし、市と協働・連携して、安全で安心な地域づくりに積極的に参加するものとする。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓を伝承する。
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動を検討する。
- (3) 飲料水、食料及びその他の生活必需物資を7日分以上備蓄し、点検する。
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動に協力する。
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所に伝達する。
- (6) 家族、近所の避難行動要支援者等の避難を支援する。
- (7) 災害廃棄物を分別する。
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動を行う。

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアルや資機材を整備し点検する。
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓を伝承する。
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成に協力する。
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）を進める。
- (5) 自主防災リーダーの養成を進める。
- (6) 自主防災活動及び訓練を実施する。
- (7) 気象情報等の収集及び伝達を行う。
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策に協力する。
- (9) 災害時に避難所を自主運営する。
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理に協力する。

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練を行う。
- (2) 事業計画を作成し、更新する。
- (3) 応急対策や災害復旧等に関わる事業を営む者は、災害時にも事業活動を継続し、行政機関が行う施策に協力するよう努める。
- (4) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策を検討する。
- (5) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄し、点検する。
- (5) 自衛消防活動・訓練を行う。
- (7) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導を行う。
- (8) 消防団、自主防災組織への参加及び活動に協力する。
- (9) 避難行動要支援者等の避難を支援する。

第1章 総則

- (10) 災害廃棄物を分別する。
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動に協力する。

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 防災計画の基本理念

- (1) 市の自然特性、また、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生は避けられないものと認識した上で、災害が発生した場合における被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とする。
- (2) 災害対策は、行政や関係機関による「公助」、住民一人一人が自ら行う「自助」、自主防災組織や地区内の居住者等が連携して行う「共助」のそれぞれの立場から推進することを基本とする。特に、自助・共助による地域の自発的な防災活動が重要であることから、その促進に必要な取組を進める。
- (3) 災害に備えるための措置は、ハード及びソフト対策を適切に組み合わせ、一体的に講ずる。また、災害対策全般について、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図り、効果的な対策として運用する。
- (4) 災害応急対策においては、人の生命及び身体の保護を優先して進める。特に災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を的確に配分する。
- (5) 被災者に対しては、被災者の多様性や避難後の時間経過に伴い変化するニーズ等に応じて、心身の健康を確保しつつ、適切に援護を進める。援護に当たっては、被災者による主体的な取組を阻害することがないように配慮する。
- (6) 被災後には、施設の速やかな復旧と被災者援護を進め、復興の早期化を図る。

2 災害の想定

(1) 被害想定の方針

① 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。

地震・津波の想定に当たっては、県と協力して古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

第2章 基本方針

② 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。

洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しは、順次進展することが想定されることから、被害想定も県との連携を図りつつ、適宜見直しを行うものとする。

第2節 防災対策の基本方針

市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策の一つである。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、近隣市町村、公共機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針を、以下のとおりとする。

1 【予防段階】周到かつ十分な災害予防対策

予防段階においては、市において想定される災害について、最新の科学的知見を総動員して想定し、可能な限りの備えを進める。

特に、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合も想定されることから、ハード・ソフトを組み合わせることとする。

2 【災害応急段階】迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階においては、迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有が重要となる。被災時にもそれが可能となる平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

また、刻一刻と変化する被災者のニーズや多様性に対して、柔軟かつ機敏に対応する。

3 【災害復旧・復興段階】適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階には、被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

4 その他

市及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や、市民等の間及び市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 市の地域特性等を考慮した重要事項

市は大規模災害により、本島と島しょ地区を結ぶ道路や港湾周辺が被災すると、島しょ地区が孤立する可能性があるなど、防災上不利な地理的条件がある。

市において想定される災害による被害の概要を整理すると以下のとおりであり、各被害の特性等を念頭に、市民の生命と生活を守るための必要な対策を講じることが重要である。

1 市において想定される被害の概要と課題

(1) 地震災害

揺れ（石川-具志川断層による地震）

- ・市の全域が震度6弱以上となる。具志川地区を中心に震度6強となる地区が広がっており、一部で震度7となる地区もある。
- ・特に震度6強となる地区においては、新耐震基準の建物についても損壊等が発生する可能性があることから、避難場所等や防災拠点施設等については特に耐震対策等に留意することが重要である。
- ・建物倒壊棟数が多く想定される区域が複数（石川地区、安慶名地区、与那城屋慶名地区等）存在しており、当該地区を通過する緊急輸送道路等が存在することから、地震時に、道路閉塞が発生する可能性がある。
- ・高齢者は、市内に広く居住しているが、特に高齢者数の多い地区では、地震発生後の避難行動の対応において留意が重要となる。

液状化（沖縄本島直下プレート内地震）

- ・市全域を通して、「液状化危険度が高い区域」と「極めて低い区域」に大きく二区分され、主に沿岸部で液状化危険度が高い傾向がある。
- ・石川地区や中城湾港新港地区などの市街地を中心に、液状化危険度の高い地区が広がっており、住宅や企業等の建物やライフラインに影響し、生活や企業活動等に影響する可能性がある。
- ・液状化危険度の高い地区内を緊急輸送道路等（国道329号、県道16・33・37・255号線、海中道路等）が通過しており、物資の輸送等に影響が発生する可能性がある。
- ・島しょ地区においては、海中道路の他、港湾施設周辺の液状化危険度が高く、当該施設が損壊した場合に孤立する可能性がある。

(2) 津波災害

（八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波）

- ・沿岸部を中心に、石川地区、中城湾港新港地区、島しょ部等において浸水が想定されている。

第2章 基本方針

- ・津波時の避難行動は、地震発生後の可及的速やかな行動が重要となるが、津波想定浸水区域内に高齢者が広く分布している地区もあることから、移動可能性等にも配慮して、垂直避難等を必要に応じて検討することが重要である。
- ・なお、浸水想定深が10m以上となる区域も存在することから、垂直避難の検討においても配慮が必要である。
- ・中城湾港新港地区の企業集積地や各ビーチ等の観光拠点など、特徴的な昼間人口となる区域では、その特性を踏まえた避難対応が重要となる。
- ・浸水想定範囲内を緊急輸送道路等（国道329号、県道16・33・37・255号線、海中道路等）が通過しており、緊急時の道路利用等に影響する可能性がある。
- ・島しょ地区においては、市街地が広く浸水する他、海中道路や港湾施設が浸水想定範囲となっており、津波による施設損壊や震災がれきの漂流等による機能低下から、島しょ部全体が孤立する可能性がある。

(3) 風水害

高潮（想定台風5115（RUTH））

- ・津波と浸水範囲は概ね同様（沿岸部を中心に広がっている。津堅島では、津波よりも浸水範囲が狭小傾向となる。）であり、浸水想定深は津波の方が卓越する傾向がある。浸水深は、津堅島の一部で5m以上、石川地区、中城湾港新港地区、平安座島等では2m以上と想定されている。
- ・高潮は、津波に比較して、気象情報等を基に事前の避難対応等が可能な特性があることを踏まえた対応が重要となる。
- ・高齢者は、市内に広く居住しているが、特に高齢者数の多い地区では、避難行動の早期化等の留意が重要となる。
- ・浸水想定範囲内を緊急輸送道路等（国道329号、県道33・37・255号線、海中道路等）が通過しており、緊急時の道路利用等に影響する可能性がある。
- ・島しょ地区は、海中道路や港湾施設周辺を中心に高潮が想定されていることから、浸水により施設が被災した場合、孤立する可能性がある。

洪水（天願川浸水想定区域図）

- ・天願川の上・中流部を中心に浸水が想定されている。
- ・浸水が想定される範囲は、天願、川崎、栄野比の河川沿いの住宅地を中心としており、浸水深が2m以上となる範囲が存在することから、低層建物を中心として被害が拡大する可能性がある。
- ・洪水により、県道75・255号線などの緊急輸送道路等の利用に影響する可能性がある。

土砂災害

- ・具志川地区西部を中心に土砂災害警戒区域が広く分布している。
- ・土砂災害警戒区域内に複数の避難場所等が分布しており、避難場所等での二次被害の可能性が有る。
- ・土砂災害警戒区域の近傍を県道16・37・75号線などの緊急輸送道路等が通行しており、土砂災害発生時に、道路通行に影響する可能性がある。

(4) 来訪者への対応

- ・市への観光客等は増加傾向にあるが、自然災害が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、道路や港湾周辺が被災した場合には、市内（島内）に滞留することも予想される。
- ・観光客等は、市民に比較して、地域情報を十分に認知していない可能性があることから、ソフト施策を軸に、災害対応を検討する必要がある。

第4節 他の計画との関係

1 上位計画等との関係

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、うるま市の市域に係る災害から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として定められるものであり、国が作成する防災基本計画、指定行政機関が作成する防災業務計画及び沖縄県地域防災計画その他関係法令に矛盾し、又は抵触することがないように定めるものとする。

2 うるま市総合計画との関係

うるま市総合計画は、地方自治法に基づき、うるま市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるもので、まちづくりのテーマと実現に向けた施策プランを明示しているものであり、市のあらゆる計画の中では最上位に位置づけられている。

うるま市地域防災計画は、市総合計画に定められた防災施策等はもちろん、その他の分野の施策も含めて「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」の観点から体系化したものである。

3 うるま市消防計画との関係

うるま市消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、うるま市消防本部が分掌する事務に関し、その活動内容を詳細に記載しているものである。

うるま市地域防災計画は、災害等に対して総合的な計画であるのに対し、うるま市消防計画は、市の消防組織を効率よく運用するための具体的な活動計画である。

第5節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要と認めるときはこれを修正する。

第6節 防災計画の周知徹底

この計画は、うるま市の職員及び関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項の規定に定める公表のほか、住民に周知徹底するように努めるものとする。

第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

1 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくりのための訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の4つ、そのほかの個別事項として「島しょ等の防災体制の強化」、「道路事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分し、次節以降に詳細を示す。なお、原子力災害に係る対策については、第4編「原子力災害編」に示す。

2 災害予防計画の推進

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市において、国の示す計画対象事業となる施設等についての整備方針を掲げ、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」の緊急整備施設の選定を受けるなど、事業について、具体化を図るよう努めるものとする。

《整備推進施設等》

- ① 避難所
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路等（交通管制施設、臨時ヘリポート、港湾・漁港施設）
- ⑥ 共同溝等
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 社会福祉施設、公立幼稚園
- ⑨ 公立小・中学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- ⑩ 公立特別支援学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- ⑪ 公的建造物
- ⑫ 海岸・河川（海岸保全施設、河川管理施設）
- ⑬ 砂防施設等（砂防設備、保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池）
- ⑭ 地域防災拠点施設
- ⑮ 防災行政無線施設
- ⑯ 水・自家発電設備等

- ⑰ 備蓄倉庫
- ⑱ 応急救護設備等
- ⑲ 老朽住宅密集対策
- ⑳ その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

(3) 防災研究の推進

市の防災対策を効果的、効率的に進めるため、市域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

① 防災研究の目的・内容

市の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波、その他災害予想危険箇所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、今後の防災対策に反映していく。

また、地震時の職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

② 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。成果については、防災関係者等に速やかに提供していく。

第2節 災害に強いまちづくり

1 防災対策に係る土地利用の推進

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

① 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

② 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

① 土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺地域における老朽住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備に努めるものとする。

② 市街地再開発事業等

市街地再開発事業による建築物の耐震化、不燃化を促進し、避難地及び避難路の確保、道路、公園、広場等の公共施設を整備することで、都市機能の更新及び地域防災活動の拠点整備を図ることとする。

事業を実施するに当たって、都市防災、緊急性の高い必要な公共施設、住宅施設、商業施設の整備等総合的な都市再開発を推進するとともに、無秩序な開発を防ぎ快適性とゆとりある生活空間の形成から市民の安全性を図るものとする。

③ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。

2 都市基盤施設の整備

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難所、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

① 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

② 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

学校グラウンドや都市基幹公園を活用した広域避難地、住区基幹公園等の一時避難地を計画的に配置・整備するとともに避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。

③ 防災上重要な道路の整備

㉞ 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

㉟ 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

㊱ 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

㊲ 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

㊳ 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、緊急輸送道路幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

㊴ 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

㊵ 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

㊶ 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確

第3章 災害予防計画

保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

④ 港湾・漁港整備事業

㉞ 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波、風水害等によって大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

島しょ地域においては、海上交通が重要な意味を持つことから、特に留意する必要がある。

(3) 災害に強いまちの形成

① 災害に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

㉞ 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

㉟ 消火活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

㊱ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備し、空き地等を確保することにより火災の延焼防止を図る等、不燃化まちづくりを推進した安全な防災都市を形成していく。

㊲ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定し、地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

② 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

㉞ 防火・準防火地域の指定

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、火災・延焼の危険度が高い地区を重点に防火地域又は準防火地域の指定を推進し、不燃化を促進する。

㉟ 市営住宅の不燃化推進

市営住宅等について、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図ることとする。

㊱ 消防施設等の整備促進

市は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用

することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
併せて、消防用施設・設備等の整備促進を図る。

また、市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

なお、県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行うとともに、総務省消防庁の林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている市町村に対し、当該事業の実実施計画の策定及び林野火災用の消防施設等の計画的整備を促進する。

㊦ 水防及び救急施設等の整備促進

水防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

㊦① 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防ぎよ及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

㊦② 流出危険物防除資機材

市、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な以下の資機材等の整備を図るものとする。

- ・流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ・流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- ・流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- ・流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

(4) 林野火災予防計画

林野火災の原因として、タバコやたき火等の火の不始末が多いことが挙げられる。

ひとたび山林・原野の火災が発生すると、地理的条件や気象状況等によってはその消火活動は極めて困難となり、人命を奪う危険性や人家への延焼等、大きな被害に発展する可能性がある。

また、森林資源の貴重な財産としての面からも、林野火災防止について万全の対策を図るものとする。
林野火災を予防、警戒及び鎮圧して、火災による被害の拡大防止を図るため、「沖縄県地域防災計画」に準じながら対策を図るものとする。

① 林野火災対策の推進

㊦① 県、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の本市域内での計画推進体制を確立する。

㊦② 市消防においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

第3章 災害予防計画

② 出火防止対策

㊦ 標識

市、県及び森林管理署等は、山火事や林野火災の防止のため、火災防止の標柱・標識等の設置に努めるものとする。

㊧ 焼払い等火入れの指導

市は、関係する機関や団体と連携し、農作業において、サトウキビ葉等の焼払いにおける適正な火入れの指導を実施する。

また、強風・乾燥時における火気の取扱いについても指導を強化する。

㊨ 森林法等に基づく規制措置

市及び森林管理署は、森林又はこれに近接している土地において、火入れについての森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導強化を図る。

㊩ 出火防止策と火入れの中止

市及び市消防は、火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況時の火入れ中止の指導等を徹底する。

③ 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

㊦ 林野火災対策用資機材整備

市消防は、県及び関係機関と調整しながら、林野火災対策用資機材の整備に努める。

㊧ 空中消火資機材の操法訓練

市消防は、県など関係機関共同で行う林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加し、広域な林野火災時に備えるものとする。

(5) 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

① 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

海岸保全事業は、従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

② 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。

③ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を目指す。

ただし、地形や土地利用状況等から5分程度での避難が困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

- ④ 県及び市の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係部局の連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- ⑤ 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- ⑥ 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

- ⑦ 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- ⑧ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- ⑨ 学校をはじめとする各公共施設や要配慮者に関する施設等（保育園や社会福祉施設など）については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や高層化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- ⑩ 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

3 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

(1) 地盤災害防止

① 危険性

石川地区、中城湾港新港地区等で液状化危険度が高い地域が広がっている。特に、島しょ地域の港湾施設周辺は、液状化危険度が高い傾向がある。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

② 対策

市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

- ㊦ 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、所要の液状化対策を実施する。
- ㊧ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- ㊨ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
- ㊩ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した建造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
- ㊪ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

(2) 土砂災害予防計画

① 砂防事業

㊦ 現状

沖縄本島中南部の泥岩地帯は、地すべりの起こりやすい地形地質であるが、更に近年の急速な開発ブームによって地すべり等の十分な防止策も講じられず開発等が進み、地すべり災害の発生するおそれのある危険箇所が増加する傾向にある。

また、山地から海岸までの距離が短いため、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、崖くずれや土石流による危険箇所が多数存在しており、総合的な対策が必要である。

㊧ 対策

県が実施する「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域指定に協力するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を推進する。

また、県と連携し、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減災対策を進めるとともに、警戒避難等が困難な危険箇所については、急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じて対策工事等を実施する。

㊨ 土砂災害危険箇所

市の土石流危険溪流箇所、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩落危険箇所は、資料編のとおり。

② 警戒避難体制の整備

土砂災害には、崖崩れ、山崩れ、地すべり、土石流などの種類があり、これらの危険予想地域には台風や集中豪雨、地震等によって大きな被害を受けることが考えられ、地域ぐるみの十分な注意が必要となる。

市には、土石流や地すべりによる危険、又は急傾斜地による崩壊危険予想及び指定区域があり、今後その他の危険が予想される区域調査と現況把握に努め、対策事業の指定を推進するとともに、警戒避難体制を定めて被害を軽減し、市民等の安全を図るものとする。

㉞ 土砂災害警戒区域指定（警戒避難体制の整備）

土砂災害防止法（第7条）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について定め、市民に周知する。

㉟ 危険区域の概要

市の土砂災害に関する危険予想箇所及び指定区域は、「資料編」のとおりであり、その対策・体制づくりとともに今後予想される危険区域の把握と周知に努めるものとする。

㊱ 組織及び所掌事務

土砂災害防止体制は「第2編 第1章 第1節 組織計画」に基づき、各班が緊密な関係のもとに危険区域の総合的な応急対策を実施する。

㊲ 情報の収集及び伝達

実施項目	実施内容
㊳ 情報伝達の方法	<p>気象予報・警報等及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、「第3編 第1章 第2節 気象警報等の伝達計画」、「第3編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」及び「第3編 第1章 第5節 災害広報計画」により、迅速かつ確実に行うものとする。</p> <p>なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、樹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告するものとする。</p>
㊴ 危険区域の情報連絡員	<p>危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、地元自治会の連絡員と密接な連絡をとるものとする。</p>

㊵ 危険区域における警戒体制

㊶ 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒及び巡視は、施設管理部道路対策班、救命救助部消防班により行うものとする。

第3章 災害予防計画

㉞ 警戒体制の設置基準

沖縄気象台による気象特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報の発表を基準に、危険区域の警戒体制をとるものとする。

区分	基準等	
第1警戒体制	土砂災害警戒情報	気象庁が作成する降雨予測に基づいて土壌雨量指数が所定の監視基準に達したとき
第2警戒体制	大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるとき

㉟ 警戒体制の活動内容

警戒体制別	活動内容
第1警戒体制	必要に応じて危険区域の警戒、巡視及び避難を行うように広報するものとする。
第2警戒体制	市民等に対し、警告及び事前措置の伝達（基本法第56条）、避難指示（同法第60条）等の処置を行うものとする。

㊱ 避難の措置

災害から市民を保護するため避難の必要が生じた場合は、「第3編 第1章 第8節 避難計画」により避難の指示等の処置を行うものとする。

(3) 治山治水計画

① 治山事業

㊲ 危険区域

市における森林災害については、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。

令和5年12月末時点における土砂災害警戒区域は49箇所（急傾斜地の崩壊は47箇所、土石流は1箇所、地すべり地域1箇所）となっている。（資料編参照）

㊳ 対策

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施することとされており、市は必要に応じて、県に協力する。

- ㊴ 森林の水源かん養及び山地災害防止機能の強化
- ㊵ 山地災害危険地区等における治山対策
- ㊶ 海岸防災林の整備

② 治水事業

㉞ 危険区域

水防法第14条に基づき、県知事は、水防法第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定・公表することとしており、市において、下記河川が対象となっている。

河川・水系	浸水想定区域	
	指定・公表の状況	指定・公表 (河川管理者)
天願川	平成20年3月28日指定	沖縄県知事

※ 浸水想定区域の範囲は、資料編の浸水想定区域図のとおりである。

㉟ 対策

浸水想定区域内において、地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）又は高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦など防災上特に配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設等」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

㊱ 地下街等、要配慮者利用施設等の範囲は、次のとおりとする。

地下街等の範囲	1 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により、防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。 ㉞ 地階が消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ又は(十六)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ㉟ (十六の二)項 2 その他市長が必要と認めるもの
要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい者・児施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所等の医療施設 3 保育園、幼稚園、ろう学校、盲学校及び養護学校等の施設 4 その他市長が必要と認めるもの

㊲ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、前述㊱に規定された地下街等及び要配慮者利用施設等に対し、電話、ファクシミリによる洪水予報等の伝達体制の構築を図るものとする。

第3章 災害予防計画

※伝達すべき洪水予報等とは、水位情報周知河川における特別警戒水位伝達情報とする。

㊦ 浸水想定区域の把握及び周知

㉑ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、気象予報・警報等の気象情報の収集に努めるとともに、浸水想定区域住民への情報伝達については、防災行政無線や広報車等を活用し、その体制を整備する。

なお、要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達にも十分配慮するものとする。

㉒ 洪水時の円滑な避難の確保

市は、浸水想定区域ごとの人口、世帯数等について、予め実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難路、避難場所の選定をするとともに、地域住民に周知するものとする。

なお、要配慮者及び避難行動要支援者の把握についても十分配慮するものとする。

㉓ 洪水ハザードマップの作成・配布

市は、県が公表している洪水氾濫時の浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域住民に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。

㉔ 内水ハザードマップの活用

市は、水防法第14条の2に基づき下水道課において作成した内水ハザードマップを活用し、広く市民へ雨水出水浸水警戒区域を周知し、防災・減災に努めるものとする。

㊧ 施設管理者等の役割

㉕ 地下街等の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

作成した避難確保計画、自衛水防組織の構成員及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

㉖ 要配慮者利用施設の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

なお、自衛水防組織を設置した場合は、市長に報告するものとする。

(4) 農地等災害の予防及び防災営農の確立

① 農地防災事業の促進

㉗ 農地保全整備事業

風雨などによって侵食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

① ため池等整備事業

① 土砂崩壊防止工事

農地、農業用施設その他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

② 老朽ため池等整備事業

かんがい用水施設等について、老朽化により堤体及び取水施設等が大雨時に損壊し、周辺及び下流地域等に多大な被害が生じることが想定されるものは、緊急度の高いものから順次補修事業の実施を図る。

② 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する事業として、県の地すべり防止区域だけでなく、市においても必要に応じその対策事業を検討推進していく。

④ 防災営農の確立

⑦ 指導體制の確立

農業に影響を与える各種の災害を回避・克服し、農業生産力や農業所得の向上を図るため、市は県及び関係機関、団体の統一的な指導體制の確立を図るものとする。

実施事項	実施内容
① 指導組織の統一及び指導力の強化	市における県及び関係機関による指導機構の調整、連携強化を図るものとする。また、各種の防災研修の強化及び参加から、指導力の向上を図る。
② 防災施設の拡充	防災実証展示施設等の整備及び広報により、防災の普及啓発を図る。

⑧ 営農方式の確立

本市農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術、また試験研究機関による病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受け、防災営農の確立に努めるものとする。

(5) 海岸保全施設対策

従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。

なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

特に、地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるものとする。

(6) 高潮等対策

市は、県と協力し、海岸保全事業の促進を図るものとする。

なお、市の海岸保全区域は資料編のとおりである。

第3章 災害予防計画

① 高潮防災施設の整備

㉞ 現況

沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

㉟ 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

特に、市では、石川地区、中城湾港新港地区、平安座島の広い範囲で浸水が想定されているため、注意する必要がある。

㊱ 対策

以下の対策について、県と協力して取り組む。

- ㊱ 海岸を防護するため、管理又は海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- ㊲ 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- ㊳ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- ㊴ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- ㊵ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- ㊶ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

② 警戒避難体制の整備

市は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

(7) 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い急斜面や軟弱地盤等について、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩落対策事業との連携、市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

4 建築物・構造物等の対策

(1) 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

① 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

- ㉞ 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- ㉟ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- ㊱ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- ㊲ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

② 建築物の耐震化の促進

市は、「うるま市耐震改修促進計画」に掲げた耐震化目標を達成するため、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

③ 公共施設の耐震性の確保

市は、所管する施設のうち、新耐震基準によらない既存建設物は、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。

耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

④ 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

市は県と連携し、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

また、県及び市所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

⑤ 屋外重量転倒物への対策

これまで発生した地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒物の危険性が示された。

市においては、近年、新興住宅や住宅整備等の進展により、老朽化したブロック塀などは減ってはきているが、昔ながらの集落構造を形成している地区や古い建物が残るところについては、ブロック塀や石垣の老朽化及び放置状態による倒壊の危険性が高いといえる。

これらの倒壊による被害を防止するために、以下の対策を実施・検討する。

第3章 災害予防計画

⑦ 調査及び改修指導

市において、ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

⑧ 指導及び普及啓発

市は、県による建築物の防災週間等を通じた建築基準法の遵守について、指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

⑥ 公共建築物等の定期点検及び定期検査

公共建築物に対する定期的な点検及び検査を、県と調整を図りながら実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

⑦ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

市民の安全を確保するため、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

⑧ 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

なお、災害時においては、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(2) 文化財災害の予防

市の貴重な財産である文化財に対し、次により災害予防の対策を図るものとする。

対 策 別	実 施 内 容
①文化財保護のための施設・設備の整備等	文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策、パトロール等に努める。
②予防対策の確立	市教育委員会は、県からの指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び市消防と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
③所有者・管理者の対策	文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の長へ防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう奨励する。
④火気制限	文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
⑤防災施設	防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、市における防災施設の設置を促進する。
⑥防災教育	県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。

対策別	実施内容
⑦暴風による損壊対策	暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
⑧文化財の耐震調査の指導	文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

《うるま市の文化財概況》

文化財（史跡、グスク、貝塚、有形・無形文化財等）

	名称	種別	所在地	指定状況	備考
1	伊波貝塚	史跡	石川伊波	国指定	S47.5.15
2	安慶名城跡	史跡	字安慶名	国指定	S47.5.15
3	勝連城跡	史跡	勝連南風原	国指定	S47.5.15
4	仲原遺跡	史跡	与那城伊計	国指定	S61.8.16
5	平敷屋製糖工場跡	史跡	勝連平敷屋	国登録	H27.1.26
5	三線翁長開鐘	有形文化財	字喜屋武	県指定	S30.5.23
7	三線久場春殿型	有形文化財	栄野比	県指定	S33.8.15
6	三線真壁型	有形文化財	石川東恩納	県指定	H6.3.15
7	勝連間切南風原村文書	有形文化財	勝連南風原	県指定	S52.7.11
8	平安名貝塚	史跡	勝連平安名	県指定	S31.10.19
9	伊波城跡	史跡	石川伊波	県指定	S36.6.15
10	チャーン	天然記念物	字高江洲	県指定	H3.1.16
11	津堅島の唐踊り	選択文化財	勝連津堅	県指定	S53.3.24
12	東恩納当家葬祭具	有形民俗	石川東恩納	市指定	S56.10.15
13	伊波金細工鍛冶道具	有形民俗	石川伊波	市指定	S56.10.15
14	嘉手苺観音堂	建造物	石川嘉手苺	市指定	S59.6.12
15	伊波メンサー織道具一式	有形民俗	石川伊波	市指定	S63.11.15
16	平敷屋タキノー	史跡	勝連平敷屋	市指定	H2.3.26
17	南風原の村獅子	有形民俗	勝連南風原	市指定	H2.3.26
18	伊波ヌール墓	有形民俗	石川伊波	市指定	H6.3.4
19	三線真壁型（大型）	工芸品	石川伊波	市指定	H6.3.4
20	三線平仲知念型（大型）	工芸品	石川東恩納	市指定	H6.3.4
21	三線鴨口与那型（中型）	工芸品	石川	市指定	H6.3.4
22	地頭代火の神	有形民俗	勝連浜	市指定	H6.3.31
23	アマミチューの墓	史跡	勝連比嘉	市指定	H6.3.31
24	シルミチュー	有形民俗	勝連比嘉	市指定	H6.3.31
25	ヤンガー	建造物	与那城上原	市指定	H7.6.14
26	犬名河(インナガー)	名勝	与那城伊計	市指定	H7.6.14
27	ガーラ缸	建造物	与那城饒辺	市指定	H7.6.14
28	宮城御殿（ナーグスクウドゥン）	有形民俗	与那城宮城	市指定	H7.6.14
29	与佐次川（ユサチガー）	有形民俗	与那城平安座	市指定	H7.6.14

第3章 災害予防計画

	名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
30	平安座西グスク	史跡	与那城平安座	市指定	H7. 6. 14
31	クボウグスクの植物群落	天然記念物（植物）	勝連津堅	市指定	H9. 4. 23
32	中の御嶽	有形民俗	勝連津堅	市指定	H9. 4. 23
33	ヤマトウンチュウ墓	史跡	勝連浜	市指定	H9. 4. 23
34	ワイトゥイ	史跡	勝連平安名	市指定	H9. 4. 23
35	南風原の獅子舞	無形民俗	勝連南風原	市指定	H11. 3. 10
36	平安名のウムイ・キューナ	無形民俗	勝連平安名	市指定	H11. 3. 10
37	平敷屋エイサー	無形民俗	勝連平敷屋	市指定	H11. 3. 10
38	天願獅子舞	無形民俗	字天願	市指定	H11. 7. 15
39	田場ティンペー	無形民俗	字田場	市指定	H11. 7. 15
40	吉本家	建造物	勝連比嘉	市指定	H12. 11. 7
41	新川・クボウグスク周辺の陣地壕群	史跡（戦争遺跡）	勝連津堅	市指定	H16. 3. 3
42	兼箇段ジョーミーチャー墓	史跡	字兼箇段	市指定	H17. 2. 16
43	田場ガー	史跡	字田場	市指定	H17. 2. 16
44	大田坂	史跡	字大田・川田	市指定	H17. 2. 16
45	沖縄諮詢会堂跡	史跡	石川	市指定	H17. 3. 1
46	東恩納博物館跡	史跡	石川東恩納	市指定	H17. 3. 1
47	石川部落事務所	史跡	石川	市指定	H17. 3. 1
48	越来治喜（マーラン船の建造技術）	無形民俗	与那城平安座	市指定	H17. 3. 4
49	宮城ウシデーク	無形民俗	与那城宮城	市指定	H17. 3. 4
50	伊波メンサー織	無形民俗	石川伊波	指定	S63. 11. 15
51	藪地洞穴遺跡	史跡	与那城屋慶名	市指定	H29. 3. 17
52	宮城島のヒータチ（火立て）跡	史跡	与那城上原	市指定	H30. 7. 13
53	うるま市の闘牛	無形民俗	市内	市指定	H30. 7. 13
54	平安座のサングウチャー	無形民俗	与那城平安座	市指定	R2. 4. 13
55	上江洲のウフガー	有形民俗	上江洲	市指定	R2. 4. 13
56	具志川グスク	史跡	具志川	市指定	R5. 8. 9
57	具志川グスクの壕	史跡	具志川	市指定	R5. 8. 9

5 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力供給や熱供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

(1) 上水道施設災害の予防

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

① 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

② 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

(2) 下水道施設災害の予防

① 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

② 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援するものとされており、市は、必要に応じて、県に要請する。

(3) 高圧ガス施設災害の予防

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市は国・県・公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化とともに、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講じ、保安管理の徹底を図るものとする。

① 高圧ガス消費者における保安対策

- ⑦ 消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- ⑧ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

② 高圧ガス保安推進月間、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進防止週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第3章 災害予防計画

(4) 電力施設災害の予防

「電気事業法」及び「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

① 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力㈱は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しに当たっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

② 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力㈱は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

③ 関係機関との連携

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(5) 通信施設災害の予防

市、県、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

① 市における予防計画

㉞ 災害用情報通信手段の確保

市は、以下について考慮の上、災害用情報通信手段の確保等を行う。

㊲ 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

㊳ 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有線、無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

㊴ 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見、技術から耐震性、耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

㊵ 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

㊦ その他の通信の充実等

- ・県及び他市町村間ネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

① 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ㊸ 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

- ・市端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- ・消防本部、県出先機関及び防災関係機関端末局については、単一无線回線（260MHz帯デジタル無線）を整備する。
- ・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

- ㊹ 市は、防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

② 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

③ 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見、技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

② 各電気通信事業者における予防計画

① 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

- ㊸ 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- ㊹ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

② 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

③ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- ㊸ 回線の設置切替え方法

第3章 災害予防計画

- ⑥ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ⑦ 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- ⑧ 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- ⑨ 可搬型基地局装置による通話回線の確保

③ 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

⑦ 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

⑧ 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

④ 関係機関との連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(6) 放送施設災害の予防

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- ① 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- ② 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- ③ 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- ④ その他必要と認められる事項

(7) 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

① 優先利用の手続き

市は、県又は関係機関とともに通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

② 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

6 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

(1) 危険物等災害予防計画

① 危険物製造所等に対する指導

市消防は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

② 危険物運搬車両に対する指導

市消防は消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送・運搬及び取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

③ 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した防災保安教育を実施するとともに、市消防は管理者が行う防災保安教育について、必要な助言・指導を行う。

④ 危険物施設の予防対策

危険物施設の管理者は、防災体制の構築及び施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

対 策 別	実 施 内 容
㉞ 火災、爆発等の防止対策	取扱う危険物等の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。
㉟ 危険物施設の管理、点検	危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、施設の維持管理の徹底を図る。
㊱ 保安設備の維持	危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。
㊲ 保安体制の整備、確立	危険物施設の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び市消防等に対する通報体制を確立する。 また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。
㊳ 従事者に対する教育訓練	危険物施設の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

⑤ 化学車及び消防機材の整備

市消防において、化学車等及び消防機材の整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を指導する。

第3章 災害予防計画

(2) 毒物・劇物災害予防計画

① 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

- ㊦ 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- ㊧ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
- ㊨ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- ㊩ 安全教育及び訓練の実施
- ㊪ 事故対策組織の確立

② 対策

市及び県は、災害発生時における毒物・劇物の危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- ㊦ 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- ㊧ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ㊨ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。
- ㊩ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
- ㊪ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

(3) 火薬類災害予防計画

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、県警察、中城海上保安部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等と連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

① 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ㊦ 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対する法令の規定する基準に適合させる当該施設の維持、保安の監督指導に、必要に応じて協力する。
- ㊧ 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査の実施と保安体制の強化に協力する。

② 火薬類消費者の保安啓蒙

市は、県による火薬類消費者等への保安啓蒙等の活動に協力する。

③ 路上における指導取締の実施

市は、県による火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りに、必要に応じて協力する。

④ 火薬類による危害予防週間の実施

市は、県と協力して、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

(4) 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業所においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

① 有害化学物質等取扱事業所における状況把握及び情報提供体制の整備

市内事業所で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータ・ベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

② 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等に関する指導

- ㊦ 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- ㊧ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

7 不発弾等災害予防

不発弾処理体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。

そのため、関係機関の連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び一般市民に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

(1) 不発弾の処理体制

① 陸上で発見される不発弾等の処理

- ㊦ 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通して県警察本部に発見届出をする。
- ㊧ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ㊨ 第101不発弾処理隊は、必要に応じて現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ㊩ 小型砲弾等、比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、沖縄県不発弾保管庫へ搬入する。
- ㊪ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

【信管離脱作業】

非常な危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

第3章 災害予防計画

<p>④ 市で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。</p> <p>⑤ 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。</p> <p>⑥ 市長を本部長とし、関係機関を構成とする現地対策本部を設置する。</p>
--

② 海中で発見される不発弾の処理

<p>㊦ 発見者は、所轄海上保安部署（中城海上保安部）へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、市長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。</p> <p>㊧ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。</p> <p>㊨ 危険度が少なく移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。</p> <p>㊩ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。</p> <p>【爆破処理作業】 非常な危険を伴うことから、次の対策を講じた上で実施する。</p> <table border="1"><tr><td><p>④ 発見場所の管轄が市の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。</p><p>⑤ 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入り規制をする。</p><p>⑥ 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。</p></td></tr></table>	<p>④ 発見場所の管轄が市の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。</p> <p>⑤ 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入り規制をする。</p> <p>⑥ 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。</p>
<p>④ 発見場所の管轄が市の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。</p> <p>⑤ 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入り規制をする。</p> <p>⑥ 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。</p>	

(2) 関係機関の協力体制の確立

国、県、市や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

(3) 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

① 講習会

県等が開催する講習会や研修に市職員や市消防職員等を参加させ、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得させる。

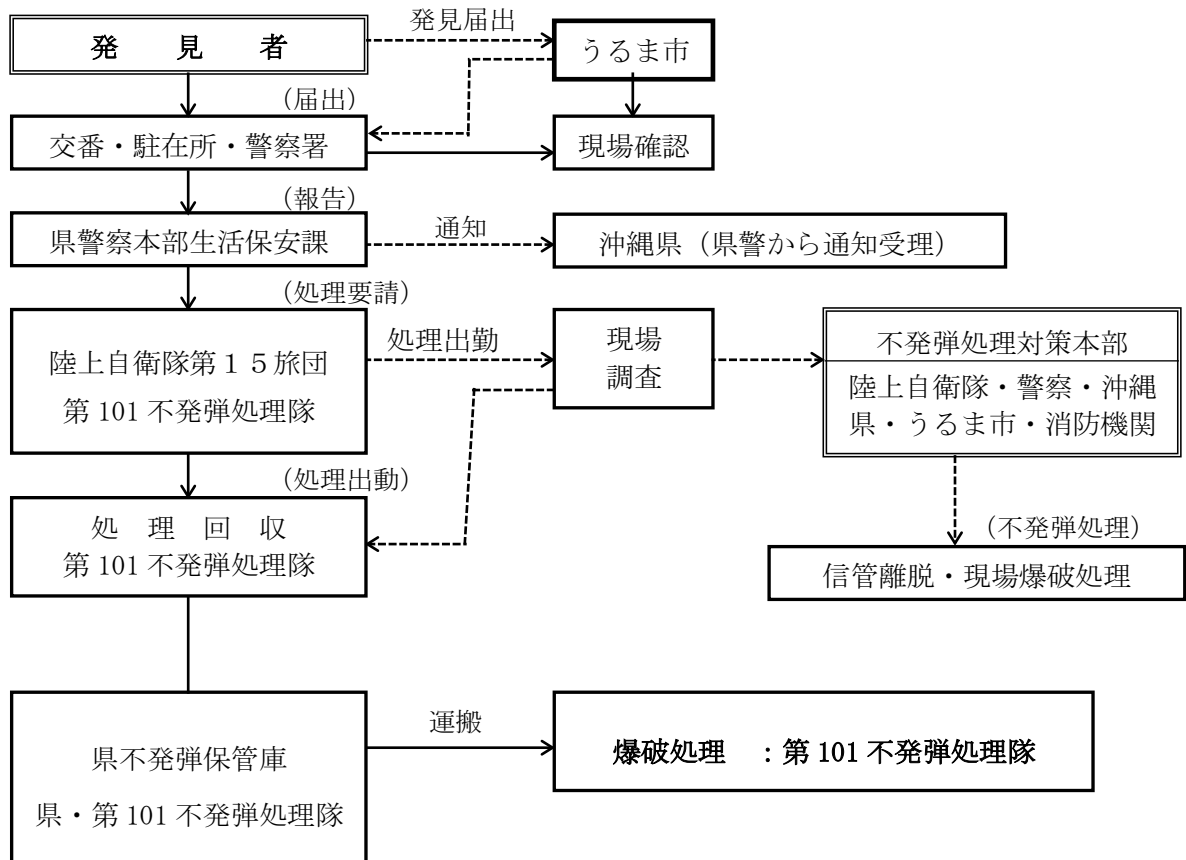
② 広報活動

市民一般に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。

《不発弾処理の流れ》

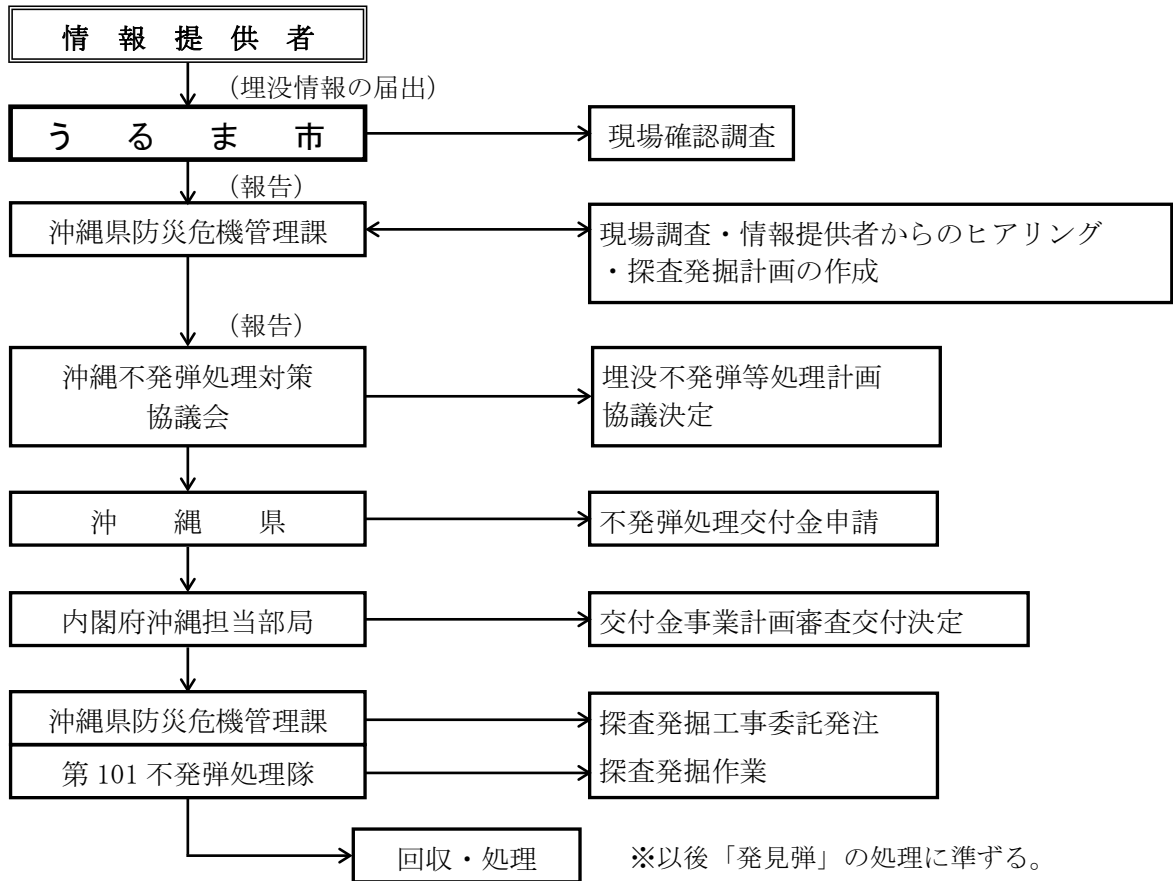
[陸上部分]

② 発見弾



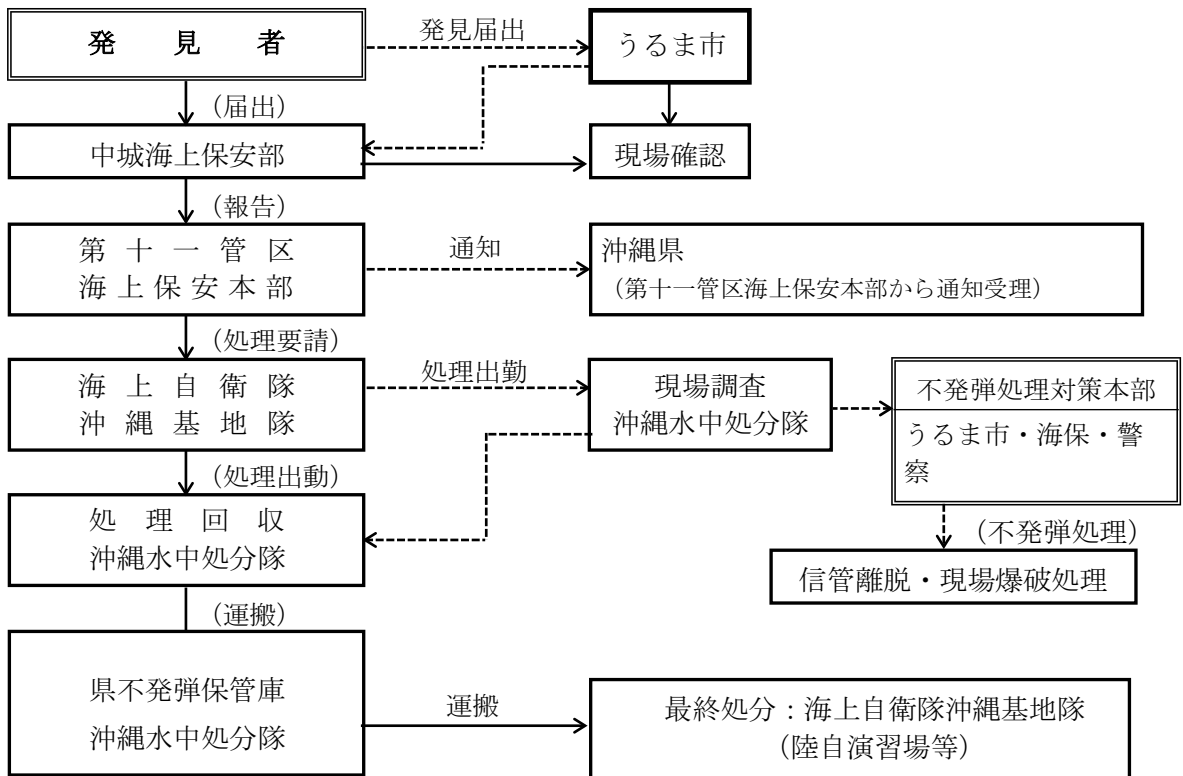
第3章 災害予防計画

㉞ 埋没弾



[海上部分]

㉟ 発見弾



8 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

(1) 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実に努める。

① 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市と協力して観測体制の充実に努める。

② 観測資料等のデータ・ベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータ・ベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

(2) 主要関係機関における気象観測体制の整備

市及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに提供する体制やシステムの整備について、県・沖縄気象台と連携して推進する。

第3節 災害に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、市全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を推進する必要がある。

1 防災訓練

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市、県及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災訓練の基本方針

市の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

① 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

② 地域防災計画等の検証

地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

③ 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

④ 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県及び防災関係機関と連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

(2) 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- ① 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- ④ 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練及び炊き出し訓練
- ⑤ 物資集配拠点における集配訓練
- ⑥ 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

(3) 総合防災訓練等

① 総合防災訓練

広域的総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図る。市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震津波防災訓練を実施する。特に島しょ地域においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

㊦ 実施時期

毎年1回以上適当な時期（防災週間や津波防災の日等）に行うものとする。

㊧ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮の上、関係機関と協議の上決定する。

㊨ 参加機関

市、県及び防災関係機関など

㊩ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- ㊰ 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- ㊱ 水防訓練
- ㊲ 救出及び救護訓練
- ㊳ 避難所運営訓練
- ㊴ 炊き出し訓練
- ㊵ 感染症対策訓練
- ㊶ 輸送訓練
- ㊷ 通信訓練
- ㊸ 流出油等防除訓練
- ㊹ 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- ㊺ その他

② 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(4) 複合災害訓練

市及び防災関係機関は、地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

第3章 災害予防計画

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(5) 水防訓練

初動体制の迅速化、河川情報等の収集及び監視、土嚢構築等の応急対策を実施し、地域住民の誘導等を行う。

(6) 消防訓練

市街地や公共施設、レクリエーション施設、スーパー、商店街等不特定多数の者が集まる場所を対象にして、消火用機材を利用した消火訓練等を行う。また、消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等に積極的に参加する。

(7) 避難訓練

学校、病院その他密集地における避難の誘導及び避難通路の確保、救助などの訓練等を行う。

(8) 通信訓練

情報の収集、応急対策の指示、伝達等災害時の通信設備が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し、実施するものとする。

(9) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(10) 石油コンビナート等総合防災訓練

特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

(11) 原子力艦の原子力災害防災訓練

県や関係機関と連携し、原子力艦の原子力災害防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(12) 応急給水訓練

災害により広域的な断水が発生した場合を想定し、地域住民や関連団体との給水訓練を行う。

(13) 防災訓練の成果点検

防災訓練の実施後、その成果を点検・評価するとともに、問題・課題等を事項別に整理し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を点検・評価し、防災施策に反映する仕組みを確立する。

(14) 地域防災訓練等の促進

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

2 防災知識の普及・啓発

各防災関係機関の職員、市民等に対し、地震・津波災害を念頭に置いた防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

- ① 地域防災計画の概要や地震・津波、風水害の知識、地震並びに災害時の心得などについて普及・啓発するとともに、市における防災対策について市民の理解と認識を深めるように努める。

また、災害リスクや災害時に取るべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災の見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

防災マップや地震時の行動マニュアル等を作成する際は、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦など）に配慮する必要があることに留意する。

- ② ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- ③ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。

- ④ その他防災関係機関の措置

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動において、防災関連事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、市民自らの防災活動となるよう努めるものとする。

- ⑤ 普及・啓発の方法等

㊦ 普及・啓発の時期や内容等

市その他防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

第3章 災害予防計画

- ④ 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- ⑤ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ⑥ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ⑦ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑧ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
 - 県、市及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。
 - 加えて、県、市及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ⑨ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ⑩ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑪ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑫ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑬ 効果的な普及・啓発方法
 - 防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。多数の市民が集まる祭りや各種イベント等を通して、防災知識の普及や教育につながる活動を継続的に行う。
 - また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

(2) 各種防災教育の実施

地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られることから、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する市民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本市に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。

なお、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

① 市職員等への防災教育

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の市における防災活動要領の修得を図るための研修会等を行う。

また、災害対策は、全庁的な取り組みが必要なことから、防災部署に配属されている職員のみならず、他部署の職員の危機管理に対する意識を高めるため、国や県、防災関係機関等が実施する防災に関する様々な研修等への職員派遣に努めることとする。

② 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

市及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

③ その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

加えて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(3) 市職員等への防火教育

市職員は、災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えなどの教育を研修会等を通じて行う。

(4) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第3章 災害予防計画

3 自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに市民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は、地域住民などにより設置された自主防災組織の育成強化を積極的に図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

(1) 自主防災組織整備計画の策定

地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

(2) 市民の防災意識の向上

市民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知及び講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

(3) 組織の編成単位

市において、市民が防災活動を推進する上で適正な規模と地域を単位とした組織を編成することとし、市民と協議することで実施するものとする。

次の事項を前提に、自治会等既存の地域自主団体を自主防災組織として育成することを基本とする。

- ・市民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ・市民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(4) 組織づくり

ア 既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

活用組織別	実施事項
① 自治会組織	自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
② 防災活動推進団体等	何らかの防災活動を行っている組織活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
③ 地域活動団体	女性団体、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

イ うるま市自主防災組織資機材整備補助金交付要綱、防災士資格取得費補助金交付要綱及び自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱等に基づき、自主防災組織の活動等を支援する。

(5) 活動計画の策定

組織が効率的な活動を実施できるよう、地域の規模及び態様を十分に活かした具体的な活動計画を策定するものとする。

(6) 活動

① 平常時の活動	② 災害時の活動
㉞ 防災に関する知識の普及	㉞ 災害情報の収集、伝達
㉟ 防災訓練の実施	㉟ 責任者等による避難行動要支援者に配慮した避難誘導
㊱ 防災資機材の備蓄	㊱ 出火防止
㊲ 防災リーダーの育成	㊲ 給食・給水
㊳ 避難行動要支援者の把握	㊳ 炊き出し
㊴ その他必要な活動（炊き出し訓練など）	㊴ 救出・救護

(7) 資機材の整備

市は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

(8) 活動拠点等の整備

自主防災組織は、既存の自治会等の組織を中心に結成されることを基本とすることから、組織の活動拠点については、自治会公民館等とし、市は、公民館等の建設に当たって建設費等を助成する場合には、以下の機能を有する施設の整備に努めるものとする。

- ① 建物の耐震化
- ② 研修・訓練及び地域の避難場所として活用できる講堂等
- ③ 高齢者や障がい者等に配慮したユニバーサルデザイン
- ④ マンホールトイレや防災資機材等を保管する備蓄倉庫の設置
- ⑤ その他地域の防災活動拠点として相応しい設備の設置

(9) 組織の育成

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、市民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ① 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- ② 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

4 企業防災の促進

(1) 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力する

第3章 災害予防計画

よう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 市及び県の支援

市及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

5 消防力の強化等

(1) 消防力・消防体制等の拡充強化

市は県と協力し、消防教育訓練の充実強化や消防施設・設備等の整備促進等の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(2) 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

① 特定防火対象物等

市は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

② 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

(3) 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、市の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況であることから、消防は市と連携して、以下について検討を実施する。

① 消防職員の適性数や増員の必要性の検討

② 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

(4) 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して市民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して市民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、県の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、市は県と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- ① 地域に必要な消防団員数の検討
- ② 市民への消防団活動の広報
- ③ 消防団の訓練、資機材の充実のための市への支援策の検討
- ④ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- ⑤ 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

6 地区防災計画

災害対応においては、コミュニティレベルにおいて、ボトムアップ型となる防災力の向上を図ることも重要である。市内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が、「自助」・「共助」の精神に基づき、各地区の特性を踏まえて地区レベルの防災力を高める計画づくりの展開を検討する。

(1) 地区防災計画

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が中心となる本計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

地区防災計画の内容は、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動等とする。

(2) 地区防災計画の提案

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成した上で、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができることとする。

(3) 市の対応

市防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区計画を定める。

また、市地域防災計画に定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及び理由を、当該計画を提案した地区居住者等に通知する。

(4) 個別避難計画との整合及び一体的な運用

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 災害応急対策活動の準備

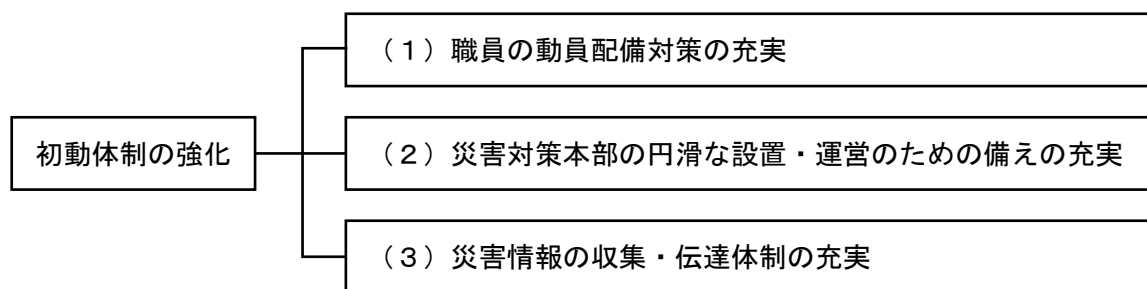
市及び防災関係機関は、「第2編及び第3編の災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

1 初動体制の強化

突然発生する災害に、市及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件である。このことから、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

対 策 別	実 施 内 容
職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめその家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
災害対策職員の緊急呼出体制等の拡充	甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出可能な体制づくりを図る。
24時間体制の強化	地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。
執務室等の安全確保の徹底	勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置・運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

対 策 別	実 施 内 容
市庁舎の耐震性の確保	うるま市災害対策本部を設置する予定である市役所庁舎の耐震性を確

対 策 別	実 施 内 容
	保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。 なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。
災害対策本部の設置マニュアルの作成	誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。
災害対策本部職員用物資の確保	災害対策本部の職員がその職務に専念及び遂行できるよう、最低3日分の飲料水・食料と下着・毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

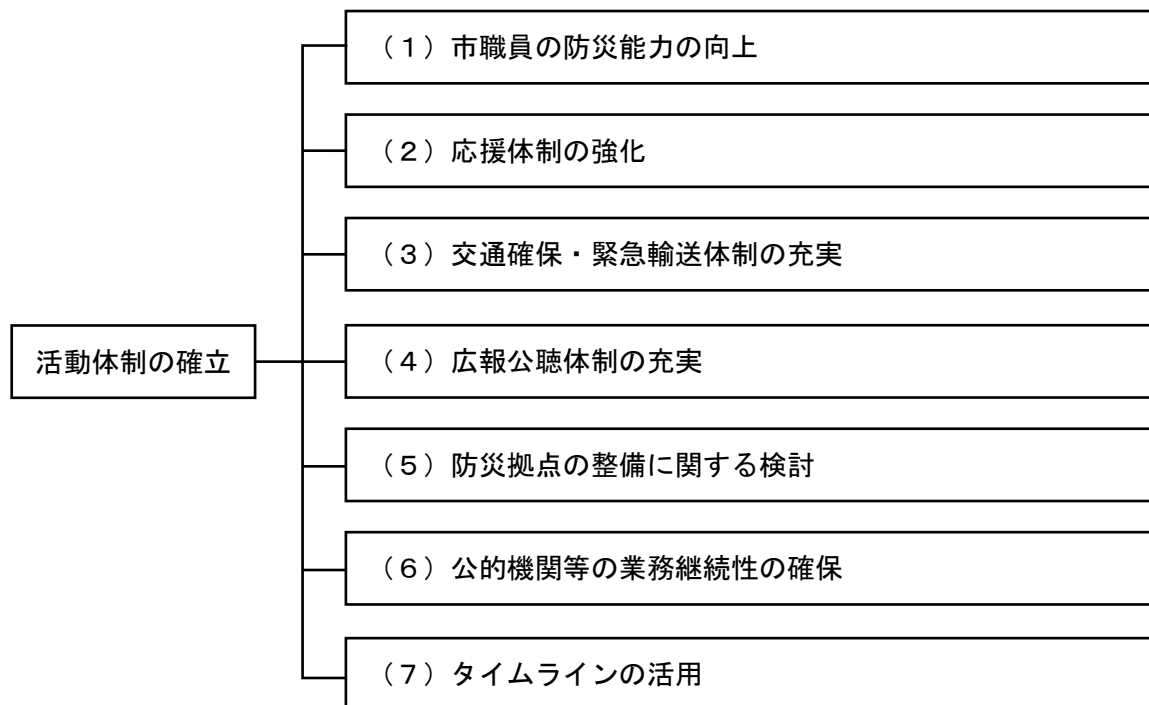
災害に関する情報を災害発生後素早く把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

対 策 別	実 施 内 容
情報通信機器等の充実	① 防災行政無線（固定系・移動系）の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）の円滑な運用、導入等を推進する。 ② 防災関係機関との相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を検討する。 また、孤立が予想される島しょ地域に対し、衛星携帯電話などの通信機器等の配置を推進する。 ③ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）の整備を検討する。
通信設備の不足時の備え	災害発生時において、通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
連絡体制等の確保	市は、各部署の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等を確保する。
情報分析体制の充実	市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。
災害対策実施方針の備え	市は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。
複合災害への備え	市は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

2 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



(1) 市職員の防災能力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

① 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的を開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全部署に配付するとともに、庁内情報共有システムに防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

② 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

㊦ 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

㊧ 災害を体験した市町村等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

㊨ 防災担当専門職員を養成する。

③ 民間等の人材確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を検討する。

(2) 応援体制の強化

市における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら次の対策を講じる。

① 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

市は島しょが散在するため、様々な災害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る近隣市町村間の相互応援を迅速・確実にできる体制を強化する必要がある。

このため、市は、近隣市町村との応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。

市は、以上の点を踏まえて近隣市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

② 市内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

㊦ 指定地方公共機関の指定

大規模な災害時には、現在、指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

㊧ 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるように市内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

③ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

㊦ 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

㊧ 日本赤十字社沖縄県支部や社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアの在り方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

④ 応援機関等の受援施設（活動拠点）の指定

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要があることから、災害の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮し、以下の施設を受援施設とする。

なお、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、あらゆる感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第3章 災害予防計画

施設名	所在地	建築年	海拔	備考
うるま市民芸術劇場	字仲嶺 175	H6	約 69m	
生涯学習文化振興センターゆらてく	字仲嶺 187	H29	約 72m	

⑤ 自衛隊との連携の充実

市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

⑥ 在日米軍との協力体制の充実

市は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

⑦ 応援・受援の備え

市及び市防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先、受援先の指定
- ・ 応援、受援に関する連絡、要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合、配置体制、資機材等の集積、輸送体制等
- ・ 地域内輸送拠点の確保
- ・ 応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れ

(3) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等の多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であることから、今後以下の対策を推進していくこととする。

① 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

② 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

災害発生後、道路管理者は速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局及び市建設業連合会などの関係団体の協力も得て確保するとともに、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業連合会等との協定の締結に努めるものとする。

③ 緊急輸送基地の選定及び整備

災害時の輸送を効率的に行うため、市は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。

また、陸・海・空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

④ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

⑤ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送を確保するための交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するために緊急通行車両の確認が必要となる。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。

よって、市において有する車両を確認し、本計画の災害応急対策計画に基づいた使用性が高い車両をリストアップし、事前届出を図るものとする。

⑥ 運送事業者との連携確保

市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の移送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の移送に必要な情報項目、移送対象者、要請方法等
- ・物資の調達、輸送に必要な情報項目、単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

⑦ 緊急輸送道路の整備

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市、県及び国は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

⑧ 整備の目的

災害時には、支援物資や対策要員を被災地へ輸送しなければならないことから、災害に強い道路（例えば幅員の拡張や電線等の地中化など）の整備を図る。

また、災害発生時の道路啓開や応急復旧等の優先順位を判断するため、緊急輸送道路は、一次緊急輸送道路と二次緊急輸送道路に区分する。

第3章 災害予防計画

① 一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路

一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路の定義は、以下のとおりとする。

種 類 別	定 義
一次緊急輸送道路	① 「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画」で定める道路 ② 広域避難場所、指定避難所及び福祉避難所と上記①の道路をつなぐ道路 ③ 災害時において優先的に道路の啓開や応急復旧等を行う道路
二次緊急輸送道路	各公共施設と緊急輸送道路をつなぐ道路

② 緊急輸送道路等の指定

一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路の位置図については、資料編に示す。

③ 上記②を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

また、災害時における近隣住民等の避難場所や災害物資輸送道路として、陸上自衛隊勝連分屯地周辺の市道、農道等の整備について、関係機関等と協議の上、地域内輸送道路としての整備を図るものとする。(都市政策課確認)

(4) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語による二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を推進していく。

① プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームの設置に努める。

② 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

③ インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、SNS等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。そのようなことから、市からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に調整する。

(5) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、広域避難場所として指定されている具志川総合運動公園や伊波公園、勝連総合グラウンドとし、大規模災害時における公園内等の施設の役割は次のとおりとする。

また、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、非常用電源設備等、耐震性貯水槽等による水の確保、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進し、防災拠点としての強化を図る。

施設名	使用用途
総合体育館	避難所
陸上競技場	応急救護所及び仮設風呂
多目的球戯場	支援物資集積拠点
具志川野球場	飛行場外離着陸場（ヘリポート）
具志川ドーム	避難所
駐車場	応急仮設住宅

(6) 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ ㊧ 不動産登記の保全等 |
|---|

(7) タイムラインの活用

市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 災害予防計画

3 物資及び資機材の確保等

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水及び生活必需品、ブルーシート、土のう等の確保が必要となる。そこで、以下のとおり、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に緊急度が高いため、市民等が身近に確保できるよう整備に努める。

- ① 自治会単位等における自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助
- ② 各家庭、事業所等に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 救助工作車・救助資機材等の市消防への整備促進
- ④ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
- ⑤ 各公共施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため市民等が身近に確保できるよう整備を図る。

- ① 各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ② 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 消防自動車等、公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

県立病院及びその他の市内の病院における医薬品・衛生材料の確保のほか、市において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

また、緊急調達を迅速に実施できるよう、医薬品等取扱事業者等との協定を締結し、必要に応じ事業者の保有する医薬品等の調達体制を整えるものとする。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品について、市の規模を考慮した上災害発生後3日以内に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭及び地域での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市は地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

また、市は、食料の備蓄の目安をうるま市備蓄計画で示す。

① 個人備蓄等の推進

家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発を推進する。

② 給水用資機材等の整備

配水池への緊急遮断弁や飲料水兼用型耐震性貯水槽等の設置を促進する。
また、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄を促進する。

③ 企業等との協定

大手流通業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結を促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握に努める。

④ 広域支援体制

公的備蓄ネットワーク（市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築を推進する。

⑤ 要配慮者に配慮した備蓄

乳幼児、高齢者などに配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(5) 輸送手段の確保**① 車両の確保**

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

② 船舶の確保

中城海上保安部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等について、応援要請の方法等の事前協議を図っておく。

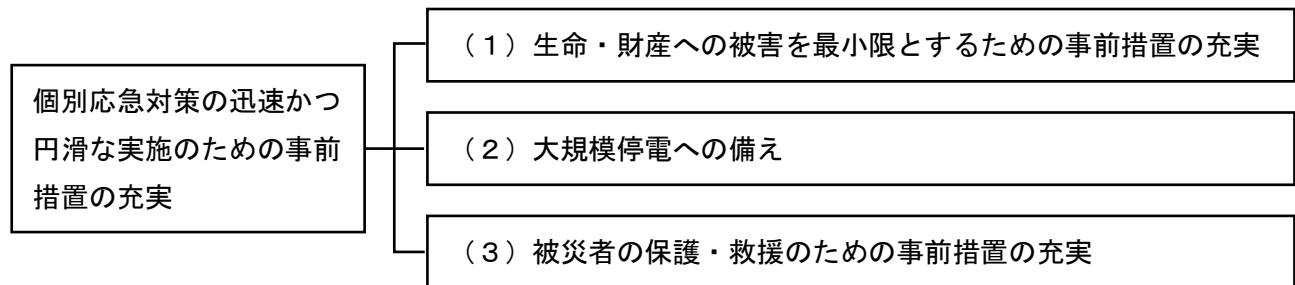
4 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の移送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。



(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があり、以下の対策を積極的に推進する。

① 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を市民に迅速に知らせる体制を整える。

② 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

③ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関・施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そのようなことから、以下の対策を推進するものとする。

- ㉞ 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ㉟ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検の指導
- ㊱ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルを作成
- ㊲ 耐震性のある県立施設（高等学校等）の避難所指定に関する調整
- ㊳ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び改修の検討

④ 救出救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出救助できるよう以下の対策を推進する。

- ㉞ 市、市消防、警察、自衛隊、海上保安部等との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- ㉟ 各自主防災組織に対する救出救助用資機材の補助

⑤ 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン等の停止などで機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じてい

く必要がある。そのためには、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもと、総合的な緊急医療対策を検討する。

なお、当面は以下の対策を推進することとする。

- ㊦ 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- ㊧ 緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- ㊨ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- ㊩ 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報、その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し、提供を行うための対策

⑥ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の地震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民等の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 大規模停電への備え

- ① 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ② 市及び県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。
- ③ 市は、指定避難所となる施設等における非常用電源の確保に努めるものとする。

(3) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対して、きめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

① 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ㊦ 無線設備の整備
- ㊧ 教職員の役割の事前規定
- ㊨ 調理場の調理機能の強化
- ㊩ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- ㊪ シャワー室、和室、簡易ベッド、洋式トイレ及び車いす用トイレの整備
- ㊫ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水）及び浄化施設の整備
- ㊬ 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、仮設トイレ、マンホールトイレ、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
※井戸を整備する場合は、児童生徒の安全を確保するため、井戸内への転落防止措置を講じること。
- ㊭ 施設の耐震化及びバリアフリー化
- ㊮ 津波緊急避難場所の整備（迅速な津波避難が困難な低地の場所に学校を建設する場合、可能な限り高層化に努めるなど、児童生徒をはじめ地域住民等の緊急避難場所の確保を図る。）

第3章 災害予防計画

② 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

㊦ 緊急避難場所・避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための避難所を指定する。

なお、緊急避難場所及び避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で市民等に周知する。

指定に当たっては、以下の点に留意する。

- ・災害対策基本法施行令で定める緊急避難場所及び避難所の基準への適合
- ・地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、あらゆる感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所の指定
- ・平常時からの避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底
- ・災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備

区分	分類	概要
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は広場等であり、災害種別ごと（洪水、土石流、がけ崩れ・地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫）に安全なのか危険なのか示し指定する。
	指定緊急避難場所（広域）	指定緊急避難場所であり、広域的な避難者の受け入れや、災害時の応急対策等に必要なヘリポートや救護所等が設置される防災拠点となる施設
	指定緊急避難場所（小規模）	指定緊急避難所まで距離的に避難が困難な地域等を解消するため、小規模ではあるが、避難者が安全に避難できる施設
指定避難所	指定避難所	避難者を災害の危険がなくなるまでの期間、又は自ら居住場所を確保することが困難になった被災住民やその他の被災者を一定期間滞在させるための施設
	指定避難所（津波除く）	津波避難対象地域（津波災害警戒区域内除く）に立地しているため、津波警報、大津波警報発表時には開設しないが、津波警報等解除後は、施設及び周辺の浸水状況等を確認し、安全が確保されれば開設する指定避難所
	一時避難所	大規模災害時に、避難者を一時的に受け入れる公民館施設、民間事業所及びホテル等の宿泊施設であり、指定避難所の空き状況に応じて避難者を移動させ、短期的に開設する避難所とし、平時より協定を締結し、協力体制を図る

㊧ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、以下の点に留意し

て、緊急避難場所・指定避難所を整備していくものとする。

- ① 内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、あらゆる感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- ② 学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ③ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資やあらゆる感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- ④ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

③ 福祉避難所のリストアップ

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定しておくとともに協定の締結に努める。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難して福祉避難施設の機能及び目的が果たせなくなることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して予め公示するなどして整理し、混乱しないよう努める。

また、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

※なお福祉避難所の協定における様式等は別途定める。

ア 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、宇久市避難所として指定する施設を選定し指定する。

また、民間の社会福祉施設等の場合は、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

イ 福祉避難スペース（室）の確保

専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。

第3章 災害予防計画

ウ その他の避難所、避難場所等

市は、災害対策基本法に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに福祉避難所の他、必要に応じて次の分類により避難所、避難場所等として定めることができる。

分類	概要
準避難所	二次被害の可能性のある地域（津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定域、内水浸水想定区域）に立地しているが、「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」を満たし、二次被害を回避するための構造を有しているため、当該災害が収まった後に、施設及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確保され、市長が必要と認めた場合に開設する公共施設
台風等避難所	暴風域に入る見込みがある場合や、局地的な土砂災害、洪水発生時または発生する恐れがある場合等の小規模災害時に開設する公共施設とし、原則として、石川地区、具志川地区、勝連地区、平安座島に1箇所（計4箇所）同時に開設する。対象となる施設は、指定避難所（津波除く）又は準避難所の指定基準を満たしている必要がある。
津波避難施設	津波警報、大津波警報発表時に、津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する高い建物（ビル、高層アパート、展望台等）及び高台にある広場等
災害時協力施設	平時より地域のコミュニティの場として周知されている公民館施設であり、災害時に避難者が滞在し生活する施設ではなく、当該地域の被災者に対し、炊き出しや支援物資の配給、トイレの貸し出し、情報提供などの支援協力を得られる施設とし、大規模災害時に施設及び周辺の安全を確認し協力要請する。

④ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、市民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄に努めるよう、普及・啓発を行う。

⑤ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

⑥ 物価の安定等の事前措置

市は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行い、県や関係機関と連携し、以下の事前措置を実施する。

- ㊦ 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- ㊧ 災害発生時の営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

⑦ 文教対策に関する事前措置

市は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- ㊦ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の使用の在り方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討。
- ㊧ 時間外災害発生時の児童・生徒・学生の被災状況の把握方法の検討。
- ㊨ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討。
- ㊩ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導。

⑧ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑨ 広域一時滞在等の事前措置

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ㊦ 県、近隣市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- ㊧ 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- ㊨ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- ㊩ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
- ㊪ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

⑩ 家屋被害調査の迅速化

市は、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なる罹災証明の発行を県に要請する。

市は、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

⑪ 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、うるま市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月）の第3編に、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理基本計画を策定している。

第3章 災害予防計画

⑫ 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておくこと。

5 ヘリポート整備の検討

地震等大規模な災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

特に、本市の場合、橋一本で沖縄本島と連絡している平安座島、浜比嘉島、宮城島、伊計島、藪地島や海上ルートしかない津堅島においては、これらのルートが使用できない際に、航空機等による空からの救援等が必要となってくる。

そのことから、市は、県や関係機関と連携して、これらの島に救援ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備について検討する。

また、ヘリポートの整備については、天候不良時や夜間の離発着の安全を確保するため、対空照明や風向表示コーン等の設置についても検討する。

6 災害ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア意識の醸成

防災活動において、ボランティアが果たす役割は非常に大きいことから、ボランティアの自主性を尊重しつつ、有効に連携を図るために、災害ボランティアの活動環境の整備を進める。

取り組み別	実施内容
① 学校教育における取組	ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験等に勝るものはなく、市の学校教育に積極的な取り組みを図っていくものとする。
② 生涯学習を通じての取組	市における社会教育活動の中で、ボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

(2) ボランティアの育成等

① ボランティアの育成

市は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

『地域ボランティアの役割（初動期）』

- ・被災地外ボランティアの現地誘導
- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア組織の形成を支援

② 専門ボランティアの登録等

- ㊦ 本市において、迅速かつ有効なボランティア活用を実施するため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を「専門ボランティア」として平常時から登録し、把握に努めるものとする。
- ㊧ 市及び県等において登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

③ ボランティアコーディネーターの養成

市は、社会福祉協議会及び県等と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

- ① 市は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について、準備・指定しておくものとする。
- ② 市及び社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- ③ 市及び社会福祉協議会は、各自治会単位等によるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、活動支援を行うものとする。
また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供してボランティア相互間の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。
- ④ 市は県と連携して、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。
また、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。
- ⑤ 市、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を求めるとともに、そのボランティア活動を支援するよう努める。

7 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

よって、平常時から地域における要配慮者への支援体制が整備されるよう努める。

特に、避難行動要支援者には事前に個別避難計画を策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育施設等における要配慮者の安全を図るために、十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

第3章 災害予防計画

① 地域防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

② 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊、火災等が発生することのないよう施設や付属設備等の整備・常時点検に努めるものとする。

③ 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

④ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

⑤ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

例) 乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食料の確保に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を、平成26年4月の改正災対法49条の10に基づき作成する。

市は、避難行動要支援者名簿の取り扱いにおいて、内部・外部の関係者と連携し、適正な管理に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者は、個人の避難能力（災害関連情報の取得能力、判断能力、身体能力等）及び支援環境（支援者の有無、居住地のリスク等）に関する情報を基に総合的に判断するものとし、名簿等の作成方法については、「うるま市避難行動要支援者名簿取扱要綱」（令和2年うるま市告示第263号）により実施する。

① 避難支援を行う関係者の範囲

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- ㉞ 自治会及び自主防災組織
- ㉟ うるま市民生委員児童委員協議会
- ㊱ うるま市社会福祉協議会
- ㊲ うるま市を管轄する警察署
- ㊳ うるま市の各消防署
- ㊴ その他前各号に準ずる団体として市長が認めた団体

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ㉞ 要介護状態区分が3以上の方
- ㉟ 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ㊱ 療育手帳A判定の方
- ㊲ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ㊳ 難病患者または小児慢性特定疾病患者
- ㊴ 上記に該当しないが、名簿への登録を希望する方

③ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。

㉞ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

㉟ 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

㊱ 市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

第3章 災害予防計画

④ 名簿の更新と適切な管理

市は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

⑤ 名簿情報の利用及び提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

㉞ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市消防、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供する。

㉟ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

⑥ 名簿情報の適切な管理及び情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者に名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、情報の漏えい防止を図る。

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、次の点について避難支援等関係者に対し配慮を求めるものとする。

また、自治会、自主防災組織及び市社会福祉協議会に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- ・ 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- ・ 必要以上の名簿の複製の禁止
- ・ 施錠可能な場所への名簿の保管
- ・ 団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）

⑦ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項

要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項の基本的な事項は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」及び「第2編 第1章 第10節 避難行動要支援者対策計画」のとおりとする。

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、避難準備・高齢者等避難開始の周知を図る。

避難の勧告、指示は次の方法により周知する。

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市公式LINE等による配信		○

⑧ 避難支援を行う関係者の安全確保対策

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(3) 個別避難計画の作成等

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設され、また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定された。

これを受け、市は、あらかじめ避難行動要支援者一人一人について、その避難誘導等に必要な情報をまとめた「個別避難計画」を作成し、以下事項を定め、避難行動要支援者名簿とともに活用するものとする。

- ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ② 避難支援を行う関係者の範囲
- ③ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ④ 個別避難計画の更新
- ⑤ 計画情報の適切な管理

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 在宅で介護を必要とする市民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

① 避難行動要支援者避難体制の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防や自治会、自主防災組織等及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人情報の保護に配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報を共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、実効性のある避難行動要支援者個別避難計画の策定に努めるものとする。

第3章 災害予防計画

避難行動要支援者個別避難計画の作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月 内閣府（防災担当））に基づくものとする。

② 防災についての普及・啓発

広報活動等、関連施設・機関を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

㊦ 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

㊧ 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

③ 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が、直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

また、消防防災部局や福祉部局等で、要配慮者の情報共有が円滑に行われるようシステムの整備に努めるものとする。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

① 施設設備等の整備

施設管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

② 施設及び設備等の安全点検

施設管理者は、災害発生時に施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

8 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

市、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（フェリー、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

① 避難標識等の整備、普及

避難場所・避難路の誘導標識は、観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標示とし、その安全確保に努めるものとする。

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海抜表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（フェリー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

② 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

③ 観光関連施設の耐震化促進

県及び市は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

(2) 外国人の安全確保

国際化の進展に伴い、本市にも居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り的確な行動がとれるよう、県とともに市における防災環境づくりに努めるものとする。

対 策 別	実 施 内 容
外国人への防災知識の普及	ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、多言語の防災パンフレットを作成、配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。
外国語通訳ボランティアの活用体制の整備	災害時における外国語通訳のボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。
避難誘導のための看板等の設置	外国人が避難場所に円滑に移動できるよう多言語の看板等の設置に努める。また、看板には、国際的に共有した絵文字表記（ピクトグラム）の活用を図る。
防災訓練等への参加促進	在住外国人が火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、防災訓練等への積極的な参加を促すよう努めるものとする。

第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 基本的事項

(1) 避難体制の整備

実施主体	役割等
沖縄県	① 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検 ② 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル、旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導
うるま市	① 避難所の選定 ② 避難所の開設及び運営方法の確立 ③ 避難所の安全確保 ④ 住民への周知 ⑤ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備 ⑥ 避難の指示等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備 ⑦ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などのための避難マニュアルの作成 ⑧ 避難経路の点検及びマップの作成 ⑨ 避難心得の周知（携行品、その他の心得含む）
社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設及び不特定多数の者が出入りする施設等の管理者	① 避難計画の作成 ② 避難誘導體制の整備

(2) 避難場所の種類

種類別	定義	指定の基本的な条件
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に非難する施設又は場所をいう。	海拔が概ね15m以上にあり、更に高台まで移動できる位置にある公園等とする。 また、一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。

種 類 別	定 義	指定の基本的な条件
広域避難場所	<p>大規模災害において、地震に起因する火災や津波などの災害から安全が確保される大規模な公園等の広場をいう。</p> <p>また、状況に応じて応急救護所や災害ボランティアなどの活動拠点を設置する。</p>	<p>海拔が概ね30m以上にあり、市街地火災からの輻射熱に対して安全な広さが確保できる大規模な公園等とする。</p> <p>収容人員の基準は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案するとともに、あらゆる感染症対策を踏まえ、できる限り過密とならない広さを確保すること。</p>

(3) 避難所の種類

種 類 別	定 義	指定の基本的な条件
指定避難所	<p>避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいう。</p>	<p>沖縄県津波被害想定検討結果に基づく、津波浸水予測の域外に位置し、耐震、耐火構造の公共施設（学校体育館や校舎等）を利用する。</p> <p>収容人員の基準は、1人当たり2㎡以上を確保する。</p>
福祉避難所	<p>上記の指定避難所で生活することが困難となる高齢者や障がい者等が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、状態に応じて安心した生活ができる体制を整備した施設をいう。</p>	<p>沖縄県津波被害想定検討結果に基づく、津波浸水予測の域外に位置し、耐震、耐火、バリアフリー構造の公共施設を利用する。</p> <p>また、避難所が不足する場合には、社会福祉施設等の民間施設を利用することも想定する。</p>

(4) 津波避難所の指定要件及び整備

- ① 避難所は、海拔15m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。
- ② 指定避難所は、公立学校や市所有の施設、地域の公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存施設を使用するものとし、必要に応じ、換気又は照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。
- ③ 指定避難所として使用する施設は、定期的にその現況を調査するものとする。
- ④ 指定避難所に適する施設が無い地域等について、市は、地域の実情に応じ、避難所を兼ね備えた防災センターなどの整備に努める。

第3章 災害予防計画

- ⑤ 市域内で十分な指定避難所を確保できない場合は、県及び近隣市町村と協議し、避難所の予定施設又は場所を定めておくものとする。
- ⑥ 市所有の施設以外に避難所を指定する場合は、あらかじめ土地、建物の所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。
- ⑦ やむを得ず津波浸水想定区域等に避難所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

(5) 福祉避難所の指定・整備

一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者が、避難所生活において、集中して特別な配慮が受けられるよう一般の避難所とは別に用意する必要がある。

福祉避難所の指定に当たっては、耐火・耐震構造でバリアフリー設備を備えた公共施設とし、十分な避難所を確保することが難しい場合は、社会福祉施設等と調整し、受入れ体制等の調整を図ることとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるほか、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源を確保する等の、必要な配慮をするよう努めるものとする。

(6) 津波避難ビルの指定等

種 類 別	定 義	指定の基本的な条件
津波避難ビル	高台に移動する時間を要するなど、迅速な津波避難が難しい地域において、差し迫る津波から避難者の安全を一時的に確保するため、緊急避難をする場所をいう。	指定等に当たっては、鉄筋コンクリート等の堅固な建物（公共施設・民間建物問わず）とし、沖縄県津波被害想定検討結果に基づく津波の予想高を十分に考慮する。 民間の建物を指定する場合には、所有者及び管理者等の承諾を得る必要があることに留意する。

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域では、公共施設のほか、民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるよう努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地域では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(7) 避難場所の指定状況

避難場所の指定状況は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりとする。

(8) 津波災害に備えた避難道路の整備

① 整備の目的

避難所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難道路等について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

また、災害発生後の復旧・復興等の優先順位を判断するため、避難道路は、一次避難道路と二次避難道路に区分する。

② 一次避難道路及び二次避難道路

一次避難道路及び二次避難道路の定義は、以下のとおりとする。

種 類 別	定 義
一次避難道路	広域避難場所又は指定避難所、福祉避難所等につながる主に基幹的な道路等をいい、災害復旧・復興を優先的に行う。
二次避難道路	指定緊急避難場所又は避難道路につながる主に集落内などに位置する生活道路等をいう。

③ 整備の水準

人口の集中する市街地（D I D地区）においては、地震による建物の倒壊や放置車両などによる道路の閉塞が起こらないよう勘案した避難道路の整備に努める。

また、老朽化した橋梁の架け替え等に努める。

市街地（D I D地区）以外の地域における避難道路及び準避難道路については、幅員5m以上（ただし、やむを得ない場合は、2.5m以上）を目標に避難道路としての整備に努める。

④ 避難道路等指定

一次避難道路、二次避難道路の位置図は、資料編に示す。

※D I D地区とは、国政調査において設定される統計上の地区である。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/K㎡以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

2 津波避難体制等の整備

市は金武湾及び中城湾に面し、海浜地域には住宅及び事業所等が立地しており、津波が押し寄せた場合、これら地域住民や事業所関係者、他に漁業関係者や海水浴客、釣り人等に甚大な被害を及ぼす可能性がある。

このような状況を踏まえ、津波被害から市民を守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

(1) 津波避難計画の策定

市は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月 津波対策推進マニュアル検討委員会）、「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月更新 内閣府（防災担当））及び「沖縄県津波避難計

第3章 災害予防計画

画策定指針（令和4年8月修正 沖縄県）を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努めるものとする。

なお、津波に対する避難指示等の発令の判断基準については、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

① 避難計画の留意点

㉞ 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

㉟ 消防防災関係職員等の避難原則

市職員、消防職員、消防団員、警察官など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(2) 津波危険に関する啓発

市は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市民にわかりやすく公表し、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

① 市民等への啓発事項

㉞ 津波浸水想定区域（想定限界や不確実性含む）

㉟ 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難道路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）

㊱ 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）

㊲ 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

② 啓発の手段

㉞ 学校、幼稚園、保育園での職員、生徒、児童、園児、保護者を対象とした教育

㉟ 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

㊱ 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特

定多数の者が利用する施設等)を対象とした説明会

- ㊦ 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー(消防団、自主防災組織等)への研修会
- ㊧ 広報誌、ホームページ、防災マップの作成・配布
- ㊨ 防災訓練
- ㊩ 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置(避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める)
- ㊪ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

③ 広報・教育・訓練の強化

㊫ 津波ハザードマップの普及促進

市の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

㊬ 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、市民、防災リーダー、要配慮者及び避難行動要支援者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

㊭ 津波防災教育の推進

市は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

① 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

また、地震情報、津波警報、避難指示等が市民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者及び避難行動要支援者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、災害情報共有システム(L-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。))及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

② 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

第3章 災害予防計画

③ 避難ルート及び避難ビルの整備

㊦ 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、市民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

㊧ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

㊨ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

㊩ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

㊪ 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

④ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

(4) 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

- ① 地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の

配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

- ② 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- ③ 津波災害警戒区域を含む市は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- ④ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
施設所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

第6節 島しょ地域の防災体制の強化

島しょ地域においては、港湾、漁港、海中道路や通信施設等が生命線となると想定されるが、地震・津波により各施設が被災し、外部との連絡や救援活動等が長期間にわたって不能となる事態も予測される。また、島しょ地域は、津波による浸水範囲も広く、大津波から避難できない可能性も想定される。

このような地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1 孤立化等に強い施設整備

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、島しょ地域の孤立防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や液状化対策、背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 道路対策

道路管理者は、島しょ地域の重要な港湾、漁港や中山間部の孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 通信施設対策

市及び通信事業者は、孤立化が予想される島しょ地域について、所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

2 孤立化等に強い人づくり

(1) 孤立想定訓練

市は、島しょ地域の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

市は、島しょ地域の孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

島しょ地域で孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、継続的に自主防災組織の育成・強化を図る。

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

(1) 島しょ地域への応援体制の強化

市は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

市は、島しょ地域や孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに食料や飲料水、医療品等の十分な量の備蓄を目指すほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

島しょ地域ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートの確保を推進する。

4 津波避難体制の整備

(1) 津波警戒避難体制・手段の整備

津波避難が困難な区域においては、避難通路や津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

第7節 道路事故災害予防

1 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第8節 海上災害予防計画

1 航行の安全確保等

市は、中城海上保安部や沖縄総合事務局等による航行の安全確保の取組に協力する。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

市は、中城海上保安部及び県と協力して、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の市民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び市消防は、消防用施設・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、県と協力して油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

市は、中城海上保安部、沖縄総合事務局、県、市消防等と協力して、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。